

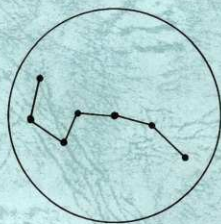
TUTTORIKENYAZUGUNMOTIGASETYO

鳥取県八頭郡用瀬町

YO I KARA BORI I SEKI

# 余井唐堀遺跡発掘調査報告書

余井谷川荒廃砂防工事に伴う埋蔵文化財発掘調査



1993・3

用瀬町教育委員会

## 序 文

この報告書は、用瀬町大字美成の余井地区における余井唐堀遺跡の発掘調査の記録であります。

この調査は余井谷川荒廃砂防工事に伴い、同地区が遺物散布地であることから平成3年度に試掘を行い、その結果をもとに平成4年度本調査を実施したものであります。

この地域には、現地から約250m離れたところで昭和53年に余井古墳が発掘調査されており、地元の人たちからも現地周辺には遺跡が埋もれていると言いつえられてきました。この度の調査によって、この地域で古い時代から人々の営みが続けられてきたことが裏付けられたといえます。

用瀬町では、このような発掘調査について経験が少なく、いろいろな困難を伴いましたが、鳥取県埋蔵文化財センターのご指導と、担当して頂いた調査員を始め補助員、作業員の方々のご尽力で、ようやく報告書を発刊する運びとなりました。

関係各位に深く感謝申し上げますと共に、これを契機に本町の文化財保護に一層の努力を重ねていきたいと思っておりますので、皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

平成5年3月

用瀬町教育委員会

教育長 岸 本 一 郎

## ◎ 例 言

- 1) 本報告書は、平成4年度余井谷川荒廃砂防工事に伴い鳥取県郡家土木事務所の委託を受けて用瀬町教育委員会が実施した、余井唐堀遺跡の発掘調査報告書である。
- 2) 遺跡の所在地は、鳥取県八頭郡用瀬町大字美成字余井唐堀に所在し、余井唐堀101・102番地の工事対象区域を中心として実施した。
- 3) 調査期間は、平成4年4月6日から8月31日まで現地調査を実施し、以後平成5年3月31日まで屋内で整理作業・報告書作成を行なった。
- 4) 遺跡内で採取した土壌試料については、長井武雄氏（鳥取大学農学部教授）に土壌分析及磁性物分析をお願いし、貴重なデータとご指導を戴いた。
- 5) 遺跡内で出土した炭片の樹種同定には、古川郁夫氏（鳥取大学農学部助教授）と小泉 純氏（鳥取大学大学院生）の二氏にお世話になり、貴重なデータとご指導を戴いた。
- 6) 本書で使用した方位は真北を示し、遺跡の位置と遺構の全体については、国土地標第V系を使用して表した。国土地標第V座標系の原点は東経134°20'、北緯36°である。
- 7) 本書で使用した遺構・遺物の略号は以下の通りである。

|    |        |    |       |    |       |    |    |
|----|--------|----|-------|----|-------|----|----|
| SD | 溝状遺構   | SK | 土壌状遺構 | SI | 竪穴式住居 | SA | 棚列 |
| P  | ピット状遺構 | PO | 土器    | S  | 石器    | F  | 鉄器 |
| J  | ガラス小玉  | C  | 古銭    | W  | 炭片    |    |    |

- 8) 室内作業において遺物へのネーミングは、YKを遺跡名を表す略号とした。
- 9) 本書に関する資料は、用瀬町教育委員会において管理し、出土遺物については用瀬町郷土歴史館において保管・活用する予定である。

## ◎ 調査関係者

- 1) 事業主体 鳥取県郡家土木事務所
- 2) 調査主体 用瀬町教育委員会
- 3) 調査団長 岸本 一郎 (用瀬町教育長)
- 4) 調査員 松下 利秀
- 5) 調査補助員 安東 俊作  
西尾 和昭
- 6) 事務局 平木 正和 (用瀬町文化財係)
- 7) 調査指導 鳥取県埋蔵文化財センター
- 8) 作業協力者 安東 寛 池本 昭義 岩本 倉藏 加賀田 豊  
塩谷 清次 下田 忠男 田中 賢一 田中 照則  
田辺 源藏 田淵 昇 柳部 稔 山本 武雄  
鈴木百合子
- 9) 協力 鳥取県郡家土木事務所

# 本文目次

|                       | 頁  |
|-----------------------|----|
| 第I章 遺跡の歴史的環境          | 1  |
| 第II章 調査の概要            | 13 |
| 第1節 調査の方法             | 13 |
| 第2節 遺跡の概要             | 13 |
| 第1項 遺構の概要             | 13 |
| 第2項 第1トレンチ            | 13 |
| 第3項 土壌状遺構 (SK-01~07)  | 22 |
| 第4項 柵列状遺構 (SK-01・02)  | 31 |
| 第5項 竪穴式住居址 (SI-01)    | 36 |
| 第6項 溝状遺構 (SD-01~04)   | 37 |
| 第2節 その他の出土遺物          | 40 |
| 第III章 饗送りと魂神その道教的なるもの | 52 |
| 第1節 河辺のアソビの源流         | 52 |
| 第2節 移動式竈(輪竈)について      | 56 |
| 第3節 道教的なるものについて       | 59 |
| 第IV章 鳥取県内出土の移動式竈      | 63 |
| 第V章 まとめに代えて           | 67 |
| 第VI章 付 論              | 69 |
| 第1節 余井唐堀遺跡出土の土壌試料     | 69 |
| (鳥取大学教授 長井武雄)         |    |
| 第2節 余井唐堀遺跡出土の炭片試料     | 72 |
| (鳥取大学助教授 古川郁夫)        |    |
| (同 大学院生 小泉 純)         |    |
| 第VI章 写真図版             | 73 |

## ◎ 挿図目次

|                             | 頁   |                         | 頁   |
|-----------------------------|-----|-------------------------|-----|
| 挿図-1 川瀬町位置図                 | -3  | 挿図-29 SK-02 出土遺物実測図     | -32 |
| 挿図-2 用瀬町遺跡分布図(折込)           | -3  | 挿図-30 SK 03・04・05 遺構実測図 | -33 |
| 挿図-3 遺跡周辺の地形及び調査位置図         | -5  | 挿図-31 SK-04 出土遺物実測図     | -34 |
| 挿図-4 遺跡周辺の地形分類図             | -6  | 挿図-32 SK-05 出土遺物実測図     | -34 |
| 挿図-5 遺跡周辺の小字図               | -7  | 挿図-33 SK-06 出土遺物実測図     | -34 |
| 挿図-6 余井岩瀬遺跡現状地形実測図          | -14 | 挿図-34 SK-06 遺構実測図       | -34 |
| 挿図-7 余井岩瀬遺跡地形積層実測図          | -15 | 挿図-35 SK 07 遺構実測図       | -35 |
| 挿図-8 余井岩瀬遺跡3次形復元図           | -16 | 挿図-36 S1-01 遺構実測図       | -35 |
| 挿図-9 余井岩瀬遺跡上層遺構面地形実測図       | -17 | 挿図-37 SD-02(B)上層遺構実測図   | -36 |
| 挿図-10 余井岩瀬遺跡下層遺構面地形積層実測図(1) | -18 | 挿図-38 SD 03(B)中層遺構実測図   | -37 |
| 挿図-11 余井岩瀬遺跡下層遺構面地形積層実測図(2) | -19 | 挿図-39 SD-02(B)下層遺構実測図   | -38 |
| 挿図-12 A区トレンチ実測図(SD-02・B)    | -20 | 挿図-40 SD 03 南壁土層断面実測図   | -39 |
| 挿図-13 第1トレンチ西壁・南壁土層断面実測図    | -20 | 挿図-41 SD-03 出土遺物実測図     | -39 |
| 挿図-14 B区土層断面実測図             | -20 | 挿図-42 SD-04 出土遺物実測図     | -39 |
| 挿図-15 C区土層断面実測図             | -20 | 挿図-43 その他の出土遺物実測図(1)    | -40 |
| 挿図-16 D区土層断面実測図             | -20 | 挿図-44 その他の出土遺物実測図(2)    | -41 |
| 挿図-17 E区土層断面実測図             | -21 | 挿図-45 その他の出土遺物実測図(3)    | -42 |
| 挿図-18 各区土層断面位置図             | -21 | 挿図-46 その他の出土遺物実測図(4)    | -43 |
| 挿図-19 余井岩瀬遺跡7層遺構実測図(折込)     | -23 | 挿図-47 その他の出土遺物実測図(5)    | -44 |
| 挿図-20 余井岩瀬遺跡下層遺構実測図(折込)     | -25 | 挿図-48 その他の出土遺物実測図(6)    | -45 |
| 挿図-21 第1トレンチ上層遺物出土状況図       | -27 | 挿図-49 その他の出土遺物実測図(7)    | -46 |
| 挿図-22 第1トレンチ中層遺物出土状況図       | -27 | 挿図-50 試掘T-4 東壁土層断面実測図   | -70 |
| 挿図-23 第1トレンチ下層遺物出土状況図       | -28 | 挿図-51 土壌分析結果(1)         | -71 |
| 挿図-24 第1トレンチ出土遺物実測図(1)      | -29 | 挿図-52 土壌分析結果(2)         | -71 |
| 挿図-25 第1トレンチ出土遺物実測図(2)      | -30 | 挿図-53 土壌分析結果(3)         | -71 |
| 挿図-26 第1トレンチ出土遺物実測図(3)      | -31 | 挿図-54 磁気物分析結果(1)        | -71 |
| 挿図-27 SK-01 遺構実測図           | -32 | 挿図-55 磁気物分析結果(2)        | -71 |
| 挿図-28 SK 02 遺構実測図           | -32 | 挿図-56 磁気物分析結果(3)        | -71 |

## ◎ 挿表目次

|                         | 頁   |                           | 頁   |
|-------------------------|-----|---------------------------|-----|
| 挿表-1 川瀬町内遺跡一覧表          | -2  | 挿表-8 鳥取県内の移動式竈出土遺跡一覧表(1)  | -64 |
| 挿表-2 古代・中世の川瀬町に関する略年表   | -11 | 挿表-9 鳥取県内の移動式竈出土遺跡一覧表(2)  | -65 |
| 挿表-3 余井岩瀬遺跡出土遺物概観一覧表(1) | -47 | 挿表-10 鳥取県内の移動式竈出土遺跡一覧表(3) | -66 |
| 挿表-4 余井岩瀬遺跡出土遺物概観一覧表(2) | -48 | 挿表-11 磁気物及び融合層表           | -70 |
| 挿表-5 余井岩瀬遺跡出土遺物概観一覧表(3) | -49 | 挿表-12 磁気物分析結果一覧表          | -70 |
| 挿表-6 余井岩瀬遺跡出土遺物概観一覧表(4) | -50 | 挿表-13 余井岩瀬遺跡土壌分析結果一覧表     | -70 |
| 挿表-7 余井岩瀬遺跡出土遺物概観一覧表(5) | -51 | 挿表-14 炭片判定結果一覧表           | -70 |

## ◎ 図版目次

|                     | 頁   |                        | 頁   |
|---------------------|-----|------------------------|-----|
| 図版-A 余井岩瀬遺跡出土の炭片(1) | -73 | 図版-6 SD-03 溝状遺構土層断面    | -84 |
| 図版-B 余井岩瀬遺跡出土の炭片(2) | -74 | 図版-7 第1トレンチ遺物出土状況      | -85 |
| 図版-C 余井岩瀬遺跡出土の炭片(3) | -75 | 図版-8 SK-02・06 検出状況     | -86 |
| 図版-D 余井岩瀬遺跡出土の炭片(4) | -76 | 図版-9 ミニチュア・土器・陶器口土状況   | -87 |
| 図版-E 余井岩瀬遺跡出土の炭片(5) | -77 | 図版-10 第1トレンチ出土遺物       | -88 |
| 図版-F 余井岩瀬遺跡出土の炭片(6) | -78 | 図版-11 余井岩瀬遺跡出土の特殊遺物    | -89 |
| 図版-1 余井岩瀬遺跡遺構       | -79 | 図版-12 遺跡出土の縄文・弥生・古式土器類 | -90 |
| 図版-2 余井岩瀬遺跡全景       | -80 | 図版-13 遺跡出土の土師器・土師質土器   | -91 |
| 図版-3 余井岩瀬遺跡南半部全景    | -81 | 図版-14 遺跡出土の原形器         | -92 |
| 図版-4 溝状遺構全景         | -82 | 図版-15 遺跡出土の中・近世遺物      | -93 |
| 図版-5 SK・S1全景遺構      | -83 | 図版-16 遺跡出土の石器類         | -94 |

## 第I章 遺跡の歴史的環境

鳥取県東部にある用瀬町は、略中央を第1級河川の千代川が北流し、その河口から約20kmの冲流地点に位置する。町の北は河原町・南は智頭町・東は船岡町・西は佐治村が接し、南西部の一部は岡山県と県境を接する。

用瀬町は、旧暦3月3日の「雛送り」で全国的にも知られるようになったが、「和名抄」には用瀬の名は見られず、智頭郡美成郷が現在の用瀬町に略一致すると考えられている。「用瀬」地名は「因幡国野坂郷松上大菩薩」の鐘銘に「用瀬大工賀茂家守」の名が見える事から南北朝初期には確実に存在したと判断されると同時に、この鐘銘が鋳物師の存在を示唆するものとして注意される。そこで、ここでは鋳物師の存在に注目して遺跡の歴史的環境を考える事としたい。

因幡国智頭郡に延喜式内社は見られないが、余井唐堀遺跡の立地する所から約2km下流の八上郡に延喜式内社・都波奈弥神社があり、「文徳実録」仁寿元年(851)冬十月の条に「従五位下を授く」とあり、「因幡志」は「都波奈弥神社二座 敷岐郷和奈見村に祭る所の牛頭天王社是なりと云伝ふ。按ずるに今此地を和奈見と云ふは都波奈弥の上略。即ち地名を以て呼ぶならん。社伝に祭神素戔嗚尊・稲田姫を鎮斎して二座とす」と記し、「大日本地名辞書」は和奈見について「羅網にて、鳥獸を捕ふる具なり。津の網網(ワナアミ)の流にあらずや。」として但馬国養父郡に和奈見神社あり、参考にするべしとする。また山本(1984)・坂田(1985)は、祭神が笹で眼を傷つけられたという伝えによって、当社の氏子は五月五日の粽を作らない、と記述する。そして野津(1984)は、都波奈弥神社と同時に従五位下を授けられた伊蘇乃佐只神社について、「八東町誌」は「伊蘇乃佐只神社を氏神とする安井宿には、かつてこの神が開墾の時、笹で目を痛められたので、一般に行なわれる端午の節句の笹餅は作らないという一つの傳説がある。」と記す。

坂田(1985)は「菓々福(ササフク)神社について」の項で、「一、二を除いてほとんどが日野川水系に沿って分布し、大日本根子彦人瓊(孝靈天皇)とその一族を祭神とし、神社由来譚の中核をなすのは鬼退治伝説である」として、若尾(1981)を引用して、ササフクのササは粉鉄(砂鉄)であり、フクは炭焼長者伝説に出てくる福姫つまり「吹姫」を意味して、ササフク神社はフク姫すなわち砂鉄(菓々)を吹く(製錬する)姫を祀った神社であろうとして、カナヤゴ信仰に先行する製鉄神信仰がササフク信仰であったと思われるとする。そしてまた各社の祭神からすれば、ササフク信仰は古備津系の信仰であったということができると記述している。そして「紀氏譜記」は孝靈天皇(皇子に古備津彦がいる)について、「御丈七尺、御面赫青く、面頭には三尺の角あり。飛行自在の天皇なり。」と記し、その形相は鬼そのものを彷彿させ、飛行自在は修験の始祖と言われる役行者を連想させる。この孝靈天皇は祖神伊弉册命を祠る御蔭山麓の熊野神社に参詣し、そのとき砺波の大塚家(原号オモテ)に立ち寄られたというのが、砺波に伝わる「菓々福神足洗池」の伝説によれば、「この地を訪れた孝靈天皇は、乞食のような身なりをしていた。飯を与えようとして近付くと、あたり一面大海のようになって近づくことを得ず、これは貴い方であろうと気づき、衣服を改めてくると、大海は跡方もなく消え失せた。そこで天皇を家に招じ入れたが、そのときに足を洗われたのが足洗池である」という。

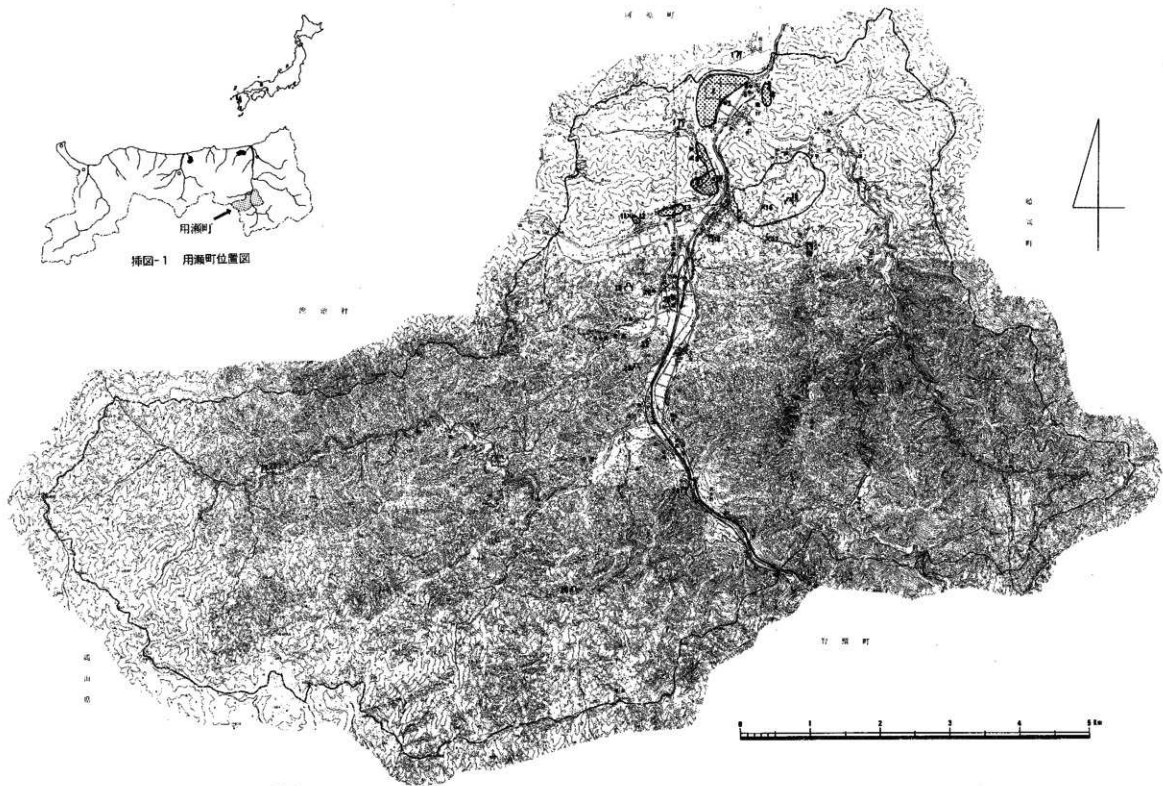
飯島(1986)に、金屋子神は『鉄山秘書』では、雨乞いの結果7月7日に雨とともに播磨国志相(宍粟)郡岩鍋に最初に降臨し、のち白鷺に乗って出雲国能義郡非田(比田)の山林の桂木にとまり、阿部氏の祖である正重が狩に来て発見したとある。また石塚(1972)は、金屋子神が吉備の中山に天降りした時、四つ目の犬が吠えかかったので笹山に逃げ込んで、藁につかまるところ切れたが藤につかまったら丈夫で助かった。それで犬や藁は嫌いだが藤は好む。また笹山に隠れて助かったので、笹も藁では焚かず大切に、先が広がった鉤(ケラ)＝溶けた鉄が出来ると笹花と言って喜んだりする。金屋子神は藤葛につかまって天降りしたとも言われ、炭竈の最初に藤葛を供える人もいる。さらに金屋子神は白狐に乗って吉備中山から出雲の比田に下りたところ、四つ目の犬に吠えられ、麻苧(アサオ)でころんで死んだので、犬と麻を嫌うとも言われる。吉野(1980)は、『本草綱目・集解』に「・・・時珍曰、或曰、狐至百歲、礼北斗、变为男婦、以感人、云々」とみえ、狐と北斗が関連する事が分かる。

また飯島(1986)には、甲賀に近江の当山派山伏の一大中心地だった飯道寺が明治初年まであった。この寺の古縁起には、水神である弁財天女を恋慕してきた鞍置宇賀太子を鍛冶師の常徳というものが助け、宇賀太子より食べても尽きない飯と藪かずにとずっと生える大根(眞粟)を買ったが、やがて石楠花の葉に盛った飯を印として宇賀太子をたずね、宇賀太子を弁財天女のいる飯道山に飯道権現として祀ったとある。また『神道集』では、熊野の神は鍔物師大明神とされ、宮廷の内侍所の守護神(鏡)であると説かれている。

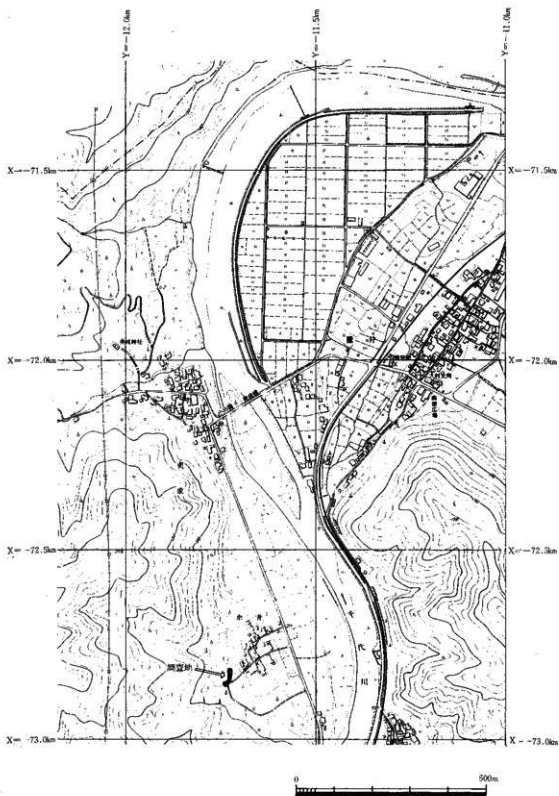
窪田(1986)は『鉄山秘書』「金屋子神神祕之事」に、諸国より鉄の涌かないことを安部氏に尋ねると、同氏は吉凶、善悪を自分の掌を指すように明瞭に言い当てたということである。しかもそれは卜筮によるのではなく、往古に降下した鬮籠に向かって祈るとその色が変わり、変化の様子によって炉のことがすべてわかるというのである。この占方法は大陸系統の亀甲や鹿骨の占と系統を一にしているかのようである。また延暦20(801)年頃、漢人が牛を殺して祭祀を行っていた。鐘(タタラ)には吹子用の牛皮が必要である事に注目すべき、とする。また飯島(1986)は、民間でもタタラ(鏡)の内では死穢を忌まないという伝承が多くみられ、たとえば、金屋子神は死人が好き

|    |                      |    |                        |
|----|----------------------|----|------------------------|
| 1  | 式内・都和波神社(素戔鳴尊・稻田姫)   | 14 | 権内服敷遺跡(須惠器)            |
| 2  | 鷹狩遺跡(縄文、弥生、土師、中世、石斧) | 15 | 景石城址(磯部兵部太輔)           |
| 3  | 鷹狩1号墳(須惠器、鉄刀、玉類)     | 16 | 東井神社(妙見大明神)            |
| 4  | 鷹狩3号墳(須惠器)           | 17 | 十文字遺跡(須惠器)             |
| 5  | 鷹狩2号墳(不詳)            | 18 | 三角山神社・峯鏡大権現(猿田彦大神)     |
| 6  | 馬橋遺跡(須惠、土師質)         | 19 | 松茸尾城址(持瀬・用瀬氏)          |
| 7  | 美那理神社(牟丘瀨大明神)        | 20 | 古用瀬1号墳                 |
| 8  | 美成遺跡(須惠、土師)          | 21 | 古用瀬2号墳                 |
| 9  | 余井遺跡(縄文、弥生、須惠、土師)    | 22 | 東光寺山経塚(青銅製経筒・鉄製経筒・外容器) |
| 10 | 余井古墳(須惠器、土師器、鉄器、耳環)  | 23 | 茶臼山城址(草刈三郎左衛門)         |
| 11 | 別府小谷第1遺跡(須惠、土師)散布地   | 24 | 犬山神社(大己貴命・因幡八上姫・他三柱)   |
| 12 | 別府小谷第2遺跡(古式土師器)墳墓    | 25 | 荒山城址・安藏城(田尻大膳)         |
| 13 | 用瀬中学校遺跡(須惠器)         | 26 | 江波神社(大山祇命)             |

挿表-1 用瀬町内遺跡一覧表

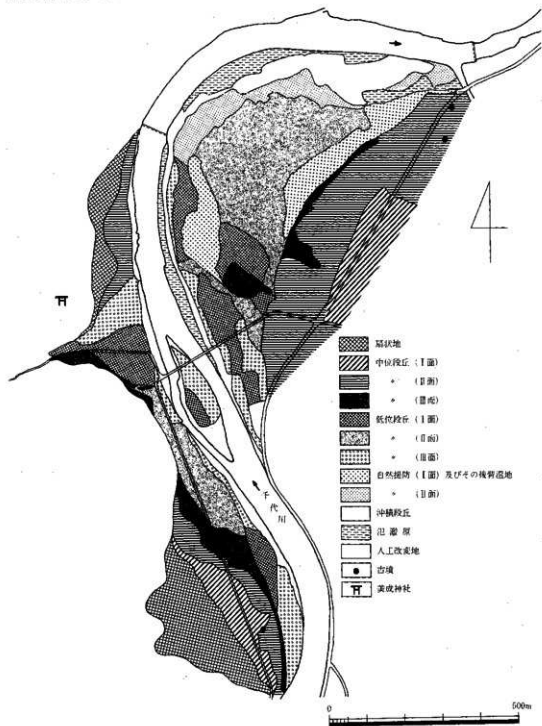






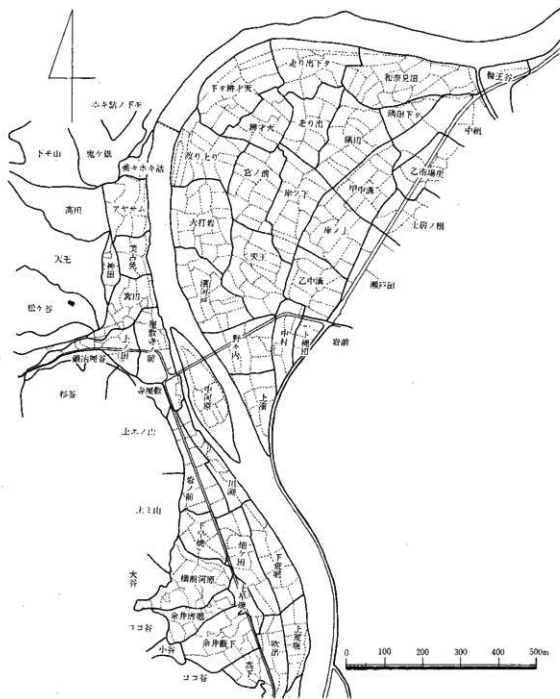
挿図-3 遺跡周辺の地形及び調査地位置図

だといひ、鉄が涌かない時は死人を負うて歩けばよいとか、死人が出ると棺は釜の中で作ったとか、また鍛冶屋で調子が悪い時には死体をくくりつけたとか、あるいは炭を焼く時に棺桶の木を海から拾ってきてくべるとよいなどという。



挿図-4 遺跡周辺の地形分類図

『因幡志』は美成(美那理)神社・氏神體(ムクロ)大明神と記し、小松(1993)はこの牟丘瀧大明神・牛頭天王を祀る氏神にかかわる口承として、「昔、此処の氏神が葛に足をとられ、転んだ拍子に笹の切り口で眼を突き、片目となったので、それ以降この部落では端午の節供に粽を作らなくなつ



挿図-5 遺跡周辺の小字図

た。」として、たたら神・天の目一ツ神との関連を指摘している。野津(1984)は、『因幡志』巻之第十神社之部は多加牟久神社について、「曳田郷本角(ホヅミ)村の山上にある氏神岡大明神是なりと云傳ふ。其社地を察するに古地にあらず。土人口碑に當社往古より轉妄今に至て三度、其初は在高尾山其花表の跡を牟久呂(ムクロ)女田と云(本慶の下十四五町に鹿野中井岡村の境爲す)中比遷座の地を古宮と云へり。今の社地は近世元祿の此之を鎮す。想ふに山を高尾と云、田を牟久呂女と云は多加牟久の古地歟。按るに多加牟久は高向の仮名書にて人の姓氏なり。(姓氏録高の朝臣者武内の宿禰六世の孫緒子の臣の後なり。)又地名也。然らば上世此地の名を呼ぶ神號疑なき歟。」とあるとする。ここでは、美那理神社・體(牟丘漏)大明神の女と曳田郷・多加牟久神社との姻戚関係を認めることが出来ると思われる。また、端午の節供に粽を作らないという口承は美成神社も都波宗弥神社と同様に桑々福(ササフク)信仰・金屋子神と密接に関連すると同時に牟丘漏大明神がこれら桑々福信仰・金屋子神に関連している事を示唆するものと考えられる。

また、『伊福部臣古志』第14代に「武牟口命」の名が見え、その譜文には、「伊加香色雄命の子。母は布斗姫と曰ふ。一は山代竹姫と云ふ。此れ武牟口命は、纏向日代宮に御宇大足彦彦代別(景行)天皇の皇子日本武尊に陪り従ひて、吉備彦命・構入来宿禰等と与に、相ひ共に征西の勳を奉りて、去り行きぬ。時に或る人、針磨国より言して曰はく。稲葉の夷住山(知頭郡の西に在る高き山の名なり)に住める荒海、朝命に乖き違ひて、当に征討すべしと。時に日本武尊、詔して曰はく、汝、武牟口宿禰は、退き行きて伏せ平ぐのみ。吾は筑紫を平げて、背の方より將に廻り会はんすと。時に詔を奉りて行くに、荒海が里の人、郡々良麻、参り迎へて棚弓八つ枝を献る。」と載せる。

そして『鳥取県地名大辞典』は虫井神社について、八頭郡智頭町大呂にある神社(津津妙見社)であり、『因幡志』は当社近くに虫谷と呼ばれる谷のあることから、「三代実録」元慶7(883)年12月28日条に正六位上を授階した虫井神社を当社に比定。中座に妙見大菩薩、左に荒海大明神、右に三滝大明神を祀り、「山形郷十六個村氏神とす。郡中の大社なり」とあり、神社の裏山に「夷住の壇」というものがあって、「上古三神夷住壇に降臨」したとの里人の伝説を掲げ、夷住壇はすなわち先の夷住山の事とする。『県神社誌』は社伝に景行天皇の勅命を受けた武牟口命が、夷賊平定後に剣・弓・矢を夷住山に祀って3社とし、中殿を虫井神、左社を三滝神、右社を荒海神としたという。

『因幡民談記』は、犬山神社(葦生社)について「葦生社今は(欠字)の村の中にあり。郡にて大社なりと云へり。是は昔武内大臣・当国を治め給ふ時、智頭郡にすみし、アラウミと云ふ鬼神を平げ其足を埋めし所、神を祝い如此を云へり」とある。『日本書紀』景行天皇の条には、日本武尊が胆吹山で荒神を征服した事が書かれているが、ここでは荒神信仰と電神を明確に直接的に関連させる根拠は見られないし、また荒神と荒海との関連も明らかではない。

坂田(1985)は八上姫を祀ると伝える「売沼神社」の項で、『因幡志』は「葦男大明神(中略)其祭る所大已貴命なり。此命七名を称す。其第四の名葦原醜男の中略にて葦男の神と云ふは其故なり。或は土人の口碑に、此神三面鬼と云ふを祭ると。其説に曰く、山中に窟あり(金屋の奥千賊の窟)。上古三面鬼住みて國人を悩しけるに、八上姫の神美女と現じて、謀て鬼神の妻となり、終に之を亡し玉へり。其靈魂樂りをなしける故祀て神とせしなりを云ふ。」と載せ、地元では鬼退治が三輪

山・亭環型の説話として語られているとする。また、『因幡志』が「大成旧事本紀、因幡国鶴部の神社は、上皇初代の時、八上姫大社を以て出生の地と為す。住在鎮座とあるは当社のことなるべし。」と載せる事に注目して、『日本書紀』神武天皇即位前紀に「水に縁ひて西に行きたまふに及びて、亦梁を作ちて取鳥する者有り。天皇問ひたまふ。対へて曰さく、「臣は是菟直担が子なり」とまうす。此即ち阿太の養鶴部が始祖なり。」とある事より、宇倍神社発祥の地が八上姫(鹿沼)神社であろうかとする共に、養鶴部の「養」が脱落して鶴部一字倍となった可能性を指摘して、養鶴部つまり鶴養部と関連深いものとする解釈も可能であろうとする。また、金田(1984)は宇倍神社の社名について、「ウベ」又は「ウベノ」の社名を以て一貫す。当社前方に聳える「稲葉山」を、江戸時代以降の史料では「上野(ウヘノ)山」とも呼んでおり、社名との関係あるかとも思われるとする。川上(1985)は『風土記』(岩波古典文学大系)を引用して、武内宿禰を宇倍神社の祭神とする初見はいわゆる『因幡国風土記』逸文であり、それには「仁徳天皇55年春三月、大臣武内宿禰は御年三百六十余歳で因幡国に下向され、亀金に双の履を残して行方知れずになられた。聞くところによると、因幡国法美郡の宇倍山の麓に神の社があり宇倍社という。これは武内宿禰の御霊である。」と記されているが、この「逸文」は鎌倉初期以前に遡りえないもので、古代の「風土記」の記事とは認められないとする。

山本(1984)は、都波奈弥神社等と共に従五位下を授けられた都波只知上神社について、祭神として景行天皇・日本武尊の二神を祀り、祭神について武内宿禰の軍勢が椿の樹で作った太刀にて、蜘蛛岩の土蜘蛛を退治したといふ伝承が残っている。「大日本地名辞書」も、都波只知神社の条に「上神は宇倍神に同じ」と見えるとして、都波只知上神社と宇倍神社の祭神が共に景行天皇・武内宿禰に関係する事でいくらかの関係がある事を指摘している。

また、用瀬には山麓に籠堂・垢離場・女人堂を備えた三角(ミスミ)山、別名・襟巾(トキン)山と呼ばれる山があり、山頂には峰錫坊権現を祠る三角山神社ある。社伝によれば、天尊降臨の際祭神猿田彦神がしばらく当山に住んだところから御栖山と称し、後に三角山と書かれるようになったという。「夫木抄」(国歌大系21)に「ゆく先をみすみの山を頼むには是をぞ神に手向けつつゆく」と読入しらずの歌があり、この「みすみの山」について『因幡志』は「法美郡(四府町)谷村の上三軒茶屋の前街道端の山なり、角の字をスミと読むことは中古よりの事にて古訓はツヌと読めり」として、よみ誤りか又は書き誤りもあろうとする。ともあれ、因幡に三角山が二つあり、共にミスミ山と読んでいる。荒海の住んだと言われる夷住(イスマ)山とも訓が近く、多加牟久神社のある曳田郷本角(ホズミ)村とともに角(スミ)呼称は注目される。

以上、宇倍神社(祭神・武内宿禰命)の祠官である伊福部氏には少なくとも二系統が推定される可能性があり、景行天皇に関係し「伊福部臣古志」第14代武牟口命に関わる神社として虫井神社・犬山神社・多加牟久神社等の説話があり、これらの神社は荒海(鬼神)退治に関連する。また、孝靈天皇に関係し吉備系信仰に関わると思われる「ムクロ」「ササ」に注目すれば、美成神社・多加牟久神社・都波奈弥神社と製鉄・鍛冶が関係深いとも考えられ、武牟口命が製鉄・鍛冶に関連すると言える可能性がある。伊加香色雄命(物部連の祖)を父とする武牟口命の譜文は、伊福部臣氏の物部系を示唆するものとも考えられるが、武牟口命、即ち多加牟久を高向と解すれば、高向臣つ

まり蘇賀石河宿禰を祖とするとも考えられ武内宿禰・蘇我氏系を推定させるものでもある。そして、武牟口命に関わる神社が千代川に沿って北上する形で分布する事は、ある時期の因幡への鍛冶集団の流入経路を示唆しているとも思われ、或は伊福部臣氏の因幡への流入経路の一端を示しているとも考えられる。また、犬山神社と売沼（八上郷）神社も三輪山・宇粟型の「千賊（洗足）山」鬼退治説話で関係し、因幡国智頭郡には、夷住山と千賊山の二所に「鬼」が住んでいた事になり、二系統の鬼退治説話が存在すると言えよう。そして、売沼神社と宇倍神社も備部で繋がる可能性があると言えるやも知れない。

考古学的には、売沼神社背後の築瀬山東側山腹にある大平（オオナル）古墳群が注目される。中野（1983）によると、大平1号墳は今のところ千代川左岸で唯一の中高式横穴式石室と考えられ、千代川右岸の法美郡に特徴的に分布する中高式横穴式石室との関連が注目される。また梅原（1924）は大平2号墳で須恵質陶棺が出土しているとして、その残片から河内国中高安村・備前国美和村東須恵等の出土品と類似するとする。森田（1986）では大平3号墳の石室は全長7.4m、玄室幅2.2m、玄室長2.2m、玄室高2.2m、羨道長2.3m、羨道幅1.44mと記述され、玄室の平面プランは方形である事が判る。また大平古墳群の南方に位置する佐賀古墳群の中にも、佐賀1号墳は両袖式の横穴式石室（平穴井）であるが、その玄室平面プランも方形を呈しており、石室全長5.3m、玄室幅2.4m、玄室長2.3m、玄室高1.5m、羨道幅0.65m、羨道高1.0mと記載される。羨道部の幅が狭い事は大平3号墳より古相であることを示唆するものと考えられる。

ともあれ、大平1号墳に認められる中高式石室の存在は法美郡（郡属・伊福部臣氏）との関連を推定させるものであり、売沼神社と宇倍神社、あるいは宇倍神社と都波只知上神社との関連を類推させるとも言える。また因幡における陶棺の出土地は大平2号墳以外に3例が知られており、岩美町福石遺跡・福部村蔵見2・3号墳で須恵質陶棺の出土があるが、これらの遺跡は旧法美郡に属するものと考えられる事も注目される処である。そして、陶棺出土の示唆するところは吉備の影響によるものとも推定され、また玄室平面プランが方形を呈する古墳は因幡には比較的数少なく、漢人系渡来人或は肥後型石室との関わりを含めて今後の考古学的究明が期待されるところである。

また上述の如く、鈔物師と北斗（妙見）信仰・熊野修験道の関連も注意される所であり、元弘2（1332）年3月13日且那売券に「因幡国伊王山善勝寺阿闍梨門弟引被那八友重重代相伝之禮那也」（熊野那智大社文書5）とみえることから、医王山大安興寺はこれ以前から熊野修験と関与していた事が知れる。大化年中に創建と伝える医王山の由来記には、大同の頃国司獨宰相春衡の祈願により再興された（熊野民談記）とあり、「麓ニ原野アリ、鷹狩村ト云。黙シテ耕田ノ地トス。」と記述される。この麓の原野とは、正応4（1291）年9月28日「楞嚴寺文書」に記載される字部宮領高狩別府の前身と推定される事から、国司獨宰相春衡の實在には問題があるとは言え、高狩別府が字部宮領になる以前は因幡領として成立したものと推定され、その時期が9世紀初頭と考えられる可能性は鷹狩遺跡で表採される遺物から十分にあらう。また応永7（1400）年正月18日の「高野山文書」に記載される「因幡国福田別府 并三成 高狩別府等領家職等」の福田・三成別府の成立も、高狩別府の成立に併行する可能性が考えられ、大同の頃に建立とされる大安興寺の十六坊舎の一つと

して見られる円乗坊(美成村)の比定地として字寺屋敷が知られ、その経済的基盤は美成遺跡が推定される。そして『因幡志』は用瀬郷・古用瀬村の項で「山伏持寶院(三寶院一流)」と記載しており、東井神社の祭神は妙見大明神とされる。

従って、中・近世における用瀬町は妙見信仰・修験道と何らかの関連をもって発展してきたものと考えられ、古代には因幡国衙・宇部神社(伊福部氏)と密接な関連をもっていたと推定される。この様な歴史的背景の中で旧暦3月3日の「雛送り」が遺存する町として用瀬があり、伊福部氏を鍛冶技術集団と関連あるものとして考える時、妙見信仰・修験道への移行も領ける。

以下、古代・中世の用瀬町に関する略年表を記して、幾らかの資料とします。

### 【参考・引用文献】

飯島古博(1966):『竜神と樹神』人文書院  
石塚秀俊(1972):『礎と鍛冶』  
泉武(1989):『律令宗記論の一視点』『遺教と東アジア』人文書院  
茨木竹二(1987):『誰人形と雛祭りの伝説』『日本学』9名著刊行会  
上田正昭(1978):『古代信仰と道教』『道教と古代の巫風制』香月書店  
梅原未府(1924):『因伯二國に於ける古墳の調査』鳥取県史蹟地誌調査報告第二冊  
岡田龍司(1980):『大土と井水の祭儀』『講座 日本の古代信仰3』学生社  
金子宗之(1989):『日本における人形の起源』『遺教と東アジア』人文書院  
金田 誠(1984):『宇部神社』『式内社調査報告 第19巻』早稲田大学出版部  
川上純彦(1986):『宇部神社』『日本の神々』7巻(山陰)白水社  
豊田道郎(1986):『増補改訂 鉄の民俗史』雄山閣  
小松善則(1993):『龍山(用瀬町付近の古代製鉄へのアプローチ)』  
『山陰・鳥取の地名を愛する会・会報』第2号  
坂田友宏(1985):『赤沼神社』『郡談余神神社』『日本の神々』7巻(山陰)白水社  
下高留敏(1989):『鳥取県東部における中・高式大井石室に関する一考察』  
『鳥取考古学会誌』第6集  
宗 博(550頃):『開地歳時記』平凡社(1978)  
竹内理三(1982):『鳥取県地名大辞典』角川書店  
中野照厚(1983):『中・高式横穴式石室』第11回山陰考古学研究会集資料  
野津 龍(1984):『伊蘇乃依兵神社』『式内社調査報告 第19巻』早稲田大学出版部  
森田純一(1986):『第二編第二章 原始・古代』『河原町誌』  
山田徳兵衛(1984):『日本人形史』講談社  
山本 雲(1984):『郡談余神神社』『郡談只知上神社』  
『式内社調査報告 第19巻』早稲田大学出版部  
吉野裕子(1980):『狐』法政大学出版局  
若尾五雄(1981):『鬼伝説の研究』  
和田 章(1983):『日本古代の造教』『古代日本人の心と信仰』学生社

### 挿表-2 <古代・中世の用瀬町に関する略年表>

- 650 『当山山法通道人八・白雉元年ノ九月上、當寺ニ御宇アツテ、真業ヲ敬順シテ、  
号ス。』、『大安興寺文書』(開山以来之事)
- 708 和銅元年戊申 僧行基がこの地に來り古用瀬に長福寺(飛來光寺)を創建する  
勅号を瑞臨山長福寺を下賜される。また「八頭郡誌」に「其真言宗仁和寺本、  
尊業即瑞臨光如来、和銅元年、行基菩薩の開基とする。『東光寺縁起』  
「東光寺由縁」
- 709 僧行基が大安興寺に修業し、創設を建て鎮守として山王七社を建てた。  
元明天皇の和銅元年己酉の秋、行基朝廷に願ひ返玉山大安興寺の勅号を賜る。  
「当山由来之事」行基菩薩之事」善性院文書
- 722 村後・似馬・出楯・播磨等の国司に、入京に駅馬を便り奉と許す。  
元正天皇養老6年8月29日「藤原三代傳」『和日記』
- 723 因幡國に駅馬を加贈する。(山崎・佐尉・數見・松尾各八匹)元正天皇養老7年8月19日「  
続日本紀」
- 779 「因幡國實」。去今六月廿九日暴陽、山崩水成、岸谷失、地。人畜漂流、  
田宅損壞、飢饉百餘二千余人ヲ害フ。漏、從「郡」二抽「之」之。光仁天皇  
安永10年8月2日「続日本紀」
- 806 大用の頃、郡の春祭因幡守りし時、坐禪、神詞を始め、十六坊舎、花藏院、  
米光院、松本坊、明日坊、滝本坊、藤井坊、物本坊、  
一〜9 円末坊、地蔵坊、成就院、金剛院を建立し其惣坊の實として、八上郡佐西郷を賜ふ。  
「大安興寺文書」開山白余之ノ後、西阿蘇守書  
御辭、……宣給願フ、願後、経家、山門、神社、寺家三配四十六坊舎、  
ヤブ黒ヲ修復シ大坊ヲ造テ、……佐真ノ御佛供料

- トス。麓二原野アリ、粟村ト云。豊シテ耕田ノ地トス。……因明ハ終ニ神ト現ス。正一位權現宮、今ノ俗稱ヲ大江財原大明神ト申ス「大安興寺開山由來記」(大江大佛尊ノ事)「用繼町誌」
- 808 「因幡國八上郡栗原町・智願寺遺供願馬各二匹を置く。大略に縁ヲ東用希なるを以て也」『日本後紀』大同3年(808)6月21日の条。遺供祝は「延喜式」(927年)卷二十八「兵部省」の請願取付見条には、因幡國には、山崎、佐野・敷見・船尾の名郡に記馬八匹、佐馬は巨濃・高草・筑高の各郡に各五匹とあり、遺供祝・栗原町の名は見えず。
- 851 「大江・志保連・郡波赤赤、伊蘇乃佐伎・郡波只知上等五人並授五位下」。仁寿1年10月10日「文徳実録」
- 856 文徳天皇の御世2年、在東行乎は因幡守守に参り、重光社宮原に在仕大山神社の祭主であったが、後に太輔に任ざられ、高草郡高野へ転任の節、三角山(峯崎大権現)へ参られた。このことは夫木抄にあまいるという。「因幡誌」
- 872 因幡・大和開國、夏の旱魃・秋の風水被害により当年の田租は不四得六段を収む。貞觀14年11月17日「三代実録」
- 874 因幡・参河開國、秋風水により当年の租五分を免ずる。貞觀16年11月27日「三代実録」
- 879 「……授因幡國正六位上大日神(犬山神)從五位下」。元慶3年2月8日「三代実録」(因幡誌)
- 883 「……授因幡國正六位上由井神從五位下……」。元慶7年12月28日「三代実録」
- 937 「智願寺 高成 佐野(佐治) 土師 日部 二田」『和名抄』(新編911-983編)
- 947 大曆年中、山城國紀伊郡八坂神社の齋壇境尊を勧請して妙見大明神(東井神社)とする(八咫郡誌)。また(大安興寺文書)によると正中の頃(1324 1326)という。妙見社の種札(現存せず)には正中元年(1324)の物があつた。
- 1099 「已起至千智願寺新築」とあり、平安時代後期には智願寺に新築が存在。承徳3年「時記記」
- 1213 「因幡國御家人佐治四郎重貞申、佐治郡市川原等郡事。」「因幡國佐治長者、本郡土直貞廣と四郎重貞(重名乃尊丸)事。建暦3年と推定される年永祥7月30日開東御書(東洋文庫所蔵非官非神任文書/鎌倉2012)
- 1258 佐治郡の南方の境隈(佐治川南岸)として「えなみ」が見える。正嘉3年7月23日の某狀状(因幡民談記)
- 1291 宇部宮嶺高野別府が法太郎原郡の神地として左衛門督局(後藤頼朝記)に与えられる。正応4年9月28日 坊城設定奉書(傍載寺文書)
- 1332 「因幡國伊王山南郡阿間郡引櫻部八友重宣代相伝之權御位」とみえ、このとき友重は後那權を現規七貫文で尾脇少輔権御位に売却していることから、これ以前より興野修験道の拠点になっていたものと推定される。元弘2年3月13日且那先帝(興野萬久文書/興野郡智大社文書5)
- 1338 建武5年4月1日の年紀を有する「因幡國野坂岡松上大菩薩」の鐘銘に「用繼大工賀茂家守」の名がみえる。(因幡民談記)
- 1344 「櫻部 讃岐郡 淨淨」。康永3年8月22日顯文(興野萬久文書/興野郡智大社文書5)
- 1356 「赤松實前入道實隆・同権御前祐が所々の城を賣むるに草木・旗尾・聚石・塔尾・新宮・神樂尾の城共、一休もせず。」「太平記」巻35 足文の項(南方婦起事付山記東下向事)
- ~610 高野山宝性院の講願料領として「因幡國 福田別府 井三成 高野別府等領家職等」とみえ、高野山金剛寺に寄進される。応永7年正月18日高野山金剛寺々々領注文 高野山文書/大日古1-1)
- 1430 匠天山先達松本家等と家等の櫻部八名の名を記す。永享2年9月19日顯文(熊野郡智大社文書)
- 1457 船岡多堂寺の鐘銘に康正3年10月19日の年紀とともに「用繼地下屋 大工藤野重家」の名がみえる。
- 1458 長祿2年8月4日、南禅寺真覺院の不行地・四州大住持船岡東西の山名治部少輔(因幡6代守備・熊手)によって押領される(備日録)。また、この頃の智願寺の不行地・山名熊成の知行地であり(山名系図)、八上郡は熊成の子・康原(康盛)が知行していたか。
- 1513 「三成別府」が布勢天馬口合戦の際の軍功による新給として山名豊頼(12代因幡守)から矢部北川備後守に宛行われている。「山名豊頼宛状」北川家文書
- 1514 永正11年6月18日大安興寺を城郭として用いていた為、五千余騎の暴徒と共に戦火に傷す。(天文21年張王山大安興寺再興勸進顯文)。またこの時、長福寺(現東光寺)も兵火にかり焼失している。(この時、大安興寺・兵福寺を焼いたのは、山名豊頼を父・山名豊重(11代因幡守)の遺恨とする第13代因幡守・豊治の指図によるものか)
- 1544 「高野之内五拾惣志半分」が中村伊豆守に与えられ、貴顕奉行が申付けられた。「山名久通宛状」中村文書
- 1552 「因州八上郡船岡匠王山大安興寺」「勸進僧傳」。これにより大安興寺再興される。(天文21年張王山大安興寺再興勸進顯文、計大安興寺内善性院所藏文書)(因幡民談記)
- 1561 福島基二郎末先帝「たか、りの一円」。永祿四年八月吉日「宋田文書」
- 1569 永祿12年11月下旬、毛利元就守・矢部父子・丹比・伊田・用繼氏が尾子党に一味して鳥取城(武田高直)を襲う。(某 源朝書状「真蹟文書」)
- 1573 天文1年(元龜4年)8月19日、用繼城下合戦・用繼氏は尾子勝久に降伏。(中井与三郎尾子勝久感状)「後編」3
- 1578 天文5年(成化)6月8日(八咫郡誌) 武田丹波守高信(高草郡・玉城城)が教郡頼朝の恩、大安興寺兵火にかり全焼(杉本坊のみが残る)。また同時に長福寺も全焼する(池之坊にいた頼宗が松竹城主田尻氏次夫(大綱)の母儀により城の山脚に一院を建立する。(大安興寺記録・東光寺記録)
- 1578 天文5年(成化)8月17日 山名豊國の藩りに陥り武田高信が佐實村大藏寺にて伏诛
- 1580 大正5年 秀吉が若狭谷より因幡へ侵入、護国兵部大藏康氏が景石城の城主となり後、山名豊國に改められ護国兵部大藏は景石城を追われ、山名の持城となる。
- 1581 天正9年 秀吉が再び因幡に侵入し、再度景石城が護国兵部大藏の持城となる
- 1600 慶長5年 関ヶ原の戦いに戦後は西軍に味方し参戦、城退却の憂き目に会う
- 1615 元和元年 智願・八東二郡が山崎左馬介に与えられ、景石城は彼らの持城となる
- 1615 同年1月 一揆の暴徒御製令により景石城は廃城となる。
- 1672 寛文12年 初代藩主・池田光仲により大安興寺及び東光寺が再興を許される。



## 第II章 調査の概要

余井唐掘遺跡は、千代川河口から約20km上流地点にある支流・小谷谷川の形成する狭小な扇状地の扇頂付近(標高83~90m)に位置する。余井谷川荒廃砂防工事に伴い、平成3年度に試掘調査(未報告)が行われ調査範囲が決定され、これを受けて平成4年度に本調査を実施したものである。

### 第1節 調査の方法

試掘調査の結果、第1トレンチで6世紀後半の土師器(婁・甕片)が密集した状態で出土し、第2トレンチで土師器片・須恵器片、第3トレンチで縄文土器片、第4トレンチで中世・陶磁器片が検出された。またトレンチ内の土層断面を観察した結果、遺物包含層が少なくとも二面存在すると判断され、出土遺物の時期幅も考慮すると、上層遺構面・下層遺構面の二時期が存在すると推定されるとして二面調査をする事とした。排土作業には適宜、バック・ホーを稼動する事とした。

### 第2節 遺跡の概要

#### 第1項 遺構の概要

上層遺構面では、溝状遺構(SD-03・SD-04)2基と土壇状遺構(SK-01~06)5基そして竪穴式住居址状遺構(S1-01)1基、またSK-01東側で3基のピット状遺構が検出された。下層遺構面では、溝状遺構(SD-01・SD-02)2基と土壇状遺構(SK-06~07)2基そして棚列状遺構(SA-01・02)2基が検出され、第1トレンチの出土遺物はSD-02に伴うものと判断された。

また、上層遺構面のSD-04東部付近に大型の竪穴式住居址状の遺構が感じられ、下層遺構面ではSD-01とSD-02の中間付近に竪穴式住居址状遺構の一部と判断される遺構を認めたが、断定するには至らなかった。

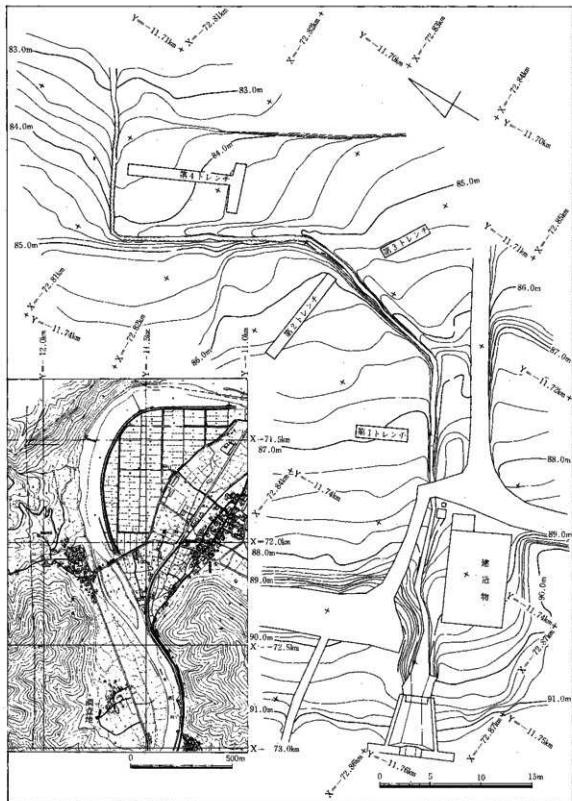
以下、検出された各遺構について、その概要を記すこととする。

#### 第2項 第1トレンチ

長さ5m・幅1.2mのトレンチで、平成3年度の試掘調査により設定されたものである。試掘調査で表土層を排土した段階で遺物が出土始め、漸深作業の結果遺物が密集している事が判明した。遺構の性格は不明ではあるが、この遺跡にとって重要な意味を有するものと推定され、現状維持を施し、本調査で精査する事とされたトレンチである。

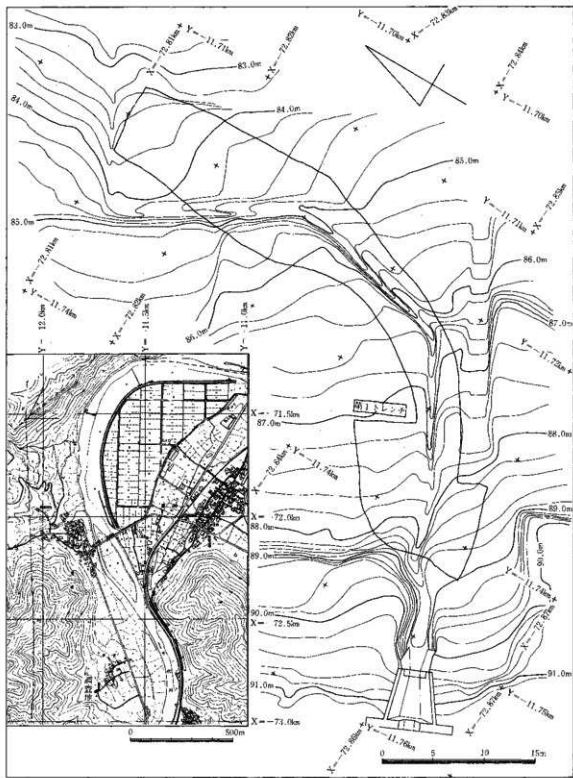
本調査の結果、このトレンチは、SD-02(B)からSD-02(A)へ流路をとる一条の自然河川上に位置するものである事が判明し、出土遺物はSD-02(溝状遺構)に伴うものであると推定された。溝状遺構の規模は、全体として幅約2.3m・深さ約40~50cmと判断されるが、これは幾度かの流路変更を積み重ねた結果としての規模であり、本来は幅約1m程度で流量の少ない浅い自然河川と考えられるものである。

本来ならば、このトレンチの出土遺物はSD-02の出土遺物として一括されるものではあるが、遺構が短期間の内に流路変更をする自然河川という性格上、遺物の出土状況から遺物の新古関係を議論する資料には不相当と考えられ、本報告では第1トレンチ出土遺物としてのみ取り上げる事とした。出土遺物は、土師器の婁類が大半を占めるのを特徴とする。その平面的な出土状況の



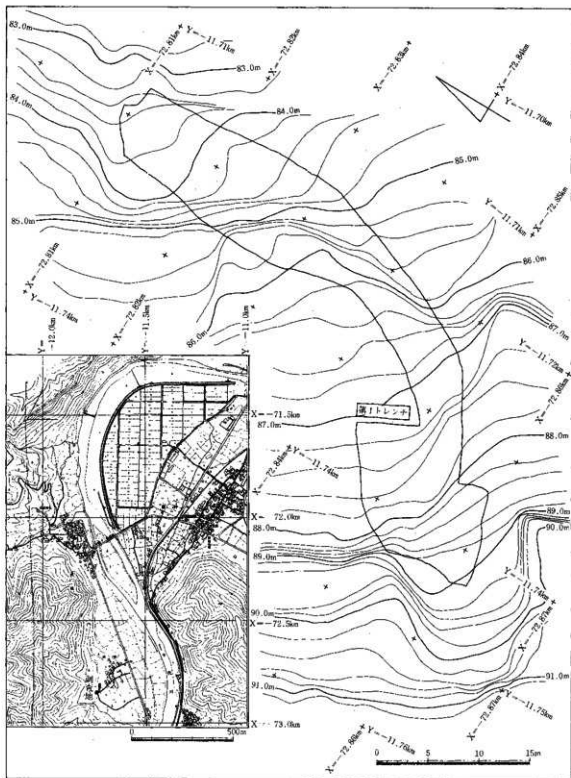
挿図-6 余井唐堰遺跡現況地形実測図

註) 図中の座標は国土庁標の高Y系を使用している。



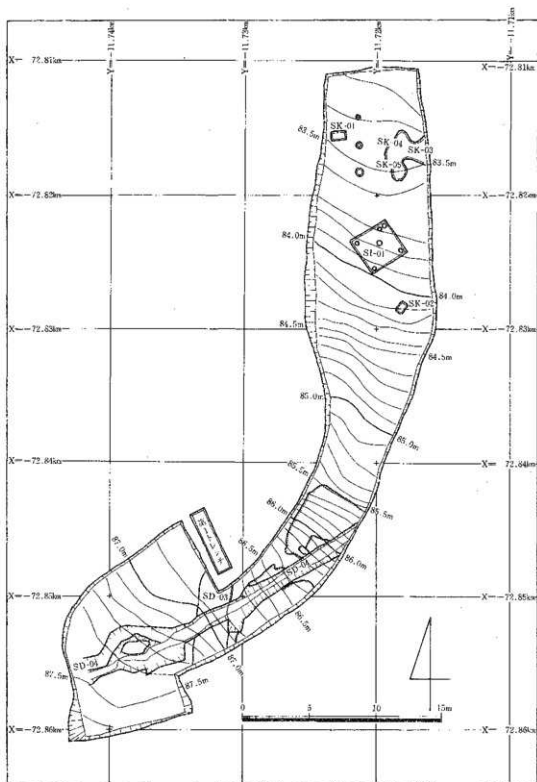
挿図-7 余井壙遺跡地形測量実測図

註) 図中の座標は国土院の第V系を使用している。



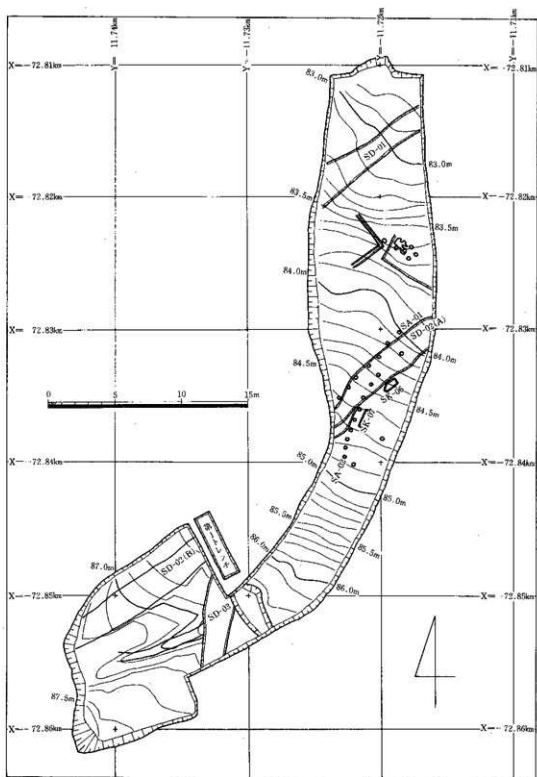
挿図-8 余井唐堀遺跡旧地形復元図

註) 図中の座標は国土院の基準系を使用している。



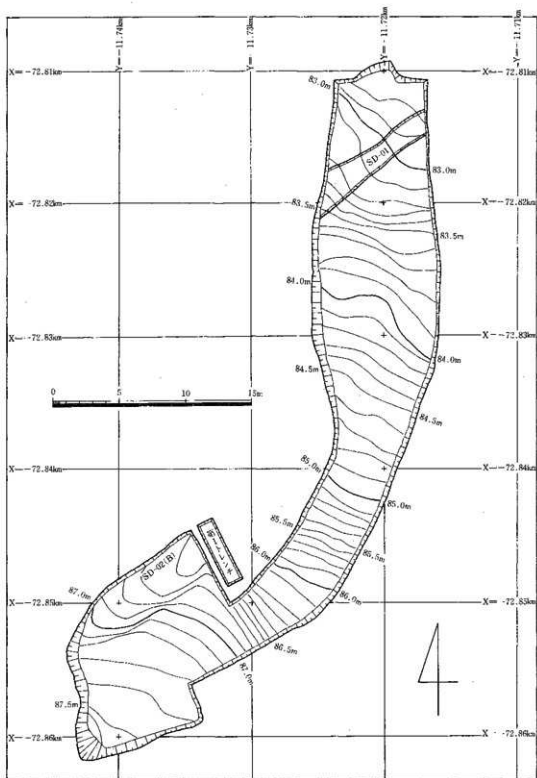
挿図-9 余井唐塚遺跡上層遺構面地形実測図

註：図中の座標は国土地理院の基準系を使用している



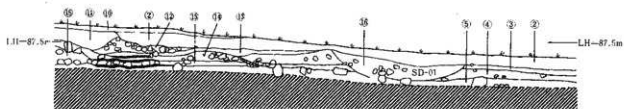
挿図-10 余井原遺跡跡下層遺構面地形実測図(1)

注) 図中の座標は国土院標の第Ⅴ系を使用している。

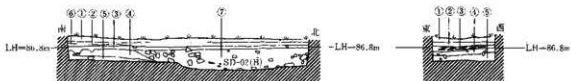


挿図-11 余井唐塚遺跡下層遺構面地形実測図(2)

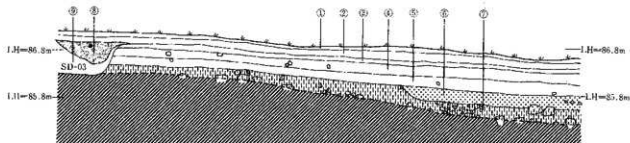
註) 図中の数値は国土院の第V系を採用している。



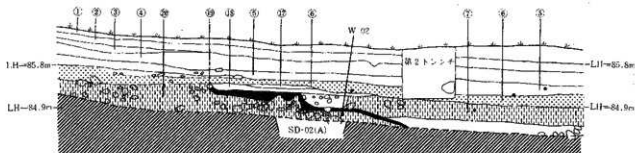
挿図-12 A区土層断面実測図 (SD-02・B)



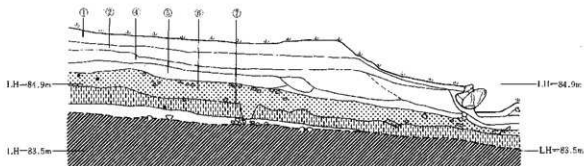
挿図-13 第1トレンチ西壁・南壁土層断面実測図



挿図-14 B区土層断面実測図

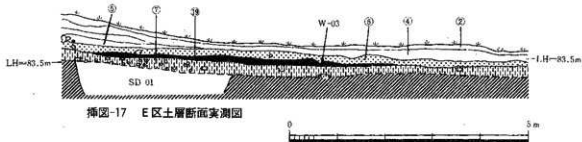


挿図-15 C区土層断面実測図



挿図-16 D区土層断面実測図





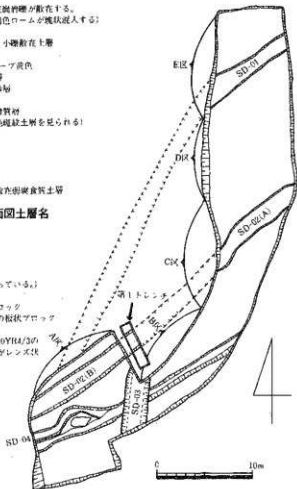
挿図-17 E区土層断面実測図

挿図-12・14~17 A~E区土層断面図土層名

- ①10YR5/3~5/4 濃い黄褐色、小~大礫散在腐食質土層
- ②2.5Y6/4~5/4 濃い黄褐色、均質細砂層
- ③10YR4/3 暗黄褐色、中~小礫散在土層
- ④10YK5/3 濃い黄褐色中、小礫散在腐食質砂礫層
- ⑤7.5YR4/3 淡褐色、中~小礫散在腐食質土層
- ⑥10YR3/2 暗紫褐色小~大礫散在腐食土層  
(均質水層粘土節質土層を包含する)
- ⑦10YR4/2~3/2 灰紫褐色砂礫質土層  
(上部に10YR6/4~5/4の濃い黄褐色砂質土層を見る所あり)
- ⑧溝状遺構(SD-03)埋積上部層である。  
7.5YR2/2 暗黒褐色アロギク質土層に中、小花状礫が散在する。  
(10YR4/4と10YR6/6の境一明黄褐色ロームが塊状混入する)
- ⑨溝状遺構(SD-03)埋積下部層である。  
2.5Y3/2 オリーブ黒褐色弱ウラン斑紋中、小礫散在土層
- ⑩10YR4/3~2/3 濃い暗褐色、中~小礫散在土層
- ⑪5Y7/4~6/4 オリーブ褐色、中~小礫層 オリーブ黄色
- ⑫10YR5/4~4/4 濃い黄褐色、中~細砂充満角礫層
- ⑬10YR6/6~6/8 暗黄褐色、中~大礫散在均質中粒砂層
- ⑭2.5Y5/3~5/4 小~巨礫質土層
- ⑮7.5Y7/4~7/6 淡黄色小~粗砂充満、小~大角礫質材  
(一部の所で上部と下部に濃い赤色凝結土層を認める)
- ⑯溝状遺構(SD-01)埋積土層と推定される。  
2.5Y5/3~5/4 黄褐色中、小礫質土層
- ⑰10YR4/3 淡褐色、中~小礫質砂層
- ⑱2.5Y4/1~1/2 暗紫褐色均質微~細砂層
- ⑲7.5YR5/6~4/6 淡赤褐色中~小礫質腐食質層
- ⑳10YR4/3~4/4 淡褐色弱ウラン斑紋、小~大礫散在腐食質土層

挿図-13 第1トレンチ西壁・南壁土層断面図土層名

- ①10YR7/3(上部)  
10YR4/2(下部) 濃い黄褐色、粗~中粒砂質層  
中~小礫層散在灰黄褐色土層
- ②10YR4/2~1/3 中~小礫層質、明灰黄褐色土層
- ③7.5YR4/3~3/3 中~小礫散在暗褐色土層
- ④7.5YR4/3~1/4 中~小礫散在褐色土層 (強く結まっている)
- ⑤10YR4/3~3/3 中~小礫散在明褐色土層 (強く結まっている)
- ⑥溝状遺構(SD-03)の埋積土層の一部である。  
10YR3/1 灰紫褐色中~小礫散在土層の板状ブロック  
10YR6/6 明黄褐色ローム質中~小礫散在土層の板状ブロック
- ⑦溝状遺構(SD-02-B)の埋積土層である。  
7.5YR3/3 赤3~5mmの板角~塊状腐食土層に10YR4/3の均質微~細砂質に濃い黄褐色土層がレンズ状に散在する。



挿図-18 各区土層断面位置図

詳細は挿図-21~23にベタ塗りして示したが、遺物が平面的にも垂直的にも密集している為、上層・中層・下層の三層に分けてサンプリングする事とした。

遺物の器種構成は、土師器の中型甕類(9)・小型甕類(6)・坏又は椀類(1)・角形把手付甕(1)・甕又は羽釜類(9)(この内、甕炊口部片-3片がある。)を認め、須恵器の坏蓋(1)・坏身(2)が伴出した。また、これと共に炭片(2)が検出され、オガタマノキ・マツ(ア材)との同定結果(第VI章 第2節参照)を得た。これらの出土遺物の内で注目されるものとして、坏身Po21が淡黄褐色の素焼き状態で出土している事が上げられ、河辺の祭祀用土器として臨時に作られたものと推定される。また甕片は移動式甕であり、その口縁部・炊口部・基部の形状から確実に三種類に分類されるものと推定され、一種に炊口上面底甕を認める。

遺物の時期は、土師器甕類の口縁端部が丸味あるものからやや尖り気味を呈する器種を認め、また、口径より体部最大径の大きい物からナデ肩で口径に比して体部最大径の小さい器種も認められる。須恵器の坏身・坏蓋は、ほぼ6世紀後半期のものと推定され、遺物全体としては6世紀後半から7世紀前半の幅をもって考えられる。従って、第1トレンチの出土遺物の示す時期は、古墳時代後期後半から飛鳥II期の幅をもって推定されるが、自然河川遺構SD-02の時期はさらに中世(南北朝時代)までの時期幅を推定する必要がある。

SD-02の時期を推定するには、遺跡の立地条件から、SD-01・03・04など他の溝状遺構の時期を考慮しなければならないし、またこの地域の洪水・氾濫史に留意する必要がある。余井唐堀遺跡を貫流する小谷谷川の流域面積は極めて小さく、遺跡から最上流点までの距離は約500mにも満たない。通常の降雨程度ならば、この小河川の流量は拳大程度の礫を運搬する水量さえ無いと推定されるが、遺跡全体図(挿図-19・20)にも示されるように、拳大のみならず人頭大以上のものまで多数見られる。そこで、古代における因循の洪水・風水害史を正史より見ると、宝亀10年(779)に大洪水がみられ、貞観14年(872)・16年(874)の風水害が記録(挿表-2参照)されている。そして、これらの洪水記録を参照するものとして注意される遺構が下層遺構面を検出される土壇状遺構(SK-06・07)であり、特にSD-02の(A)に接する様に位置するSK-06は、SD-02の時期が6世紀前半まで遡る可能性が無い事を推定させる。

### 第3項 土壇状遺構 (SK-01~07)

SK-01~05は上層遺構面から検出され、SK-06・07は下層遺構面から出土した。

SK-01は上層遺構面K-3区で検出された、平面プラン長方形の土壇状遺構である。遺構の規模は長辺116cm・短辺75cm・深さ31cmを測り、長辺方位はN 90°-Eをとる。埋積土は上部層が淡褐色、下部層が黒褐色を呈し、共に小~大の角礫から亜角礫を散在させる。出土遺物は見られないが、平安期又は中世の遺構と推定する。

SK-02は上層遺構面M/N・19区で検出され、平面プランはやや隅丸の長方形を呈し北東半部中央に長方形(29×20-10cm)の凹部をもつ。遺構規模は長辺74cm・短辺56cm・深さ20cm(凹部を含む)を測り、長辺方位はN-36°-Eをとる。遺構上面には10×5×5cm大前後の亜角礫が散在し、浅黒褐色小~大礫散在土層により充填される遺構である。出土遺物には、上部で角釘片(F.1)があり、またハケメ状条痕の縄文土器片(Po31)が検出された。遺構時期は、平安時代又は中世と推定されるが、単

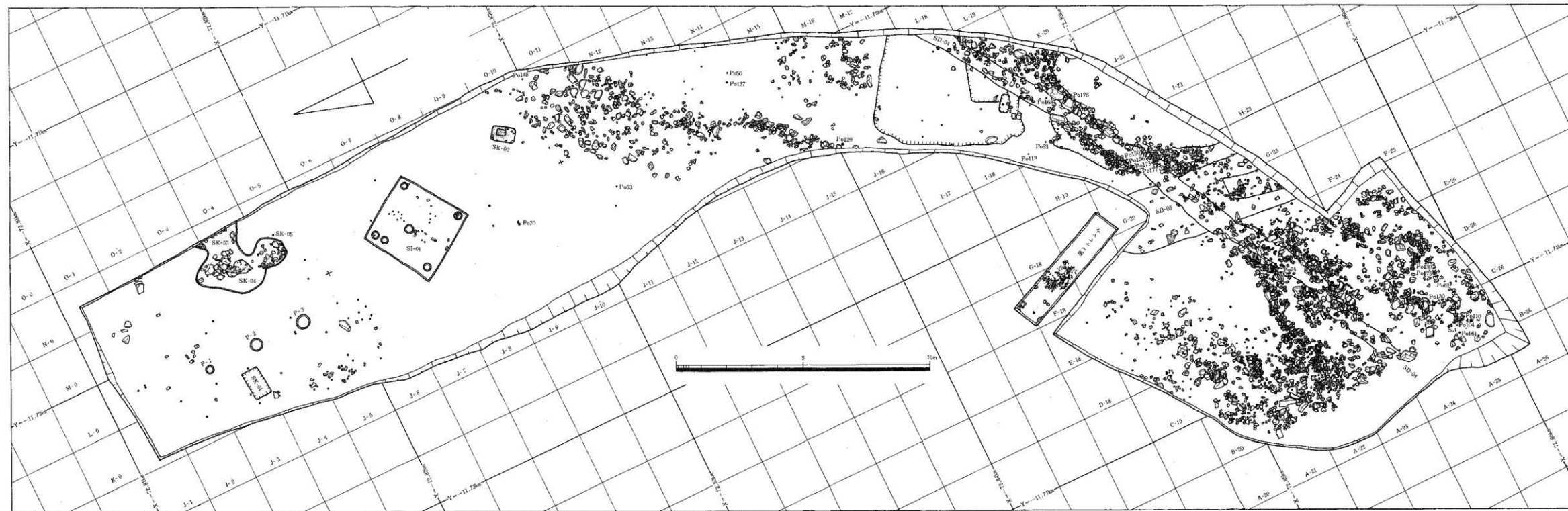
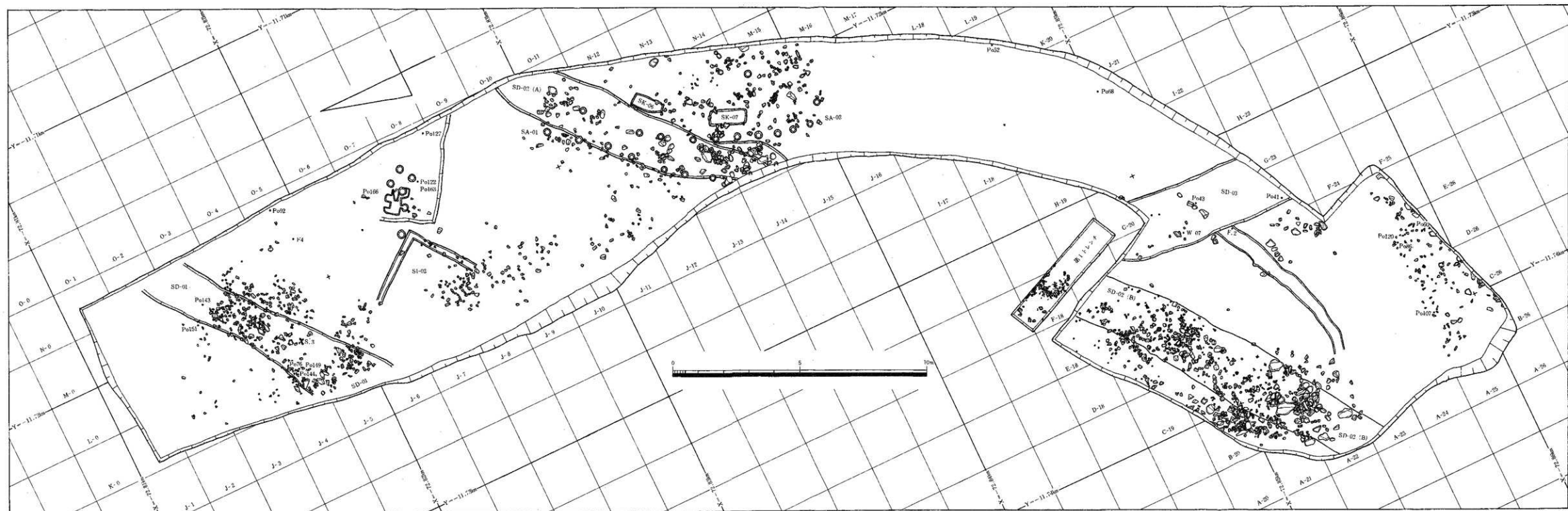


插图-19 余井原遗址上层建筑平面图

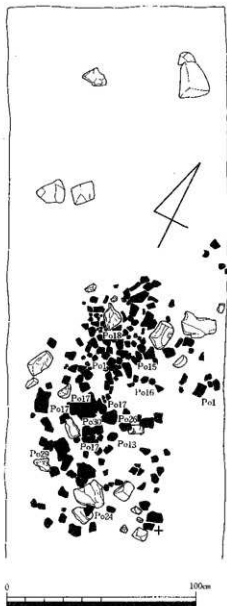


標圖-20 余井窪遺跡下層遺構実測図

なる土壌状遺構とは言えずその性格は不明である。

SK-03・04・05は上層遺構面M-4区付近に位置する土壌状遺構であり、三基の土壌状遺構が複合していると判断される。検出面では上面に散在する礫の大きさに相異が見られ、SK-05の識別は可能であるが、SK-03・04を分離して考える事は困難であった。

SK-03は、N-4区に位置して調査区に規制される為その平面プランは不明である。しかし、本来的にはSK-04と同一の遺構と判断され、埋積土からその切合関係は見られない。検出面から遺構底面までの深さは約25cmを測り、平底状を呈する。遺物は須恵器片・土師器片を各1片検出した



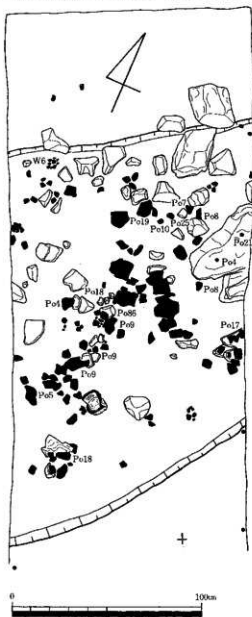
挿図-21 第1トレンチ  
上層遺物出土状況図



挿図-22 第1トレンチ  
中層遺物出土状況図

が、器型不明で実測不能の破片である。遺構時期は不明だが、SK-04と同時期に造営されたものと推定され、9世紀前半頃と考えられる。

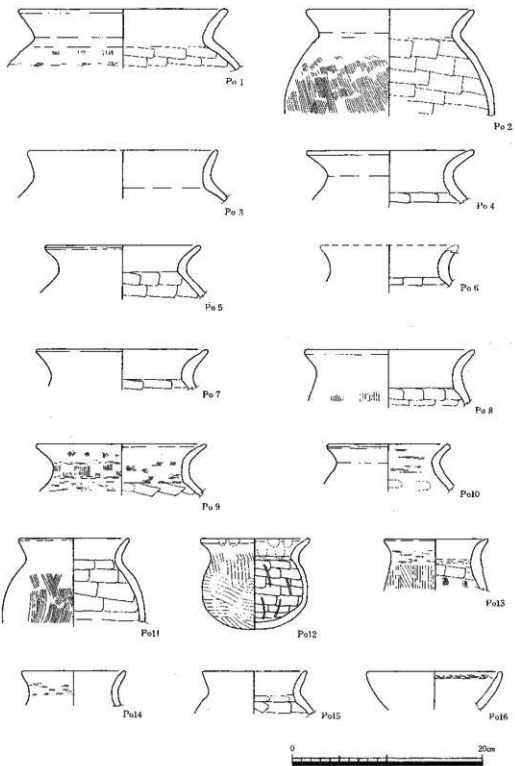
SK-04はSK-03の西隣にあり、一部をSK-03と重複する土壇状遺構である。平面プランはやや不整な隅丸長方形を呈し、遺構規模は長軸約260cm・短軸約154cm・深さ36cmを測り、長軸方位はN-37°-Eをとる。遺構底面は平底を呈し、中央部ややSK-03寄りに長さ50cm・幅28cm・深さ10cmの長方形をした凹部を認める。また、この凹部の長辺方位は土壇長軸方位に対して直交しており、凹部南東部から北西方向へ幅約20cm・深さ約5cmの溝状遺構が伴う。この長方形凹部と溝状



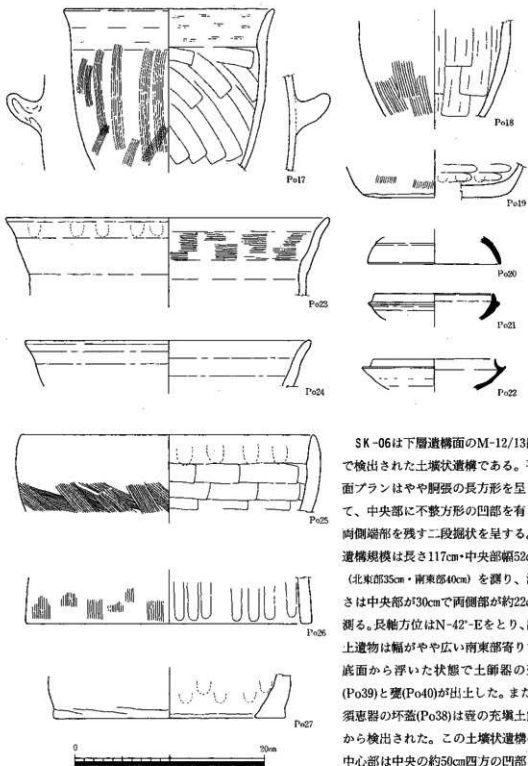
挿図-23 第1トレンチ  
下層遺物出土状況図

遺構を充填する土層は中小歪角礫散在粗砂質層からなり、幾らかの水の影響を受けたものと推定される。出土遺物は、長方形凹部から土師器の甕類口縁部(Po32)と須恵器壺類底部(Po35)があり、凹部から延びる溝状遺構に伴い須恵器の高台付壺類(Po34)が検出され、また遺構埋積土下部層内から須恵器坏類口縁部(Po33)が出土している。従って、SK-04の時期はこれら出土遺物から9世紀前半期と推定される。また、この遺構の性格を考えるには同時にSK-03の性格を考えなければならないが、おそらくSK-03はSK-04に付属する遺構であり、共に何らかの水を使用する施設と判断される遺構と言及されるまでであり、この二つの遺構は同時に放棄され埋積された可能性が推定される。

SK-05はSK-04の南隣にあり、一部SK-04を切る遺構である。平面プランは不整形を呈しSK-03・04の上面に見られる巨礫よりやや小振りで、平均15×10×10cm大の歪角礫が遺構上面に散在していた。遺構規模は長径146cm・短径122cmを測り長径方位は約真北をとる。遺構底面は不整に4段の段状を呈し、検出面から円形状を呈する最下部までの深さは63cmを測る。出土遺物は、弥生時代後期の甕(Po36)と土師器壺(Po37)が実測された。遺構時期は9世紀前半の時期が推定され、SK-03・04より新时期とは言えるものの時期差を考えさせない遺構である。遺構の性格は不明。



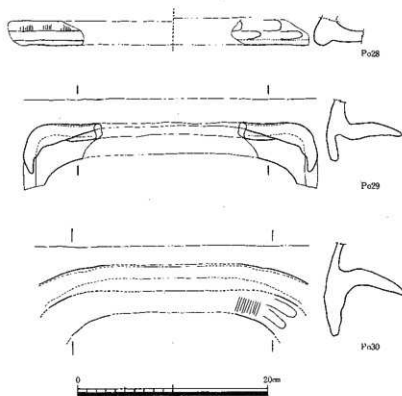
挿図-24 第1トレンチ出土遺物実測図(1)



挿図-25 第1トレンチ出土遺物実測図(2)

SK-06は下層遺構面のM-12/13区で検出された土壇状遺構である。平面プランはやや胴張の長方形を呈して、中央部に不整形の凹部を有し両側端部を残す二段掘状を呈する。遺構規模は長さ117cm・中央部幅52cm(北東部35cm・南東部40cm)を測り、深さは中央部が30cmで両側部が約22cm測る。長軸方位はN-42°-Eをとり、出土遺物は幅がやや広い南東部寄りで底面から浮いた状態で土師器の壺(Po39)と甕(Po40)が出土した。また、須恵器の坏蓋(Po38)は壺の充填土内から検出された。この土壇状遺構の中心部は中央の約50cm四方の凹部と推定され、壺は底部を欠損している





挿図-26 第1トレンチ出土遺物実測図(3)

るものの略先形品であり、口縁部を下に向けた状態で出土した。甕は口縁部から肩部の破片で、内壁を灰の口縁部に接して検出された。これらの出土状態から、この甕と甕はSK-06への供献土器と推定され、坏蓋片も後世に流入した物とは考えられないものである。遺構時期は、これら出土遺物より6世紀前半期と推定される。

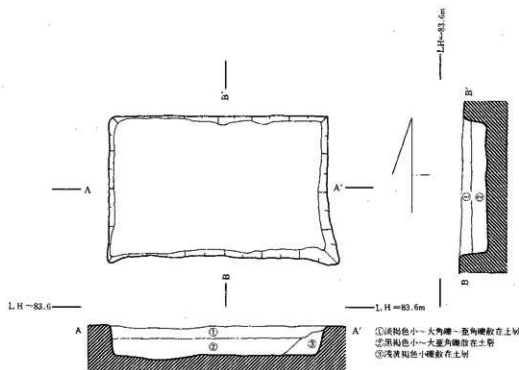
SK-07は下層遺構面のL-14区に位置する土壌状遺構である。平面プランは隔

丸長方形を呈し、遺構規模は長さ119cm・幅62cm・深さ34cmを測り、暗黒褐色腐食土層により充填される。長軸方位はN-24°-Eをとり、上面にはSD-02(A)に伴うと判断される巨礫(平均30×20×10cm大)が散在する。出土遺物は無く遺構時期は不明だが、その立地と充填土層からSK-06と同時期の遺構と判断され、6世紀前半期と推定される。そして、このSK-06・07の性格を考える時に注意される遺構として、その西隣を弧状に区画する様に位置するSA-01・02が上げられる。

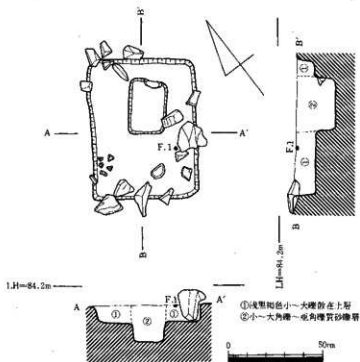
#### 第4項 柵列状遺構(SA-01・02)

SA-01・02は、下層遺構面のSD-02(A)に斜交するように検出される柵列状遺構(挿図-20参照)である。SA-01を構成するピット状遺構は7基が検出され、各ピット間の距離は北から、125-120-99-139-82-110cmを測る。またSA-02を構成するピット状遺構は10基が見られ、そのピット間距離は北から、240-84-125-90-85-80-76-64-70cmを測る。各ピットは径20~30cmの規模をもち、SK-06・07と同質の暗黒褐色腐食土層により充填され、その深さは平均約25cmを測る。また、SK-06・07とSA-02との距離は約50~100cmを測り、SA-01とSA-02との間隔は100~150cmあり、共にSK-06・07を区画する様に弧状を呈して位置している。

従って、SA-01・02の時期はSK-06・07と同様に6世紀前半期が推定されるものと考えられ、これらの遺構は、SD-02(A)に先行する遺構と判断される。但し、この柵列状遺構と土壌状遺構が

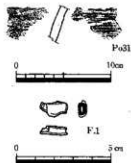


挿図-27 SK-01 遺構実測図



挿図-28 SK-02 遺構実測図

全く溝状遺構(SD-02)に無関係とも言えず、その立地条件から、柵状遺構は土壌状遺構を区画する目的と同時に、土壌状遺構を水害から護る目的も持たされていたものと考えられる。



挿図-29 SK-02 出土遺物実測図

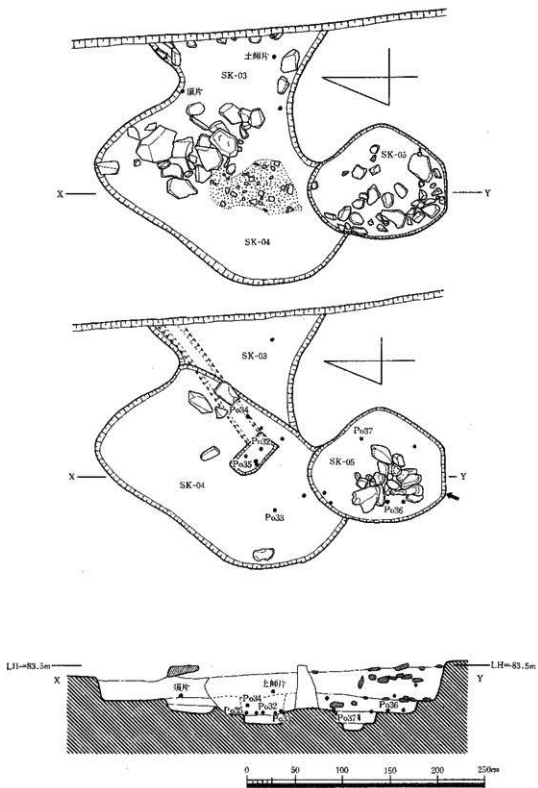
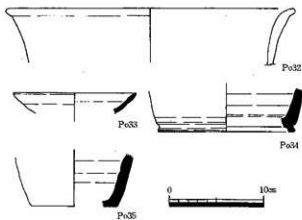
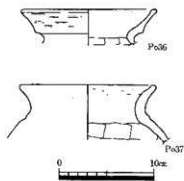


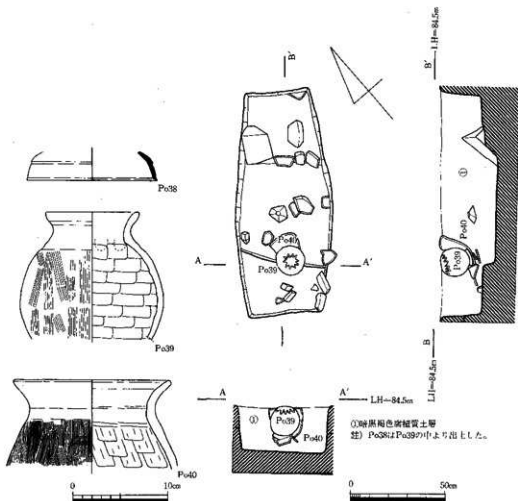
插图-30 SK-03·04·05 遺構実測図



挿図-31 SK-04 出土遺物実測図

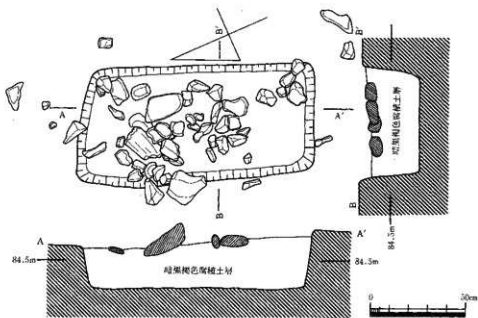


挿図-32 SK-05 出土遺物実測図

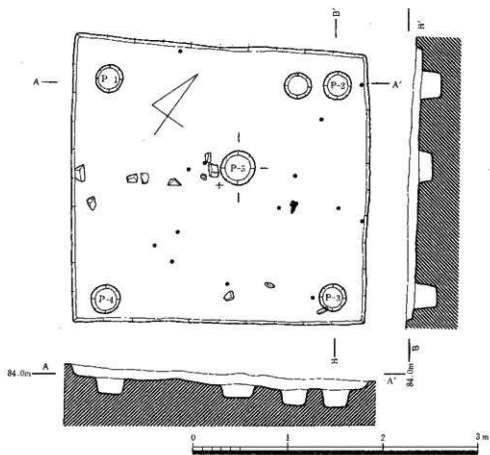


挿図-33 SK-06 出土遺物実測図

挿図-34 SK-06 遺構実測図



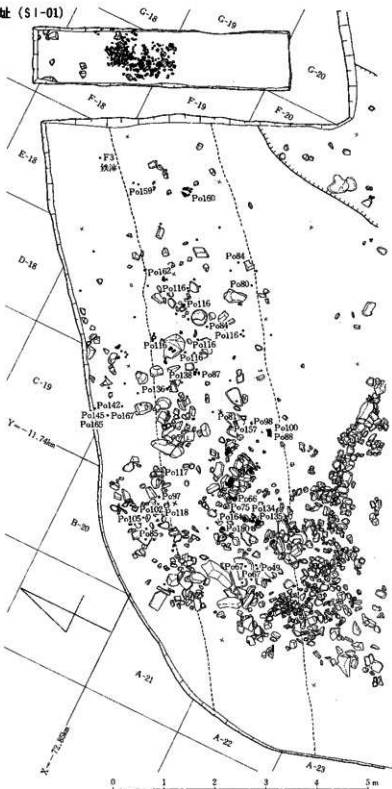
挿図-35 SK-07 遺構実測図



挿図-36 S1-01 遺構測図

### 第5項 竪穴式住居址 (S1-01)

S1-01は、上層遺構面のL/M-7/8区で検出された方形プランの竪穴式住居址状遺構である。遺構規模は桁行240cm・梁行230cmを測る1×1間四方で、床面積は約8.85㎡である。四隅に4本の構造柱を持ち、中央に1基の特殊ピットをもつ建物状遺構であり、床面には鉄分を多量に含むと推定される土壌が沈積していた。出土遺物は床面から古式土師器片が認められたが、実測は出来なかった。遺構時期は古墳時代前期が推定されるが、この時期の竪穴式住居に通常見られる建物周溝が検出されず、1×1間の独立柱建物の可能性も残される遺構である。

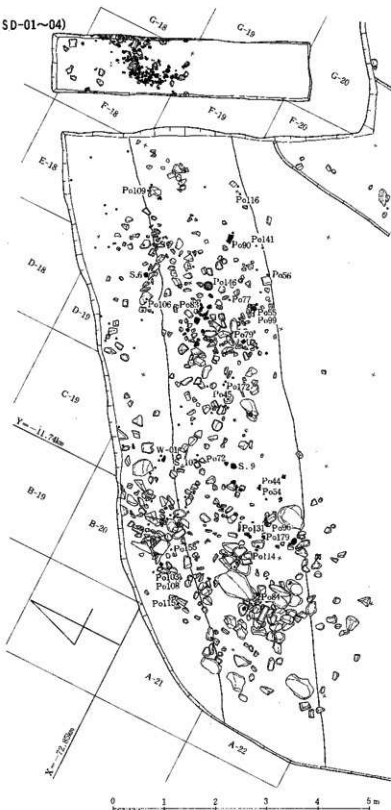


挿図-37 S1-01 (B) 上層遺構実測図

### 第6項 溝状遺構 (SD-01~04)

SD-01・02は下層遺構面(挿図-20参照)で検出され、SD-03・04は上層遺構面(挿図-19参照)で検出される溝状遺構である。その概略は挿図-18に示す通りで、SD-01は調査区北部に認められる幅約170cmの自然河川、SD-02は幅約230cmで調査区中央を貫流する自然河川、SD-03はF/G-2023区に位置する(唐堀状)溝状遺構、SD-04は調査区南部をA-24区からL-18区へ流れる人工改変された河川遺構である。

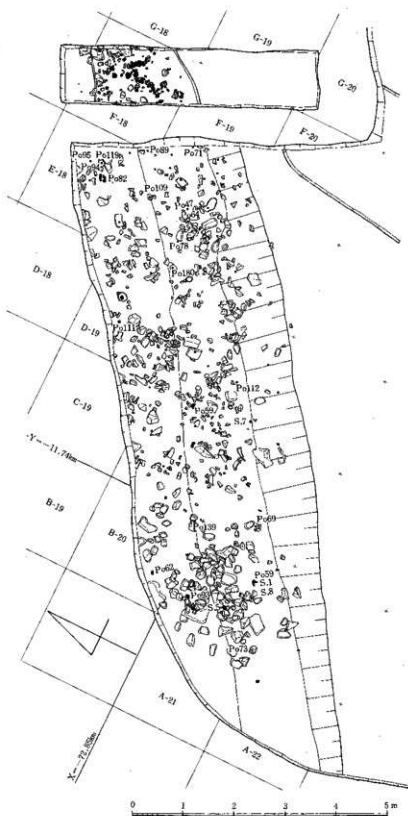
SD-01付近での出土遺物として、平底の弥生土器片(Po76)・古墳時代後期の須恵器片等が散在するが、これらの遺物は直接



挿図-38 SD-02 (B) 中層遺構実測図

的にSD-01の遺構時期を示すものとは思われず、後世の河川氾濫により運ばれて来たものと推定する。遺構時期はこの遺跡内では最古の時期が推定され、縄文時代以降～古墳時代後期前半期頃が推定される。

SD-02は、その出土遺物から、古墳時代後期後半～南北朝時代の時期幅が推定される自然河川遺構である。その出土遺物の中で注目される遺物は、古墳時代後期(6世紀後半)の移動式竈・櫃と平安時代前期と推定されるミニチュア土器(Po 134～137)、そして古墳時代後期～平安時代前期までの時期幅(6世紀後半に近い)をもって推定さ



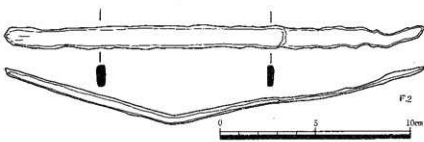
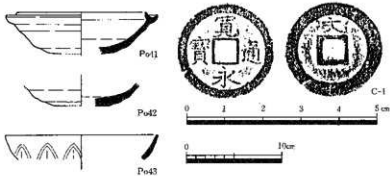
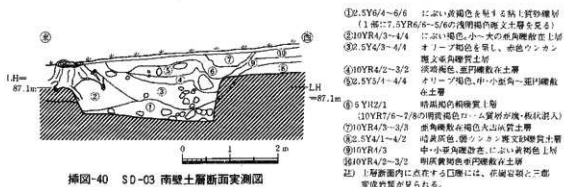
挿図-39 SD-03 (B) 下層遺構実測図

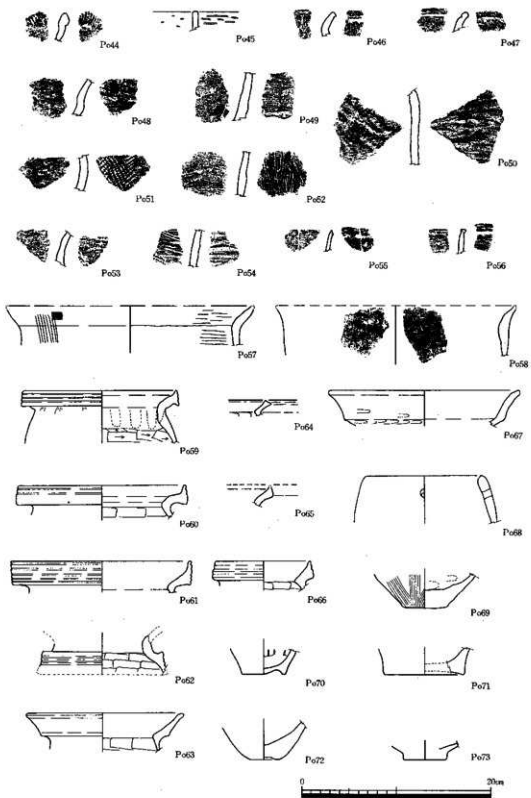


れる鬮羽口(Po180)・鉄滓(図版-11右)があり、また坏身(Po146)は成形技法として須恵器ではあるが、素焼土器のまま完形状態で出土している。

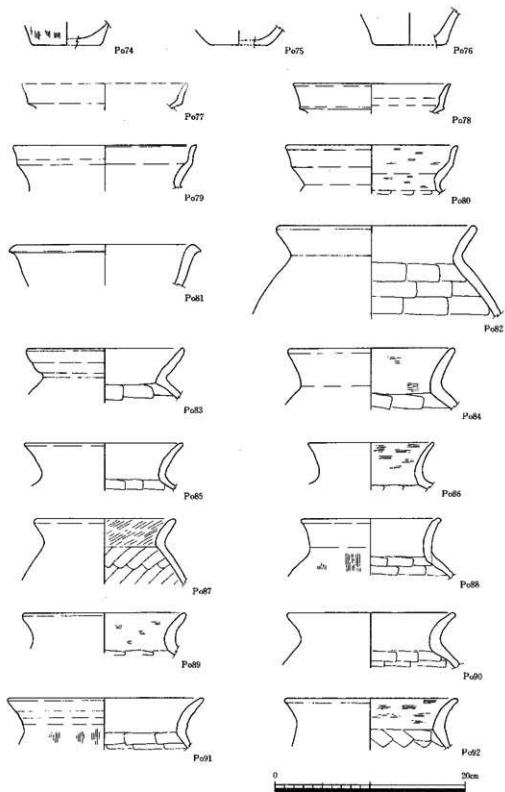
SD-03はSD-02に併行する時期幅をもって推定される溝状遺構で、SD-04により切られる唐壚状遺構(押図-40参照)である。幅約250cm・深さ約140cmを測り、平底状を呈して水の影響を見ない遺構であるが、正確には、この遺構上部にはその両側にそれぞれ幅約120cm前後・深さ約50cm程度の溝状遺構が複合する。この溝状遺構の性格は不明ではあるが、遺跡名ともなった余井唐壚の字名と密接な関連があるものと推定され注目される遺構と言える。

SD 04は、巨礫を使用して人工的に流路を規制した河川であり、南北朝時代以降現代まで存続したものである。出土遺物としてヤリガンナ状鉄製品(F.2)がある。

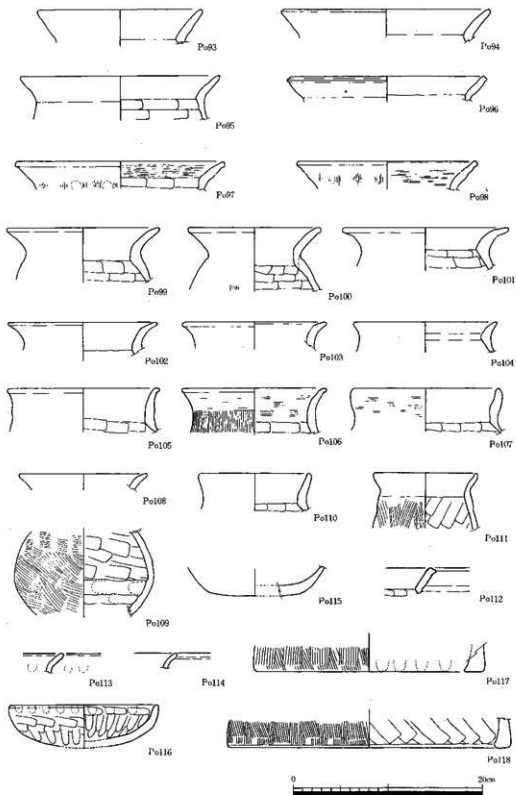




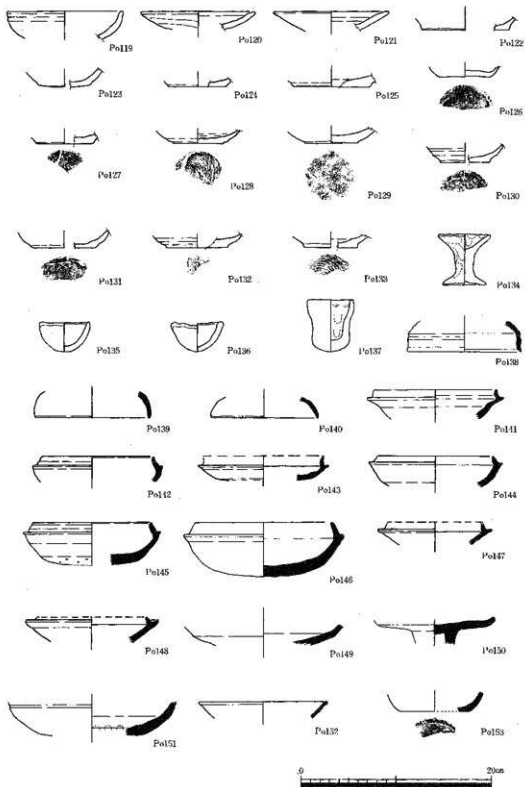
挿図-43 その他の出土遺物実測図(1)



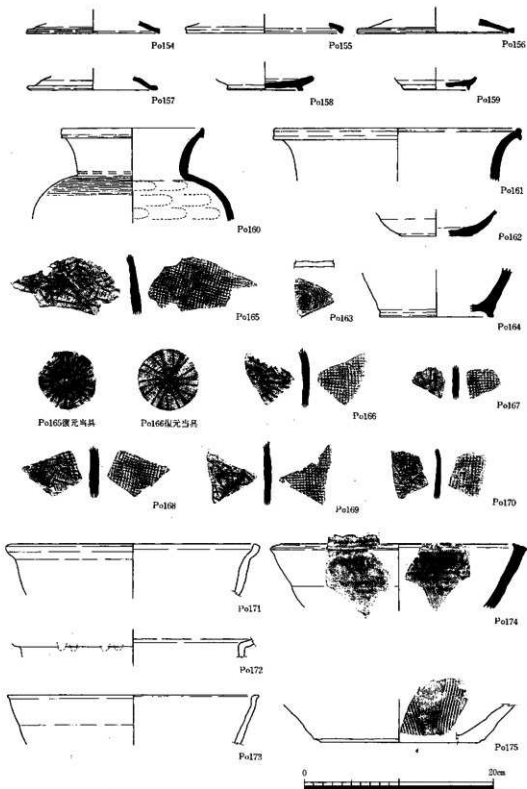
挿図-44 その他の出土遺物実測図（2）



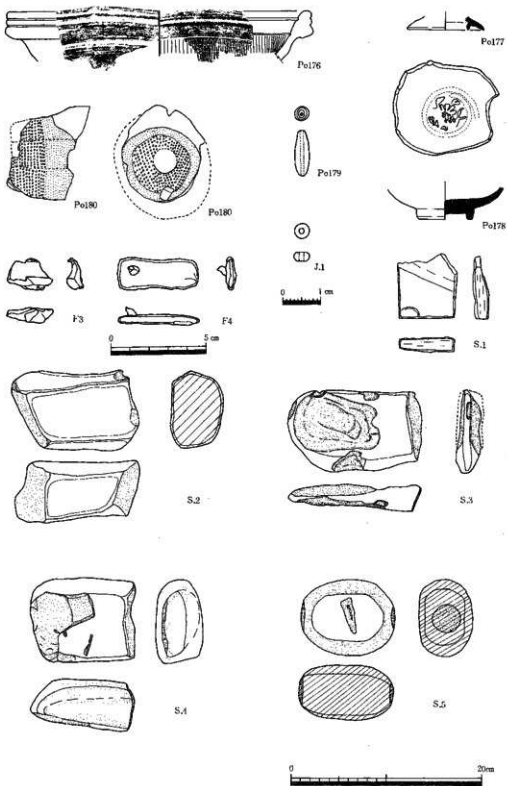
挿図-45 その他の出土遺物実測図(3)



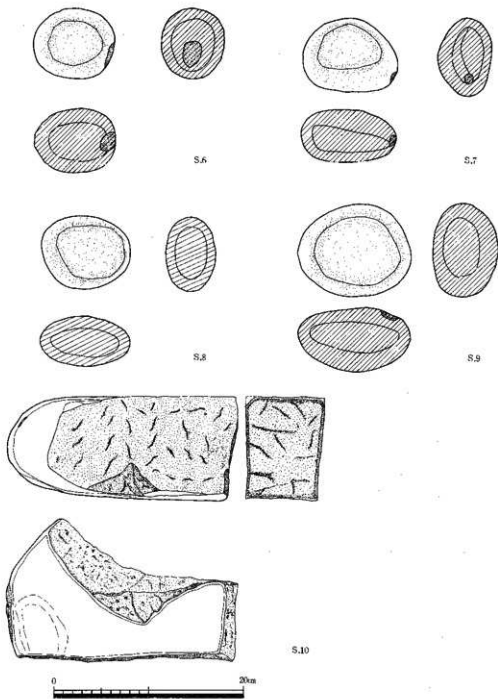
挿図-46 その他の出土遺物実測図(4)



挿図-47 その他の出土遺物実測図 (5)



挿図-48 その他の出土遺物実測図 (6)



挿図-49 その他の出土遺物実測図(7)











| No.   | 原 型     | 形状 (cm)      | 出土 状況 | 色調 | 数量                  | 形 態 上 の 特 徴   | 下 基 上 の 特 徴   | 所在       |
|-------|---------|--------------|-------|----|---------------------|---|---|----------|
| Pa174 | 漆器 (横柄) | 口径 27.0 (横径) | 均質焼成  | 黒釘 | 内径 20.0cm 底径 14.5cm | 口縁上縁部は内径 20.0cm の字に外張する体で胎部は口縁部より内径 17.0cm に狭化する。口縁上縁部は内径 20.0cm の字に外張する。胎部は口縁部より内径 17.0cm に狭化する。 | 口縁部の内径は口縁部より内径 17.0cm に狭化する。胎部は口縁部より内径 17.0cm に狭化する。            | 18/10-25 |
| Pa175 | 漆器 (横柄) | 口径 18.6 (横径) | 均質焼成  | 黒釘 | 内径 14.0cm 底径 10.0cm | 口縁部は口縁部より内径 14.0cm に狭化する。胎部は口縁部より内径 14.0cm に狭化する。   | 口縁部の内径は口縁部より内径 14.0cm に狭化する。胎部は口縁部より内径 14.0cm に狭化する。            | 18/10-25 |
| Pa176 | 漆器 (横柄) | 口径 37.4 (横径) | 均質焼成  | 黒釘 | 内径 28.0cm 底径 20.0cm | 口縁部は口縁部より内径 28.0cm に狭化する。胎部は口縁部より内径 28.0cm に狭化する。   | 口縁部の内径は口縁部より内径 28.0cm に狭化する。胎部は口縁部より内径 28.0cm に狭化する。            | 18/10-25 |
| Pa177 | 漆器 (横柄) | 口径 4.9 (横径)  | 均質焼成  | 黒釘 | 内径 4.0cm 底径 3.0cm   | 口縁部は口縁部より内径 4.0cm に狭化する。胎部は口縁部より内径 4.0cm に狭化する。   | 口縁部の内径は口縁部より内径 4.0cm に狭化する。胎部は口縁部より内径 4.0cm に狭化する。              | 18/10-25 |
| Pa178 | 漆器 (横柄) | 口径 6.0 (横径)  | 均質焼成  | 黒釘 | 内径 5.0cm 底径 4.0cm   | 口縁部は口縁部より内径 5.0cm に狭化する。胎部は口縁部より内径 5.0cm に狭化する。   | 口縁部の内径は口縁部より内径 5.0cm に狭化する。胎部は口縁部より内径 5.0cm に狭化する。              | 18/10-25 |
| Pa179 | 土器 (土師) | 口径 4.8 (口径)  | 均質焼成  | 黒釘 | 口径 4.8cm 底径 3.5cm   | 口径 4.8cm、底径 3.5cm、胎部は口径より内径 4.0cm に狭化する。胎部は口径より内径 4.0cm に狭化する。                                    | 口径 4.8cm、底径 3.5cm、胎部は口径より内径 4.0cm に狭化する。胎部は口径より内径 4.0cm に狭化する。  | 50/0-20  |
| Pa180 | 銅器 (銅)  | 口径 10.0 (口径) | 均質焼成  | 黒釘 | 口径 10.0cm 底径 7.0cm  | 口径 10.0cm、底径 7.0cm、胎部は口径より内径 9.0cm に狭化する。胎部は口径より内径 9.0cm に狭化する。                                   | 口径 10.0cm、底径 7.0cm、胎部は口径より内径 9.0cm に狭化する。胎部は口径より内径 9.0cm に狭化する。 | 27/10-21 |

- J-1 ガラス小皿 色調はコバルト・ブルーを呈し、外径 4.1cm、内径 2.5cm、高さ 2.4cm を表す。底に斜土内より焼成。(YK 907/70)
- C-1 志瓦 厚 0.5cm (胎部 0.6cm)、(口) 0.4cm、(YK 907/70) 縁部 1.2cm、口径 1.0cm、底径 0.8cm、胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- W-1 漆器 胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- W-2 漆器 胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- F-3 漆器 胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- F-4 漆器 胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- S-1 磁石 口径 1.0cm、底径 0.8cm、胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- S-2 磁石 口径 1.0cm、底径 0.8cm、胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- S-3 磁石 口径 1.0cm、底径 0.8cm、胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- S-4 磁石 口径 1.0cm、底径 0.8cm、胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- S-5 磁石 口径 1.0cm、底径 0.8cm、胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- S-6 磁石 口径 1.0cm、底径 0.8cm、胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- S-7 磁石 口径 1.0cm、底径 0.8cm、胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- S-8 磁石 口径 1.0cm、底径 0.8cm、胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- S-9 磁石 口径 1.0cm、底径 0.8cm、胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。
- S-10 磁石 口径 1.0cm、底径 0.8cm、胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。胎部は口径より内径 0.8cm に狭化する。

挿表-7 余井崩塚遺跡出土遺物類一覧表 (5)



S0-02 (9) と発掘参加者一同 (西方より)

### 第三章 雑送りと竈神その道教的なるもの

日本への教団道教の流入はないと言われるが、民間レベルでの道教的なるものは数多く認める事ができる。それは、神道・陰陽道・修験道・神仙思想等と密接な関連を有するものと考えられるが、ここでは道教的なるものの一例として、雑送りと竈神の源流について触れることとする。

用瀬町は、県指定無形民俗文化財のひとつとして「用瀬のひな送り」が指定されており、県内外に有名となっている。この行事は、旧暦3月3日の夕方に、男女一対の紙びなを棧俵や藁苞(ワラツト)などに載せ、他に菱餅・アラレ・タニシ・桃の花・線香・蠟燭等を添えて千代川に流す行事である。この行事が河辺における祭祀である事から、今回の発掘調査で、自然河川より韓竈・彌羽口・鉄津・ミニチュア土器等が出土した事と何らかの関連があるものと考え、若干の考察を試みるものである。

#### 第1節 河辺のアソビの源流

日本の基層信仰には、ツミヤケガレは物で賤ったりミソギすることで救われるとの観念が見られる。たとえば、『魏志』「倭人伝」の中に「其の死するや、棺ありて槨なく、土を封りて冢を作る。始め死するや喪を停むること十余日、時に当たりて肉を食らわず、喪主哭泣し、他人就きて歌舞飲酒す。已に葬ひれば、家を挙げて水中に詣りて澡浴し、以って練沐す」とあり、また、「古事記」「序を并せたり」には「所以に、幽顯に出入して、日月目を洗ふに彫れ、海水に浮沈して、神祇身を蘇ぐに呈れき」、あるいは黄泉の国から逃げ帰った伊弉諾岐大神詔りたまひしく、「吾はいなしこめしこめき穢き國に到りてありけり。故、吾は御身を禊為む。」とのりたまひて、笠紫の日向の橋の小門の阿波岐原に到りまして、禊ぎ飲ひたまひき、などとあり、現代の会話においても「あの古い話は水に流して、云々」などと使われ生きた言葉として遺存している。

人形にツミヤケガレを移し、水に流すことで救われるとの観念は、6世紀頃の梁朝・揚子江中流域の年中行事について記述した「荆楚歲時記」などにもみられ、中国江南の道教的信仰に基づく習俗に由来していると云われている。また半島南部の「駕洛国記」によると、後漢の世祖光武帝の建武18(AD42)壬寅、三月の禊浴日に亀旨峰(クジホウ)に君王が降臨したという説話があり、この習俗が日本の弥生時代に朝鮮半島にも存在した可能性のある事が知られている。三月の禊浴日とは、陰暦三月の最初の巳の日から三日間、東流水に斎戒沐浴して弘厄祈福する古神道的禊禊行事であり禊飲もする。

窪(1987)は、晋代の道士・葛洪(283~363)の著した道教の書「抱朴子」には、金丹を作る時のタブーについて色々記述しているが、そのひとつとして、「作り方を教えてもらう人は黄金製の人形と魚とを東から流れて来る川(東流水)に沈めて誓いをたて、血をすすってかたい約束をしなければならない。東流水は、東位・太陽の上る方向すなわち生氣のある方角にある水を意味し、薬を作ったり飲む時も東流水を使い、生氣をもつ水として道教では大変に重視する」という。

井上(1987)は、『日本書紀』神武天皇 即位前紀戊午年9月条に、この夜、みずから祈禱をしてやすまれた。すると夢に天神があらわれて、つぎのように教えられた。「天香山の社の中の土をと

って、天平瓮（平らな皿）80枚を作り、あわせて厳瓮（神酒を入れる神聖な甕）を作って天神地祇を敬い祭れ。また厳呪咀（深産して呪言をとなくえよ）をせよ。こうすれば賊は自然に平らぐであろう。……この埴土で、80枚の平瓮と80枚の手扶（手捏土器）と厳瓮を作って、丹生の川上にのぼって、天神地祇を祭られた。また祈請をして仰せられるには、「私はいま厳瓮を丹生の川に沈めよう。もし魚が大小となく、すべて酔って流れる様子がちょうど板の葉が浮かんで流れるようになったら、私はかならずこの国を平定することができよう。もしそうでなかったら、成就しないであろう」と仰せられて、……これから神祭のときの厳瓮の置きものはじまったのである、とあり、この条で重要な事は、まず祈請をする事、厳呪咀する事、手捏土器の使用、川上での祭りである事、そして土器を川に沈める事であろう。

中村(1978)は、『釈日本紀』七に「先師申して云ふ、人形は所謂素多鳴尊菴蓋なり。手足の爪を抜き其の罪を購ふ、身の代の義なり。贖物と号くる是なり」とあり、『延喜式』一に贖物として、「金銀鍍人像二枚」「金人像、銀人像各卅二枚」等とみえる事から、この頃には確実に祓の具として人形代が用いられていた事が判る。

和田(1985)は、『延喜式』『四時祭式』に、六月晦日大祓に続いて、御贖・中宮御贖・鎮火祭・道饗祭がみえており、六月と十二月の晦日に行なわれている事が明らかである。御贖に際しては、まず、荒世・和世に奉獻される。荒世・和世は、『儀式』（貞観儀式）では荒世御服・和世御服、『延喜式』では荒服・和服とみえるもので、天皇の身体のケガレをこの衣服に付着させる。その後、節折（ヨオリ）の儀と壺に穢氣を吹き込む儀（壺の中には鉄人像2枚・黄皮の人像2枚が紙で包まれ、その上を紡んだがもが入れてあり、天皇がその壺の中に口氣・息を三度吐く）が行なわれ、終了後、儀式に参加した宮主（ミヤズ）・中臣・卜部以下の人々は川辺でミソギする。節折の儀はともかく、いずれも、道教的要素の濃い儀式である。この御贖の行なわれる時刻は未詳であるが、『儀式』から推測すると、この日の午前中のことと思われるとする。

山中(1972)は、『日本書紀』に「顯宗天皇元年三月上巳、幸二後苑、曲水宴」とあり、顯宗天皇の在位は485～487年頃と推定されるので、日本で曲水の宴が3月上巳に初めて開催された時期は記録上では5世紀第IV後半期頃とも考えられる。また、中国における曲水宴の起源は、『統齊諧記』に漢の章帝の時、平原の除鞏（ジョウコウ）が三月の初めに三女を生み三日に至って三女が皆死んだ。そこで一村がこれを怪とし、ともに水辺に出て盥洗し汚れをはらい盃を流した。とあり、また『荆楚歲時記』は後漢の郭虞（カクグ）というものが二女を生み、上巳に一女産し二日のうち、皆没した。人々これを同じく汚れとし東流の水上に出て祈禱をしみずからを褻瀆したという。ここにおいて流れに觴（サカズキ）を浮かべ遊宴がおこった、とする。

この二つの「曲水宴」起源説話の中で、①女子の出産が関連して述べられている事、②水辺での村落共同祭祀である事、③祭祀が深斎の性格をもち三月上巳に密接な関連がある事は注目に値し、この説話が中国の漢代のものである事と、それが我国にあまり性格を変えずに流入している事実は認められるであろう。

つまり、①については「古今要覧稿」「歳時部」引用の「秋苑口抄」に「三月三日謂之上巳云々、是日家有女兒、必陳人勝、供艾糕赤豆飯、置酒飲醢謂之誰會、因以、上巳、為女兒節

…」とありこの日は女子の節供となっている事、そして鮎を商いつつ神功皇后の由緒を伝えて安産の呪具の腹帯を授ける桂女の事が思い起こされる。京都の時代祭りに桂女が登場し、行列の先頭を歩く。京都では、桂女は鮎・鮎を行商して歩く女であり、その頭には桂包みの頭巾を巻いているのがその女の特徴である。その桂包の布は一枚の布より出来ており、その昔、神功皇后が応神天皇を出産する時、そのお産に桂女が立合い無事安産された。その功績により神功皇后は桂女に一枚の布を与えられ、その布が岩田帯として現在にも遺存していると考えられている。またお産が安産であった事より、桂女の霊力として「悪魔払い」の霊力が備わっているものと考えられるようになった、と伝えられている。

また中村(1978)によると、「離流しの神事」で知られる延喜式内社・淡島神社(和歌山市加太)は少彦名命・大己貴命・息長足姫命(神功皇后)の三社を祀り、その「守離縁起」には、「御守離は神功皇后此淡嶋にいらせ給ひ少彦名命御容いと小さくましましければ小さき御容をきぬにて作り神殿に納め給ひ其後仁徳天皇淡嶋に遊狩し給ひて皇后の御容を紙にて作り此社頭に納め給ひてより淡嶋離又は小米離とも云ひて身の守りとせり此守護を常に懐中なす人は海上安全腰より下の病ひにくるしむ事なし」と記されているという。

②水辺での村落共同祭祀である事は、祭祀の変遷を考える時に重要な意味をもつ事になる。福永(1987)は、庚申信仰を説明する中で「一人でやらずに集まってみんなでやる。村落共同体を中心にやるところが、道教的な行事の特色ですね。云々」と説明し、「共同」とか「連帯」ということは道教の特色のひとつであると考えられるとし、窪(1987)は、大充(89-104)著「論衡」には鬼門について、「東海の度朔山という山には三千里四方にまたがる様な桃の木が生えていたが、その東北の隅の枝はちょうど門ようになっていて、多くの鬼どもが入り出すので、そこを鬼門と言った。そこには、神荼と鬱壘という二人の神さまがいて、悪い鬼がくると捕まえて、飼っている虎に食わせていたので、その国はいつも平和だった。それを知った黄帝は、その神々や虎の絵をかって門に貼って、悪鬼を防がせる事にした。」という。これは道教における護符の始まりについて記しているとも考えられる。

祭祀の時に呪具・呪符を使用するのも道教の特色であるが、その視点から見ると縄文時代の土偶も祭祀呪具のひとつと考えられる。狩猟・漁労・採集社会に生きた縄文人は、その厳しい自然環境で生活する中で精霊などの呪力を信じ、災禍を防ぎ、招福を願って呪術的行為としての臨時的な呪能を行なった。また、弥生時代にも木偶・人形土製品・分銅形土製品等の呪具を認める事が出来るが、縄文時代との相異は、弥生社会がイネの伝来とともに定住・農耕社会を出現させ、これにより精霊やカミに対する呪能・予祝も周期的・反復的な呪術的祭祀となると考えられる。古墳時代になると、弥生時代の祭政一致の社会から祭事と政治が分離する社会となり、神事や祭事などに奉仕する巫覡が出現し祭祀形態の固定化が進行する。その後、天武・持統朝そして藤原京を経て国家的祭祀が出現・規定化され、大宝令(701年)により律令的国家祭祀が制度化される。

金子(1985)によると、律令的祭祀とは、8世紀の初頭に完成した「大宝令」「神祇令」に規定された国家的祭祀を指す。「令」の規定は、施行細則である「式」によって実施されたのであり、律令的祭祀の具体的な内容は、10世紀に成立した「延喜式」によって一応知り得る。大畝そのもの



は、天武5年(676)年8月16日の詔「四方為大解除」が起源だが、令文の如く恒例化するの、大宝2年(702)年12月30日の大祓からという。大祓は中央だけでなく、諸国でも行なわれた。また、七瀬(ナナセノハライ)とは10世紀末の史料に見えるもので、平安京の宮廷で毎月、あるいは臨時に行なった祓で、七カ所の瀬または海に臨んで行なったところから、この名がある。七瀬には、琵琶湖から難波海に至る淀川沿いのいわゆる「七瀬」、東京極を流れる賀茂川の宮城の東の瀬に「賀茂川七瀬」、そして宮の正面(朱雀門)および京の背後を囲む要所にそれぞれ設けてある「霊所七瀬」の三種類がある。また人形は、文字通り人間の形代で、呪唱や療治等に用いたが、人間の罪穢を浄化する祓が一般的用法であった。人形と関連するのが馬形や鳥形・刀形・斎串等の木製模造品である。山形県依田遺蹟では、この人形を流した祓所を検出し、これによって馬形は穢を負った人形を他界(根之国・底之国)に運び、斎串は結界として、これらの周囲に立てた事が判明した。同じ祓の儀式でも土馬や模型電はその趣を異にし、災厄の流行が祟り神の為と考え、これを防ぐ為に祟り神の乗馬を土馬に、荒神の掬る電の形代を損壊した。鏡や鈴等はこうした祓の場を清浄に保つ為に使われた呪具であろう。人面墨書土器や模型電の出現は8世紀前半～中葉と考えられ、刀形・鳥形・斎串等の木製模造品の一部や土馬は古く、古墳時代後半には存在している。

これら祭祀の時代の変遷の中で注意を要するのは、流し懸行事を含むいわゆる「節供」は、巫術により託宣・卜占・祈禱・等を行なう随時個人的・世帯共同体的祭祀ではなく、また単に地域的あるいは地方的広がりをもつだけのものではない事。つまり強制された行事ではないにもかかわらず、個人的でおかつ地域的広がりをもつ祭祀であり、この祭祀の源流はある種の精霊信仰と言えることであり、道教と密接な関連をもっていることであろう。

③祭祀が深斎の性格をもち三月上巳に行なわれている事、これについては前文である程度触れたが、令の規定に「凡正月一日・七日・十六日・三月三日(中略)皆为節供」「令義解・十雜」とあり、「世説問答」に「西晋武帝の頃(3世紀後半)、山民が武陵と称するところへ行つた際、桃花の流れた水を飲んだところ、気力さかんで皆三百歳の長寿を保った」という伝説があり、また「月令広義」に「三月三日桃花酒を飲むと病いを除き顔色をうるおすという風習が起こつた」とある。また「荆楚歲時記」に、三月三日鼠麴(母子草)の汁をとって蜜とあわせて粉に和す、名づけて竜舌粉という。これを食すれば悪気をはらうと信じられている。

『文徳実録』嘉祥3年(856)5月5日の条に「田野有草、俗名、母子草、二月始生、莖葉白脆、毎、属、二月三日、婦女採之、蒸搗以為、餅、伝為、歳事、」とあり、また「年中行事秘抄」に「宇多天皇御記云、寛平2年(890)二月卅日、丙戌、仰、善日、正月十五日七草粥・三月三日桃花餅(中略)俗間行来以為、歳事、自今以後、毎色弁調、宜、供奉、之、干、時善為、後院別当、故有、此仰、」とあり、「俗間行来以為、歳事、」と記される如く民間で行なわれていた風習が宮廷の歳事に採用されたものであるという記述は特に重要視される。

『源氏物語』若紫の巻に「ひひなあそびにも絵画い給ふにも、源氏の君とつくり出でて、清らなる衣着せ、かしづき給ふ」とあり、紅葉賀の巻にも「ひひなの中の源氏の君、繕ひ立てて、内裏に参らせなどし給ふ」とある。また「紫式部日記」にも「小さき御台、御皿ども御箸の台、洲浜なども、ひひな遊びの具と見ゆ」とみられ、『枕草子』30段には「すぎにししかた恋しきもの、枯

れたる葵、ひひなあそびの調度」、151段には「雛の調度(中略)なにもなにも、ちひさきものはみなうつくし」とある様に、雛人形あるいはひひな遊びが平安時代に存在した事が認められる。ただこの遊びは四季を問わずに行なわれ、三月三日に限ったものではなかった事には注意を要する。また同時に「源氏物語」須磨の巻に、やよいのついでたちに出て来たる巳の日、「今日は、かく思す事ある人は、御褒し給ふべき」と名まさかしき人の聞ゆれば、海づらもゆかしうて出て給ふ。いとおろそかに、軟障ばかりを引きめぐらして、この国に通ひける陰陽師召して祓へさせ給ふ。船にことごとしき人形(ヒトカタ)載せて流すを見給ふにも、よそへられて、「知らざりし大海の原に流れ来てひとかたにやはものは悲しき」とて居給へる御さま、さる晴に出でて言ふよしく見え給ふ。とあって、三月上巳の日の祓いに源氏の君は形代としての人形を舟にのせて海に流している事、そして陰陽師の存在も重要である。

天平勝宝2年(750)3月3日 大伴家持の歌「万葉集」十九に「漢人も舟をうかべてあそぶとふ今日ぞわがせこ花かづらせな」とあり、漢人の関わりも見られる。また、清少納言「枕草子」四段には「三月三日は、うらうらとのどかに照りたる。桃の花のいまさはじめる。」とある。山中(1972)

中村(1978)は、近世・伊勢国(三重県)桑名辺では九月九日を鬘子の節供といい、雛草を摘み、小さく男女の顔を作って棚にすえ、物を供えて祭ったという。九月九日に雛を賞する女児は多く、俳諧では「後の雛」という。今日も愛知県などで、女児が粗末な人形を作って飾ったり、海に流す行事があり、その日をお葛節供、また葛節供といい、その人形をお葛さまとか葛人形という。碧海郡六ツ美村では九月九日をいう。雛祭りの雛が祓の人形から出たもので、河や海に流すのが本来の姿であった事がうかがわれるとする。

これらの事から、三月三日は①遊びの日、②禊の日、③祓いの日(祓具の一種として人形がある)として、非日常的な意義の日として認識されている事が分かり、その源流が中国・江南の道教的信仰の習俗に由来しているとされ、「日本書紀」の「顯宗天皇元年三月上巳、幸・後苑、曲水宴」条をそのまま認めれば、5世紀第IV四半期頃に漢人系渡来人が推定されよう。

## 第2節 移動式囃(韓囃)について

吉野(1980)は、「神楽歌」の中に、「ひさかたの天の河原に豊囃御遊びすらしも狐(狐)の声する」とみえ、狐(ひょうたん)は鼈とも表し、その形は狐の後姿とよく似ている。またこの狐を二つ割りにして柄杓、つまり「斗」となり、その斗形が北斗七星に相似する処から、「狐一狐一斗一北斗七星一太一神」を推定させるという。ここでの囃は韓囃とは記述されていないが、河原での御遊びとあるので韓囃が使用された可能性が高いと考えられる。また上田(1981)は、宮廷の神楽は民間の里神楽と区別して御神楽と呼ばれるが、その神事芸能も、神を迎えるの「神遊び」の要素が強い。御神楽で歌われた神楽歌は、少なくとも清和天皇の貞観年間(859-876)の頃までには選定されていた事が「中右記」などによって確かめられるとする。

また山中(1972)は御燈について、三月三日と九月三日の二回行なう北斗信仰の行事であるとし、「類聚国史」神祇十の延暦15(796)年3月庚戌(19日)の条に、「勅、祭、祭、北辰、朝制已久、而所司侮慢、不、事、禁止、今京畿吏民、每、至、春秋、月、棄、職忘、業、相、一集其場、男女混殺、事難

深清、□□□祐、反招、其殊、自今以後殊加、禁断、若不獲、已、每人異、日、莫、令、会集、若乖此制、法師者送、名觸所、俗人者處、違勅罪、」とあり、「年中行事秘抄」三月に「三日御燈事、桓武遷都之後、登靈巖寺、供奉御燈」とあり8世紀末或いはそれ以前に成立した行事であろう。また「西宮記」三には、「三日御燈、三日、大裏深斎、宮主奉、御卜、申、不淨由、不、可、被、奉、御燈、(中略)御禮如、常、無、不淨、時、内藏寮奉、御燈於靈巖寺、仁和以往、奉円成寺、被、官人申、事由、供、魚味、」とあり天皇が燈火を北辰に奉っており、「北辰菩薩陀羅尼經」に「我北辰菩薩、名曰、妙見、今欲、説、神咒、擁、護諸国土、所作甚奇特、故名曰、妙見、處、於閻浮提、衆星中最勝、神仙中之仙、菩薩之大將、光目、諸菩薩、曠濟、諸群生、」とあり、北辰菩薩はすなわち妙見であることから、靈巖寺において天皇が御燈を北辰に奉っている、と記述している。

中村(1978)は、信濃毎日新聞社編「信濃の民俗」「かなんばれ」(長野県南佐久郡北相木村坂上、山口地区にて)によると、3月3・4日ごろの「かなんばれ」には川原に小屋を作り、石を積んで簡単な竈をこしらえ、大鍋をかけ、あんこもちでしるこを作り、その日川へ流す古い雛人形に供えて、みんなで食べたという。そして傷んで飾れなくなった雛人形をワラでさんだわらのように作ったものにせ、みんなが見まもる中を川へ流した。「おひなさまを川へ流すと、おひなさまに疫病神がのりうつて流れていってしまうから、厄が落ちるとか、病気をしないなどといわれた。」とその部落の老女は語っているという。この事例では、簡単な竈を伴っているところが注目される。

これら吉野(1980)・山中(1972)・「かなんばれ」を合わせて考えると、「豊饗御遊び」「北斗信仰」「御燈」「三月三日と九月三日」がそれぞれいくらかの関連をもつものと思われ、また道教的なるものとの関連を感じる。

後藤(1978)・福永(1990)は、司馬遷(BC90頃)の『史記』『封禪書』元光二年(BC133)頃の記述に、「少君言上曰、祠電則致物、丹沙可化為黄金。黄金成以為飲食器則益寿。」とあり、方士の李少君が皇帝(西漢の武帝)に言いて曰く、竈を祠れば、則ち物を致す(この場合の物というのは神仙とか鬼神とかいう超越的な存在。物の怪の物)。そして朱の原料になる丹沙、これを化して黄金となすべし(丹沙を原料にし、水銀を作って、それをさらに化学処理して黄金を作る)黄金成りて以て飲食の器と為せば、則ち寿を益す(つまりその黄金を飲み食いの器に使うだけでも不老長寿の効果がある)という。

ここでの竈は据え付け竈なのか、移動式竈かの判断が出来ないが、竈祭祀が道教の錬金術と密接に関連している事、そして電神を祀れば金持ちになり家が繁盛するという日本での「電神起源譚」あるいは「炭焼長者譚」(水鳥一鴨)を連想させる。つまり、金工(鋳物師)も鉱石から竈(火)を媒介として金属器を得るという術に従事するものであり、竈(火)を媒介として無(死)から有(生)を生むという行為の中に共通するものを認め、わが国では竈祭祀と鍛冶(鉄器生産)とが深く関連をもつものと推定される。

上田(1981)は、「日本書紀」顯宗天皇即位前紀の条に、「新室に縦貫して、夜を以て昼につげる」と、その新室の宴を新室の“あそび”とするのも注意をひくが、億計(のちの仁賢天皇)・弘計(のちの顯宗天皇)の二王は、「俱に室の外に就きて、下風に居します。屯倉首、命せて電傍に居えて、左右に乗獨さしむ。夜深け酒酣にして次第舞ひ訖る」とあり、また「播磨国風土記」の美婁郡志深の里の条の弘計王の詠に「たらちし 吉備の鉄の 狭鎌持ち 田打ちなす 手拍て子ら 吾は舞

ひせむ」とあり、ここでの縦賞(アツビ)に使われた甕も韓甕の可能性があると思われる。

塚本(1957)は庚申信仰に関して、『抱朴子』内篇第六に「身中に三尸あり。三尸の物たる、無形なりと雖も、而も實は魂靈鬼神の属なり。人をして早死せしめんと欲せば、此の尸当に鬼を作ることを得べし。自ら放縱遊行して人の祭耐に糞く。是を以て庚申の日に到る毎に、輶地点に上りて司命道人に所為の過失を白す。又月晦の夜、甕神も亦天に上りて人の罪を白す。(罪過)の大なるものは(命数)紀を奪う。紀は三百日なり。(罪過)の小なるものは(命数)算を奪う。算は三日なり」と云へる。元と道教に於て、人の命数は現世に於ける行為の善悪によりて増減せらるるものとなすに縁由する説なりとする。

これにより『抱朴子』に庚申信仰と荒神信仰が併記されている事が分かり、窪(1987)は甕神の信仰(荒神信仰)について、中国では前5世紀頃から甕の神に対する信仰があり、この信仰は火に対する信仰から起こったと考えられる。前3世紀頃から毎月の晦日に天帝に一家の悪事を報告するため上天すると恐れられ、前1世紀頃のころ炊事をしていた人の前に甕神が現れたので、黄色の羊を供えて祀ったら大金持になったという言い伝えがあり、その後6世紀頃までは、旧暦12月8日に黄色の羊を供えて祀っていたようだ。10世紀以後になると、供物もふえて豚頭その他を供え、祀る日も年1回・旧暦12月23から24日になるとする。

日本での庚申信仰の古い記録としては、慈覺大師円仁の『入唐求法巡礼行記』承和5年(838)11月26日の条に「夜、人は咸く睡らず。本國の正月、庚申の夜と同じきなり。」という記述があり、9世紀の初め頃には庚申信仰が認められるといえる。『侍中群要』『新儀式』『西宮記』等により神龜元年(724)以来、天皇を中心とする宮廷貴族がやっていた事は確かに認められるが、その当時の一般民衆にまでこれが信仰されていたかどうかは分かっていない。

また考古資料からは、今のところ、実用的な韓甕(移動式甕)は甕・釜・鍋とセットで5世紀初頭に初期須恵器と共に半島から流入したものと考えられており、韓甕を忠実に模倣した物に模型甕がある。それには古墳時代に遡るものと、7世紀後半～9世紀に下るものの二種類があり、前者の模型甕の方がより大型であると言う。

関川(1988)は、大和・河内の横穴式石室から出土する模型甕(小型炊飯具)について、5世紀後半を初現とするがその盛行時期は6世紀と中心とするとし、模型甕の確実な古墳出土例が今のところ朝鮮半島全域を見ても認められず、また同形の遺物は中国では明らかではない。しかし模型甕を墓室内に副葬するという行為は漢代以来中国の伝統的な思想であることは明らかであり、日本の模型甕もこの流れを汲むものであることは明白であろうとして、直接的あるいは間接的な中国系渡来人の影響を指摘する。

また水野(1989)(1992)は、畿内の渡来系氏族の中心となるのは東漢氏・西漢氏・西文氏・秦氏などがあげられ、東漢氏は後漢靈帝に出自する氏族であり、応神・仁徳朝渡来を説く。西漢氏は後漢孝獻帝(献帝)に出自する雄略朝前後渡来の氏族であるとして、各地に編入された漢人系氏族を考える上で滋賀県大友郷の漢人系氏族が顕著に発揮した甕形代副葬現象・正方形穹窿頂天井石室構造が重要な役割を果たす。甕形代(模型甕)は、彼らが故郷の甕神を、明器として墳墓に納めたものであり、母國での慣習にならったものであろうとする。

そして金子(1985)は、7世紀後半～9世紀に見られる模型電について、災厄の流行を祟り神の猛威とみて、これを防ぐため祟り神である荒神の抛る電の形代を損壊したのでであろうとして、漢代頃に始まるとされる荒神信仰との関連を指摘している。

韓電は『延喜式』の一の四時祭上には見られるが、『延喜式』三の臨時祭にはその記載が見られない。この事は、韓電それ自体が極めて特徴的な祭祀遺物であろうと思われる。韓電・模型電の出土の意味する処は、直接的あるいは間接的に漢系渡来人の影響を示唆するものと云えよう。また『史記』『封禅書』の「少君言上曰、祠電則致物、丹沙可化為黄金。黄金成以為飲食器則益寿。」の記載と、『抱朴子』内篇第六に記載される荒神・庚申信仰に関する電神の性格の二面性は注目に値すると共に、後期古墳出土の模型電が「黄泉戸喫」を示唆し、これらが共に道教的なものと密接な関係にある事も指摘される。また上田(1965)で指摘される様に、漢系渡来人を直ちに中国系と判断する事は問題が在ると言え、また韓電を伴っている限り彼等の出自を単純に朝鮮系渡来人と考える事にも誤りがある。従って考古学的に各渡来人の流入時期を究明する事が課題となり、百済系・新羅系・伽耶系などと分類したとしても、彼等の渡来時期によりその習俗・技術(職掌)に若干の相異を内包している事を考慮する必要があると言える。

### 第3節 道教的なるものについて

水野(1985)は、『麻袋』が百済王から倭王に奉獻されたと説く護身剣・破敵剣に注目し、この2剣は朝廷の重宝とされ行幸などの折にも持運び、常に天皇の傍らに配置されていたとある事から、護身剣に見られる鑲刻の(左)一「日形・南斗六星・朱雀形・宵龍形」、(右)一「月形・北斗七星・玄武・白虎形」、(※)一「歳在庚申正月、百済所造、三七練刀、南斗北斗、左宵龍右白虎、前朱雀後玄武、避深不祥、百福会就、年齡延長、萬歳無極」と、破敵剣に見られる(左)一「三皇五帝形・南斗六星・青龍形・西王母兵刃符」、(右)一「北極五星・北斗七星・白虎形・老子破敵符」の銘文が中国の道教的思惟であり、これを倭王が理解しうるものとして百済王が奉獻したと推定した。また東大寺山古墳発見の大刀に「中平□年、五月丙午、造作支刀、百練清剛、上応星宿、下辟不祥」の銘文があり、石上神宮藏「七支刀」の「泰和四年、四月十六日、丙午正陽、造百練鉄七支刀、宣供百兵、宣供□□、□□□□作」の銘文も百済王奉獻の2剣と同様に道教的思惟の言葉であると解釈して、「百済王奉獻護身剣」の事に見られる庚申年正月(西暦360)の銘文と「東大寺山古墳発見の大刀」の中平□年(西暦184~189)の銘文、そして奈良県大里市石上神宮藏「七支刀」の泰和四年(西暦369)の銘文から、中国で盛んに行なわれた道教的思惟は、道教的な図・符・「除災・招福」の思惟(まじない)として、4世紀中葉に百済王を通じて倭国王へ直接伝えられているとし、またこれらの大刀が重宝として相伝していることから倭国王はその道教的思惟を理解しえたと言え、その受容形態故に深く諸人衆庶へ浸透するにはかなりの時間の経過が必要であったと言えるとし、その受容は3世紀中葉、すでに整然たる字句・図形・符録などを伴った受容であったとする。

此れ以後、倭の五王時代を経て仏教の公伝までは道教(神道)の支配的な時代と推定され、『日本書紀』が、用明天皇は「仏法を信じたまひ、神道を尊びたまふ」と記し、蘇我氏(蘇我氏)と物部

氏(鹿弘派)の対立を経て、孝徳天皇(在位645-654)のところで『日本書紀』は「仏法を尊び、神道を軽んじたまふ」と記述する様に公的には仏教が日本の宗教を代表するようになる。

しかし、福永・上田(1978)は、『延喜式』に載せる「東西の文の忌寸部の横刀を献る時の呪」の祝詞として、「麗みて皇天上帝、三極大君、日月星辰、八方の諸神、司命と司籍、左は東王父、右は西王母、五方の五帝、四時の四氣を請い、捧ぐるに禄人を以てし、禍災を除かんことを請う。捧ぐるに金刀を以てし、帝祚を延ばさんことを請う。呪して曰く、東は扶桑に至り、西は虞淵に至り、南は炎光に至り、北は弱水に至る。千の城、百の國、精く治まること萬歳、萬歳萬歳なれ。」とあり、この祝詞は完全に中国の神仙道教であるとし、また『養老令』の神祇令に「東西の文部、献刀を上り、献詞を読む」とあり、そして『続日本紀』の文武天皇大宝2年(702)の12月30日の条にも「大祓は廃せしむ。ただし、東西文部の解除、常の如し」と載せる。大宝2年12月22日に亡くなった持統天皇の殯が行なわれている中で、中臣氏の主導する大祓は廃止しても、百済系渡来人である東西文部の解除は実施された事を重要視して、中国古代の神仙・道教的なるものが朝鮮半島南部の西側・百済経由で日本へ伝わった可能性を指摘している。それも、『日本書紀』推古天皇10年(602)冬10月の条に、「百済僧觀勸來たる、曆本・天文地理書・通甲方術書を買ふ」と記載することから、仏教と道教が習合して伝来した可能性を考える必要のある事に注意を促している。

上田(1978)は、『三国史記』『高句麗本紀』の榮留王7年(624)に、唐から高句麗へ道士を派遣し、そして天尊像および道法をもたらし「老子」を講ぜしむとあり、この記述は中国側史料である『旧唐書』『文獻通考』でも確認される。また榮留王8年(625)には、「高句麗、仏老教法を求む」とあり、この記事も中国側史料『冊封元角』で確認される。そして、『三国史記』『高句麗本紀』の宝蔵王2年(643)には、宝蔵王が中国に道教を求め、そして道士の派遣を求めたという記述があり、これは『三国史記』『列伝蓋蘇文の条』或は『三国遺事』『宝蔵奉老の条』でも追認される。従って、7世紀前半には確實に高句麗に五斗米道教団(天師道)が入っており、また道士が存在し、道像も入っており教典もあり、後には高麗の王朝時代には「福源觀」という道觀(道教寺院)も出来ているという。また窪(1980)は、『三国史記』に新羅には7世紀ごろ道教の一派である天師道(後漢の張陵を開祖とする五斗米道の後身)が伝わって、人々が争って信仰したという。これが、公式の文献資料にみえる朝鮮半島への道教の初伝である。また、日本には、道士も渡来せず、道觀も建立されなかった。いわんや、道教教団は成立しなかった。しかし、道教の教えや信仰が伝わっていた事だけは確かであるとする。

小出(1990)は、『日本書紀』皇極天皇元年(642)7月20日の条に雨乞いの祭りとして「群臣相語りて曰く、村々の祝部の教えのままに、或は牛馬を殺して諸々の社の神を祭う。或は頻りに市を移し、或は河伯に祈る。既にして効なし」とあり、7月27日に蘇我大臣(蝦夷)が「諸寺に大雲請雨経を読ましめた」がほとんど効果なく、更に8月1日には「天皇自ら飛鳥南淵の川上に御出、天神地祇を祀ってはじめて大雷雨を得、その後連雨5日に及んで天下蘇生した」とある。また、『日本書紀』皇極天皇3年(644)秋7月の条に東國の不戻河(富士川)のほとりの大生部多という人が、虫を祭ることを村里の人々にすすめて、「これは常世の神だ。この神を祭る人は、富長寿を得るぞ」と言った。巫覡たちも人々をあざむき、神のお告げだと言って「常世の神を祭るなら、貧しい人

は富を得、老人は若返るぞ」と言い秦河勝に弾圧された。この常世の虫は、いつも橘の木や曼椒(ホソキ)に生まれ、長さ4寸あまり、大きさは人さし指ほど、色は緑で黒の斑点があり、かたちは蚕にそっくりであった。また、天平13年(741)の詔に「先に明らかに制するありて屠殺を許さず、今聞くに、国郡未だ禁止することを能わず、百姓なお屠殺するあり」とあり、延暦10年(791)9月16日の太政官符に、「応に牛を殺し漢神を祭るに用いるを禁制すべき事」という禁止令が出され、その内容は「右、右大臣(藤原鎌足)宣せらる。勅を奉ず、聞くならく、諸国の百姓、牛を殺し祭りに用ゆ、宜く厳かに禁制を加え、然たらしむることなからしむべし。若し違犯有らば殺牛馬の罪に科さむ」とあり、奈良時代には百姓が漢神を祭る事と牛の屠殺とが密接な関連をもっている事が知れる。

狩野(1992)は、渡来人が集中的・波状的に倭に渡来した時期について平野(1985)を参考にして三時期を挙げ、(1)四世紀末、(2)五世紀後半、(3)七世紀中葉として、(1)は高句麗の南下により、半島全体が激動した時期であり、百済と結んだ倭は、百済を要請で出兵し、加羅・安羅を足場に、麗・羅・済三国の戦いに介入した。新羅・百済は高句麗の圧力に対抗するため、倭の応援を得るべく、人質を送るなどした。(2)は、高句麗は北魏に対して朝貢を連年行なってその関係を重視したが、それは新羅・百済連合との対立が最も激化したからである。百済は高句麗に攻められて、都を漢城から熊津に遷した。百済は倭の応援を得るため倭と盟約を結び人質を送りこんだ。(3)は新羅の台頭著しく、高句麗・百済との緊張が高まった。三国はおのおの唐に朝貢し自国に有利な処遇を求めた。半島の戦乱状態は数十年にわたって続き、伽耶は新羅に滅ぼされた。新羅は唐に出兵を求め、一方百済は倭に援軍を要請し、倭軍は唐・新羅の連合軍により白村江(663年)で敗れた。668年には高句麗も連合軍に敗れ滅亡している。

ここで大切な事は、道教的なるものが仏教公伝以前に確実に伝来した可能性があるとともに、仏教公伝以後そして隋唐文化受容期にあっても民間層に存在している事であり、長屋王の変の原因等にもみるように支配者層にも支持されてきたと考えられる事であろう。またその担い手として、中国南朝と交流の深かった百済よりの古墳被葬者レベルの渡来人が大きく関与した可能性を考える必要もあろう。また、朝鮮半島において戦乱が多発し緊張が高まった時期に渡来人の流入が推定されるならば、それは支配階級の渡来のみならず、民間レベルの渡来も充分に考えられる事であり、考古遺物から道教的なるもの流入を考える時、指標となり得る物の一つとして鉱石系鉄器と韓甕(朝鮮系土器)もあろう。

東(1987)は、鉄鏡出現時期は三国時代では5世紀初めであり、わが国には時を同じくして流入し、5世紀前半に出土している。5世紀中葉から後半にかけて、出土古墳の数も多く出土例も多くなる。この現象は三国時代でも同様である。6世紀に下るのは壺杆塚・銀鈴塚などであり、6世紀後半には皆無の状態である。古墳時代では6世紀中葉前後の大和二塚で1枚のみ出土しているにすぎない。わが国における鉄鏡消滅の要因は、わが国の製鏡の開始時期、もしくは発展の時期と関わっているようである。また5世紀代、(わが国の)鉄鏡と銚造斧形品の分布地域は、渡来系の鍛冶集団と大いにかかわるのであろう。鍛冶具の分布地域はさらに直接的に渡来集団と関係おかいものとみられる、とする。また、鉄鏡の分布図から、百済の地で現在までに確実な鉄鏡が出土し

ていない事、新羅・伽耶の地での出土が顕著である事を指摘し、三国志「魏書」「東夷伝」弁辰(弁韓)の条に「国、鉄を出す。韓・滇・倭みな従てこれを取る。諸市買うにみな鉄を用い、中国の銭を用うるが如し。またもって二郡に供給す。」という記録を説明するかの如くである。

従って、わが国の5世紀以前の鉱石系の鉄錠・鋳造形品・鍛冶具など、或は全ての鉄製品の出土遺物が意味する処は、弁韓(後の加羅・伽耶・百濟)・辰韓(後の新羅)の影響が考えられると共に、直接・間接的な馬韓(後の百濟)経由の中国系渡来人の影響を考慮する必要があるであろう。そして、その渡来系鍛冶技術者がわが国で、いつ我国の鉄資源を使用した鉄器の製作を開始したのかが重要な課題となっている。また道教的なるものは、水野(1986)で指摘されるように、5世紀以前に確実に流入している事を考古遺物は示唆しているものと言えよう。

以上、わが町は「用瀬の糶送り」で知られている事と、余井唐壺遺跡の自然河川遺構から移動式竈(韓電)・ミニチュア土器・鞆羽口・鉄滓・その他が出土した事から、これらの出土意義について触れてみた。その結果、「糶送り」の源流は中国・江南の道教的信仰に由来しており、韓電の源流も直接的或は間接的(百濟経由)の中国系渡来人・道教的なるものの関与が指摘される。また鉄滓(鉄滓生産)と渡来人との関連も浅からぬ事が理解されると同時に、漢人系渡来人が律令祭祀に密接に関係していることからミニチュア土器の出土にも傾ける。

## 【参考・引用文献】

- 東 潮 (1987): 『鉄道の基礎的研究』『考古学論叢』第12号 藤原考古学研究所  
 飯島吉晴(1986): 『東神と朝鮮』人文書院  
 井上光貞(1987): 『日本書紀』上 中央公論社  
 石塚寿俊(1972): 『鐵と鍛冶』  
 森 武 (1989): 『律令祭祀論の一視点』『道教と東アジア』人文書院  
 上田正昭(1965): 『倭化人』中央公論社  
 上田正昭(1976): 『龍門の世界』新泉社  
 上田正昭(1978): 『古代信仰と道教』『道教と古代の天皇制』徳間書店  
 上田正昭(1981): 『古代法廷の形成』法政研究会、『日本書紀史』法政大学出版局  
 鹿山雅昭(1991): 『川の神まつり』『古墳時代の研究3』雄山閣  
 金子裕之(1985): 『平城京と祭壇』『国立歴史民俗博物館研究報告第7集』  
 金子裕之(1989): 『日本における人形の起源』『道教と東アジア』人文書院  
 狩野 久(1992): 『畿内の渡来人』『新版 古代の日本 近畿1』角川書店  
 藤 達忠(1980): 『史中信仰の研究』原書房  
 藤 達忠(1987): 『道教の世界』学友社  
 窪田龍郎(1983): 『鉄鉄遺跡』ニュー・サイエンス  
 森田成郎(1986): 『増補改訂 鉄の民俗史』雄山閣 頁83-86  
 倉野喜司(1991): 『古事記』序、新泉書店  
 小出教治(1990): 『牛渠の祭祀』『土師器と祭祀』雄山閣  
 小林行雄(1976): 『黄泉戸』『古代文化論叢』平凡社  
 後藤基巳(1978): 『第3章帝王の宸翰・武帝物語』『新十八史略(地の巻)』河出書房新社  
 下原章仲(1784): 『鞍山紀勝』中国地方の砂鉄製鐵技法を記した書物。  
 関川尚幼(1988): 『古墳時代の渡来人』『藤原考古学研究所論叢 第九』吉川弘文館  
 坂北和弘(1986): 『生活文化の具体相』『日本の古代5』中央公論社  
 堀本義隆(1957): 『(増訂) 漢』『神代大辞典(第二巻)』世界聖典刊行協会 pp1051  
 中村義隆(1978): 『龍よけまじない』講談社  
 花田勝広(1990): 『河内の櫻穴墓』『考古学論叢 第3集』原学堂書局  
 平野邦雄(1985): 『四隣関係における“倭化”と“外蕃”』  
 『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館  
 福永光司(1978): 『天皇と真人』『道教と古代の天皇制』徳間書店



- 福永光司(1987):『道教と古代日本』人文書院  
 福永光司(1990):『徐福と古野ヶ原遺跡の墳丘墓』『徐福伝説を探る』小学館  
 水野正好(1986):『招撫・除災——その考古学——』  
 『国立歴史民俗博物館研究報告 第7集』  
 水野正好(1989):『河内飛鳥と漢・韓人の墳墓』『古代を考える 河内飛鳥』  
 水野正好(1992):『後群集墳と渡来系氏墓』『古代を考える 近江』吉川弘文館  
 森 浩一(1986):『日本の古代史 前方後円墳の世紀』中央公論社  
 山田謙純(1979):『蘇志羅人伝の世界』教育社  
 山中 裕(1972):『平安朝の年中行事』雄辯閣  
 古野勝子(1980):『甕』法政大学出版局  
 和田 孝(1983):『日本古代の道教』『古代日本人の心と信仰』学生社  
 和田 孝(1985):『考古と道徳』『日本学』6 名著刊行会

## 第IV章 鳥取県内出土の移動式甕

甕・櫃・鍋(釜)は5世紀の初め頃に渡来人が須恵器製作技術と共に日本へ伝来したとするのが通説となっている。しかし滋賀県・能登川町教委(1992)は、西ノ辻遺蹟において古墳時代前期(布留式併行期)の竪穴式住居跡(方形プラン)から備え付け甕を検出して、日本で最古級の甕として注目され、同時期の甕として西ツ池遺蹟(大阪府堺市)・他2例の報告例がある。そして移動式甕(神甕)の模型甕について関川(1988)は、5世紀の後半をその初現とし、その盛期は6世紀を中心とする。また管見では、鳥取県内の移動式甕の初見は模型甕の初現と同様に古墳時代中期後半(青木Ⅱ期)と思われ、米子市・青木遺跡F区(S1-05)例(炊口全面施甕)と考えられる。

古代における実用的な移動式甕の用途は今のところ明確とは言えないが、少なくとも日常的な「ケ」の文化に伴うものとは考えられず、所謂、冠婚葬祭に伴うものと考えられる。それは荒神信仰・黄泉戸喫或いは延喜式等に見られる甕神祭からも判断されるが、現在においても、移動式甕を使用していわゆる「炊き出し」の必要が生じる時は非日常的な行事が行なわれる時と言えよう。

移動式甕の鳥取県内出土例を一瞥すると、不明な点も多いが、鳥取県東部では溝状遺構に伴うものが古期、住居址あるいは工房址に伴うものが新期に見られるように思われる。また、鳥取県中部では墓前祭祀・副葬儀礼と推定される出土例がみられ、鳥取県西部の出土例では、工房祭祀に伴うと考えられるものが多く認められる。従って、移動式甕を受容した文化が、県内の中でもその受容時期あるいは受容形態が異なっていた可能性が推定される。

そして、甕形土器(半環状把手付甕)と甕は厳密には区別されるべきであり、清水・他(1980)と米田(1982)は、甕形土器は低脚環などと共に山陰地方の古墳時代前期を特徴付ける器種の一つで、弥生時代後期中葉(青木Ⅲ期古)に初見され、古墳時代前期の終りには作られなくなったと見られ、その盛期は古墳時代前期と考えられるとする。また須恵器製の角形把手付甕は初期須恵器製作技術と共に百濟から伝来したのと考えられるべきと思われる。

また、彌羽口の出土が直接的に示唆する事柄は小鍛冶工場の存在と言えられると考えられるが、鳥取県内の彌羽口出土の初見は管見では、羽合町教委(1984)で検出されたSK-04例の古墳時代前期(長瀬Ⅰ期)に遡るものであり、それに次ぐものとして米子市青木遺跡C区(S1-11)例、或は鳥取市岩

吉遺跡 (SD-10) 例など古墳時代中期前半 (青木Ⅷ期) の出土例が知られ、小鍛冶技術そのものは移動式竈伝来以前に既に存在していると言える。そしてここで注意を要する事は、岩吉遺跡出土例で鉱石系 (岩鉄) を原料とすると考えられる精錬鍛冶炉が検出されている事であり、鉱石系原料の産地が問題となると共に砂鉄精練との関わりも究明する必要が生じている。

従って、備え付け竈と移動式竈 (轉竈) が同時期に伝来したとする事には現時点では問題があり、また甌形土器 (半環状把手付甌) と甌 (角形把手付甌) を同系統に考える事にも問題が残ると言える。そして今回の調査では、鍛冶技術 (砂鉄精練) と移動式竈はそれぞれ渡来人が密接に関与して国内生産したものと仮定して記述を進めているが、小鍛冶或は鉄生産と移動式竈との間に本当に密接な関連が見られるのかどうかを検討する事も課題となっている。

また渡来人の伝来したものには数多くが推定され、鉄器製作以外にも須恵器・機織り等の技術的なものから、乗馬・漢字・絵画そして呪術等、彼らが我国へ移住・帰化して彼ら故国の習俗・習慣をも同時に伝来したものと思われる。従って、どの技術或はどの様な習俗・習慣がいつの時期に伝来したものなのかを考古学的に究明する事は極めて重要な事柄といえる。ここでは鳥取県内の移動式竈を一例として、その基礎的資料としたい。

### 【参考・引用文献】

- 能登川町教委(1992):「越古のカマドをもつ竈穴住居発見」『遺産埋文ニュース』No150  
 滋賀県埋文センター(1992):「滋賀埋文ニュース」No150号  
 清水真一・他(1980):「コシキ形土器について」『長興義典だより』No20  
 関川尚功(1988):「古墳時代の渡来人」『歴史考古学研究所 第九巻』吉川弘文館  
 米田文孝(1982):「寺内京南遺跡出土土器について」『寺内京南遺跡発掘調査報告書』  
 鹿野町教委(1982):「寺内京南遺跡発掘調査報告書」頁61  
 鳥取市教委(1991):「岩吉遺跡Ⅲ」  
 青木遺跡発掘調査団(1977):「青木遺跡発掘調査報告書Ⅱ」  
 羽合町教委(1984):「長瀬高砂遺跡発掘調査報告書」

| No | 遺跡名    | 遺構名   | 竈型式        | 推定時期         | 伴出遺物              | 備考・文献・他  |
|----|--------|-------|------------|--------------|-------------------|--|
| 01 | 余井唐櫃遺跡 | SD-02 | 炊口上面底(破片多) | 古墳時代後期後半     | 土師器(甌・甌須恵器(坏蓋)・炭片 | 自然河川上流部での祭祀遺跡遺跡内では、鑄羽口片・ミニチュア土器(高坏-1・手投-2)・鉄器、用瀬町教委(1993):「余井唐櫃遺跡発掘調査報告書」(本報告書)                                  |
| 02 | 上ミツエ遺跡 | SK-09 | 不明         | 古墳時代後期後半     | 須恵器(坏蓋)土師器(甌)     | 遺跡内では鑄羽口片・15・鉈斧・13須恵器-1も出土し小鍛冶工房の可能性を考慮する岩美町教委(1987):「上ミツエ遺跡発掘調査報告書Ⅱ」  |
| 03 | 広庭遺跡   | 不明    | 不明         | 不明           | 不明                | 遺跡内では、須恵器甌-1・紡錘車-3・砥石-2鉄鏡-1平瓦-9。岩美町教委(1989):「広庭遺跡」   |
| 04 | 秋屋遺跡   | 不明    | 不明         | 不明           | 不明                | 河口祭祀。鳥取市教委(1983):「秋屋遺跡発掘調査概要報告書」   |
| 05 | 同上     | SK-66 | 炊口全面底      | 古墳時代末?       | ・自然石              | 古墳時代末～奈良時代の溝状遺構であるSD-24掘削後に埋土及び底面を盛り込み竈・自然石を敷き、鳥取県教育文化財団(1996):「秋屋遺跡(再調査)」                                       |
| 06 | 瀬ノ谷遺跡  | 不明    | 不明         | 5世紀後半～6世紀前半? | 不明                | 弥生時代後半～古墳時代の遺物を多数出土する祭祀遺跡。子持壱破片・甌・手掘用の土器類と木輪として甌・舟形模造品・刀子模造品があり、須恵器は古式の物が検出。前田田史郎(1973):「古代を発掘する(7)」「甌土と甌物甌」18-2 |

表-8 鳥取県内の移動式竈(轉竈)出土遺跡一覧表(1)

| No. | 遺跡名          | 遺構名                 | 遺型式          | 推定時期              | 伴出遺物   | 備考・文献・他   |
|-----|--------------|---------------------|--------------|-------------------|--|---|
| 07  | 郷原遺跡         | SA-01<br>ピット<br>-11 | 不明           | 平安時代(横列)          | 須恵器(壺片)  | 郷原部落の西方段丘上に立地する集落遺跡<br>弥生～古墳時代の遺物の他に、瓦(土師瓦・<br>須恵瓦)陶磁器・鉄器・磁石も出土。河原<br>町教委(1986)：『郷原遺跡発掘調査報告<br>書』。森田純一(1986)：『第二編第二章原<br>始・古代』、『河原町誌』 |
| 08  | 片山遺跡         | 表採                  | 不明           | 不明                | 不明   | 八束川右岸の片山部落南前面のほ場整備中<br>に土師器・須恵器を採掘する。<br>森田純一(1986)：『第二編第二章原始・古<br>代』、『河原町誌』  |
| 09  | カヤマ遺跡        | 不明                  | 不明<br>(把手-2) | 不明                | 不明   | 弥生～奈良・平安時代の複合遺跡で焼酎石<br>も出土している。青谷町教委(1982)：『カ<br>ヤマ遺跡試掘調査報告書』   |
| 10  | 青谷第一遺<br>跡   | 表採                  | 不明<br>(把手-2) | 不明                | 不明   | 青谷高校建設に伴い発見。縄文・弥生・古<br>墳期の遺物を採集。坂根善男(1984)：『第<br>二編原始・古代』、『青谷町誌』  |
| 11  | 長瀬高浜遺<br>跡   | 不明                  | 不明-2         | 7世紀後半             | 不明   | 鳥取県教育文化財団(1981)：『長瀬高浜遺<br>跡発掘調査報告書』   |
| 12  | 同上           | 11 B<br>SK-01       | 不明-1         | 6世紀後半<br>(陶器II-5) | 須恵器(片蓋-32坏身-<br>25壺-1柄-2段敷-1ミニ<br>チュア提瓶-2不明-1)<br>土師器壺-1、鉄器(鉈<br>-1粘-1刀子-1)    | 南北540cm、東西260cm、略方形プラン?<br>鳥取県教育文化財団(1983)：『長瀬高浜遺<br>跡発掘調査報告書VI』  |
| 13  | 西前遺跡         | 施設状<br>遺構           | 炊口全面庇        | 6世紀末～<br>7世紀末     | 華へ人廻りの角竈・須<br>恵器(蓋坏・高坏・壺)・<br>土師器(土製支脚・壺・<br>高坏・鉄器(鋤先・馬<br>具)・手押ね七器・陶甕<br>-3面) | 須恵器高所に立地。倉吉市教委(1988)：『西<br>前遺跡発掘調査報告書』  |
| 14  | 谷畑遺跡         | 試掘                  | 不明-2         | 7世紀前半             | 土製支脚-5・土製丸玉<br>-2・手押ね・土師器壺・<br>須恵器蓋坏・勾玉-1・<br>磁石-1・鉄製品                         | 谷畑跡に設定した2本のトレンチから多数<br>の祭祀遺物を検出。人形土製品・動物形土<br>製品をもう一方のトレンチで検出している。<br>倉吉市教委(1983)：『四王寺地城遺跡群』  |
| 15  | 大宮古墳         | 円墳?<br>羨道部          | 不明-1         | 6世紀後半             | 普通より完形須恵器-<br>11・刀子-1  | 円袖横穴式石室(方形プラン・平石小口横<br>持透式・石彫・石輪)築有。玄室より少<br>量土器片・馬具・鉄器・鉄刀・指輪・金<br>製品・銀製耳環・水晶原石。倉吉市(1973)：<br>『倉吉市史』                                  |
| 16  | 耳1号墳         | 墳形?<br>羨道部<br>(上部)  | 不明           | 7世紀後半以降           | 土師器壺・土製支脚<br>(下位で蓋坏・高坏・横<br>瓶)   | 墳形不明・円袖式横穴式石室(方形プラン・<br>玄室内河原石敷)玄門付近で高坏・壺・短<br>頸壺・倉吉市教委(1988)：『耳古墳群発<br>掘調査報告書』   |
| 17  | クズマ7・<br>8号墳 | 周溝上<br>部・他          | 不明           | 7～8世紀?            | 土師器壺・土製支脚  | 追葬終了後ないし古墳崩壊後に祭祀を実施<br>し馬・手押ね器を伴出。倉吉市教委(1988)：<br>『耳古墳群発掘調査報告書』   |
| 18  | 打塚遺跡         | (中世)<br>墳墓?         | 不明-1         | 不明                | 不明   | 埴丘・塚原表土で縄文土器片-1・円筒埴輪片<br>-1・土師器片・鉄-2が出土。倉吉市教委<br>(1984)：『打塚遺跡発掘調査報告書』   |
| 19  | 大谷谷遺跡        | SI-02               | 不明           | 7世紀後半             | 覆土より土師器の壺(3<br>以上)・土製支脚(1)・<br>鉄滓(1)・須恵器(壺片・<br>蓋坏片)・                          | 住居とされているが工場としての含みを<br>残す。倉吉市教委(1988)：『中間能力八橋<br>線鉄塔建設予定地内発掘調査報告書』   |
| 20  | 大谷第6遺<br>跡   | 不明                  | 不明-4         | 不明                | 不明   | 大塚町教委(1977)：『大谷遺跡試掘調査』<br>『大塚地域遺跡群分布調査報告書』  |
| 21  | 上櫃第1遺<br>跡   | 不明                  | 不明           | 不明                | 不明   | 大塚町教委(1983)：『大塚地域遺跡群分布<br>調査報告書』  |
| 22  | 上櫃内14号<br>墳  | 前方後<br>円壇/<br>周溝    | 不明           | 6世紀中葉<br>～後半      | 周溝埋土から、須恵器<br>(片蓋-2・坏身-6・提瓶-<br>1・壺-1)   | 帆立貝式前方後円壇(区画溝・墳丘下周溝)<br>木棺直葬・溝内埋葬。鉄刀・刀子・鉄鏃・銅葉・<br>管玉・ガラス小玉・須恵器・土師器。<br>大塚町教委(1984)：『上櫃古墳群発掘調<br>査報告書』                                 |
| 23  | 上櫃第5遺<br>跡   | SI-05               | 炊口全面庇<br>(?) | 7世紀後半             | 床面から土師器(壺-3)   | 埋土から鉄片・鉄滓・須恵器が数点出土<br>大塚町教委(1985)：『上櫃第5遺跡発掘調<br>査報告書』   |

表-9 鳥取県内の移動式竈(韓竈)出土遺跡一覧表(2)

| No | 遺跡名               | 遺構名      | 壙型式        | 推定時期             | 伴出遺物  | 備考・文献・他  |
|----|-------------------|----------|------------|------------------|---|--|
| 24 | 同上                | S1-09    | 炊口全面庇      | 7世紀後半            | 床面から土製支脚・1・ガラス玉玉・須恵器(坏蓋・高坏)                 | 埋土から鉄製銅1・鉄押・土師器(壙・3)・須恵器(高台付1)を抽出。大栄町教委(1985)：「上櫃第5遺跡発掘調査報告書」            |
| 25 | 上櫃第6遺跡            | S1-12    | 不明-1       | 6世紀前半            | 床面から土師器(高坏・壙)                               | 埋土で土師器・須恵器。大栄町教委(1985)：「上櫃第6遺跡発掘調査報告書」                                   |
| 26 | 同上                | S1-15    | 不明         | 6世紀末<br>～7世紀前半   | 床面から須恵器(坏蓋)・覆土で土師器・須恵器                      | 埋土で土師器・須恵器。大栄町教委(1985)：「上櫃第6遺跡発掘調査報告書」                                   |
| 27 | 同上                | S1-17    | 不明-1       | 6世紀末<br>～7世紀前半   | 床面から土師器(壙)・須恵器(坏蓋)・磁石                       | 埋土で土師器・須恵器。大栄町教委(1985)：「上櫃第6遺跡発掘調査報告書」                                   |
| 28 | 同上                | S1-25    | 不明-1       | 6世紀末<br>～7世紀前半   | 覆土から土師器 7・須恵器-9                             | 大栄町教委(1985)：「上櫃第6遺跡発掘調査報告書」  |
| 29 | 森塚第1遺跡            | SB-22    | 不明-1       | 9世紀後半            | 土師器(坏蓋)・須恵器(坏)                              | 東伯町教委(1987)：「森塚第1・2遺跡発掘調査報告書」  |
| 30 | 森塚第2遺跡            | S1-10    | 不明-1       | 8世紀末<br>～9世紀前半   | 土師器・須恵器(坏蓋・高坏・坏)                            | 東伯町教委(1987)：「森塚第1・2遺跡発掘調査報告書」  |
| 31 | 森塚第1・第2遺跡         | 遺構外      | 不明-1       | 不明               | 不明  | 東伯町教委(1987)：「森塚第1・2遺跡発掘調査報告書」  |
| 32 | 門前遺跡              | 不明       | 不明         | 7世紀～奈良時代(?)      | 不明  | 壙・磁石等が出土。「馬部遺跡」では碧玉原石片を記述。同様のものが米子市・福市遺跡で知られる。名和町教委(1977)：「名和遺跡群発掘調査報告書」 |
| 33 | 百塚第1遺跡            | S1-085   | 炊口全面庇(?)   | 5世紀末～6世紀前半(百塚V期) | 須恵器(坏蓋・坏身)・刀子・鉄製品                           | 磁器・立替住居(5坪) 淀江町教委(1989)：「百塚第1遺跡」   |
| 34 | 同上                | S1-11    | 不明         | 5世紀末西四半期(百塚1期古)  | 床面・ビッドで土師器                                  | 埋土で須賀・土師器高坏・須恵器高坏(壙・1・高坏・2)  |
| 35 | 同上                | S1-16    | 不明         | 5世紀末～6世紀前半(百塚V期) | 床面で土師器(壙・3)・須恵器(坏蓋・2・坏身・1)                  | 埋土で土師器壙 7・高坏 1・鉄製・1・土製支脚 1 淀江町教委(1989)：「百塚第1遺跡」                          |
| 36 | 久古第3遺跡            | 不明       | 炊口上面庇      | 古墳時代後期           | 不明  | 壙・獣形支脚・手型土師器等が抽出。鳥取県教育文化財団(1984)：「久古第3遺跡・貝田原遺跡・林ヶ原遺跡発掘調査報告書」             |
| 37 | 三軒屋遺跡(福海市江刺清水三軒屋) | 不明       | 不明         | 6～7世紀頃           | 土師器(壙・8・壙・1・横・1)・須恵器(壙・2・高坏・2・横蓋・1・横・1・壙・1) | 壙は高さ38cm・奥行28cm・厚さ1cm上。炊口幅45cm・炊口高30cmを測り、壙部は機内出土している。炊事セット一式が揃って出土      |
| 38 | 青木遺跡              | F区 S1-05 | 炊口全面庇      | 古墳時代中期後半(青木IX期)  | 黒磁石・碧玉フレ・ク・鉄器                               | 鳥取県教委(1976)：「青木遺跡発掘調査報告書1」   |
| 39 | 同上                | F区 S1-26 | 炊口全面庇      | (青木・奈良期)         | 土製支脚・須恵器・土師器                                | 鳥取県教委(1976)：「青木遺跡発掘調査報告書1」   |
| 40 | 同上                | E区 S1-03 | 不明         | (青木・奈良期)         | 土師器(壙・手型・獣形支脚)・須恵器・磁石                       | 鳥取県教委(1978)：「青木遺跡発掘調査報告書III」   |
| 41 | 同上                | E区 S1-06 | 炊口全面庇      | (青木・奈良期)         | 埋土から鉄押・須恵器土師器                               | 鳥取県教委(1978)：「青木遺跡発掘調査報告書III」   |
| 42 | 同上                | F区 SS-01 | 炊口全面庇(楕3片) | (青木・奈良期)         | 不明  | 鳥取県教委(1978)：「青木遺跡発掘調査報告書III」   |
| 43 | 同上                | E区 SS-02 | 不明         | (青木・奈良期)         | 土師器・土製支脚                                    | 鳥取県教委(1978)：「青木遺跡発掘調査報告書III」   |
| 44 | 同上                | J区 SS-01 | 不明(把手付)    | 青木・奈良期?          | 土師器(壙・皿)                                    | 鳥取県教委(1978)：「青木遺跡発掘調査報告書III」   |
| 45 | 隠田サキノノミ遺跡         | 不明       | 不明         | 不明               | 不明  | 弥生後期・土師器・紡錘車・石磨・須恵器等 米子市教委(1985)：「隠田サキノノミ遺跡」                             |
| 46 | 天王原遺跡             | 7区 S1-02 | 炊口全面庇      | 6世紀中頃            | 須恵器(坏・蓋)                                    | 倉見町教委(1993)：「天王原遺跡発掘調査報告書」   |
| 47 | 宮尾遺跡              | S1-02    | 炊口全面庇(把手付) | 古墳後期後半           | 須恵器(坏蓋・3・坏身・5)                              | 倉見町教委(1982)：「宮尾遺跡・天刀遺跡発掘調査報告書」   |

表-10 鳥取県内の移動式竈(韓竈)出土遺跡一覧表(3)

【註記】

1992年夏、米子市隠田町「隠ヶ谷遺跡」でミニチュア竈が検出された。出土したのは、東向き斜面に立地するテラス状遺構(38m)で、中央に焼土、周辺にミニチュア壙・坏等の小型土製品が出土する築地遺構である。テラス状遺構は13基検出され、遺跡内からは土馬・鉄押なども出土しており、7世紀後半頃のものとして推定されている。(920812読売新聞)

## 第V章 まとめにかえて

余井唐堀遺跡は、「和名抄」所載の因幡国智頭郡美成郷の遺跡地である用瀬町大字美成に在り、美成から約700m南方に位置する余井地内にある。余井地内は従来から縄文・弥生土器そして須恵器・土師器等の散布が知られ、余井遺跡として認められている。また余井遺跡地内には横穴式石室を内部主体とする6世紀末から7世紀初頭の径10mの円墳である余井古墳が報告されている。美成遺跡はこの余井遺跡と美成に挟まれる平野部にあり、須恵器・土師器の散布地として知られるが、中世の「三成別府」に比定される地区として重要な遺跡である。

余井地内には西方山側に狭小な谷川二つがあり、余井集落内で合流して一つとなって千代川へ流入する谷川があり、北側の川を余井谷川、南側の川を小谷川と呼んでいる。余井唐堀遺跡はこの小谷川の谷口部にあり、小谷川が山地から平地へ出て狭小な扇状地を形成したその扇頂部に位置している。古代から中世初頭において、第1級河川の千代川の水を取水して三成別府が存在したとは考えられず、三成別府の成立にはこの余井谷川・小谷川の管理が密接な関連をもっていたと推定される。「三成別府」—美成遺跡として考える時、その水口に位置する遺跡が余井唐堀遺跡と見え、この遺跡が6世紀後半から平安時代へかけての自然河川を利用した祭祀遺跡としての可能性が高い遺跡と認められた事は極めて重要な意義がある。

まず第1に、美成郷の郷祭祀のひとつとして実施された可能性がある事であろう。美成郷の郷衙がどこに比定されるのか、美成遺跡の調査が全くなされてない現時点では断定出来ないまでも、美成遺跡或いは余井遺跡地内に郷衙を推定する事も、遺跡内で表採される遺物の時期幅或いは美成地名遺跡地である事からも可能性が無いとは言えない。但し、美成郷（現用瀬町）にはこの大字美成地区以外により広い平野部が鷹狩・社地区等に存在する事、そして余井唐堀遺跡を流れる川が東流水ではなく西流水である事は留意を要する。

第2に、律令祭祀に準ずる郷祭祀であった可能性が考えられ、千代川中流域から上流域は、古代以来中・近世になっても伊福部氏（宇部神社祠宮）の影響が色濃く残った地域と推定される。例えば、正応4年(1291)の「楞嚴寺文書」に宇部宮領高狩別府が法美郡服部荘の替地として左衛門督局に譲られたという記載がある事から、鎌倉時代前半までは高狩別府の領家職を宇部神社がもっていたものと考えられる事、また第1章にも述べたように、この地域の神社に「伊福部臣古志」に記載される第14代武牟口命に関連する神社が濃密に見られる事、そして寛政7年(1795)の智頭郡神社改帳に智頭郡幣頭として伊福部長門の名がある事等からも、因幡国衙の祭祀に準ずる郷祭祀が存在した可能性がある。

第3に、祭祀が律令祭祀以前に遡るものと判断される事である。余井唐堀遺跡で自然河川を使った河辺の祭祀が最初に実施された時期は、出土遺物から6世紀後半と考えられいわゆる律令的國家祭祀が成立する以前に遡る。

従来、律令的國家祭祀は大宝律令(701年)によって祭祀儀礼が制度化されたとされていたが、藤原京例の発見により、大宝令施行以前に藤原京域内の下ツ道と四条大路の交差点付近において國家規模の諸祭祀が実施されていたものと判断され、持統天皇3年施行の飛鳥浄御原令で既に國家

的祭祀の何らかの規定が存在したものと考えられ、また民間レベルでは、滋賀県・神宮寺遺蹟例で知られる様に6世紀後半或いはまた6世紀前半期までも道教的祭祀の存在が推定される事となったと判断される。そして6世紀前半期という時期は因幡国においても横穴式石室の導入・拡大期に相当し、この時期をもって道教的信仰の導入があったと考えてもよいかも知れない。ここでは、民間レベルでの道教的信仰の導入時期が、須恵器・甕の伝来の時期と並行するか或いは横穴式石室の伝来時期と並行するのか、また仏教の公伝・私伝と道教的信仰の導入がどのような関連にあるものなのかを考えさせるものとして重要な意味をもつものと思われる。

第4に、河辺の祭祀に渡来人が密接に関与した可能性がある事が上げられる。余井唐堀遺蹟の祭祀の性格は、その立地から美成郷の郷長を主体とした祭祀遺蹟としての可能性があり、その祭祀が実施された季節として3月・9月の御燈と6月・12月晦日の大祓等が推定されるやも知れない。また「神楽歌」「ひさかたの天の河原に豊竈御遊びすらしも風の声する」の豊竈御遊びの性格をより注目していく必要がある。第三章にも述べたように、律令祭祀には漢人系渡来人が密接に関与している事、また出土遺物に6世紀後半の移動式甕(轉甕)が見られる事は渡来人の関与を示唆するものと推定する。但し、この渡来人が因幡国智頭郡美成郷という一地域に古墳時代後期後半の時点で、中央から編入されたものなのか或いは民間レベルの渡来人が祭祀に関与したのかなのかを考える事も重要な課題であろう。

また、出土遺物の中に鞆羽口・鉄滓が見られ、その時期は平安時代前期以前で古墳時代後期後半以降の時期幅をもって推定される。この遺跡の近辺で小鍛冶が行なわれていた事を示唆していると同時に、例えば、鳥取市教委(1991)『岩吉遺跡Ⅲ』(SD-10)例もあることから、河辺の祭祀に鞆羽口・鉄滓が関係した可能性も推定させる余地もあろう。余井古墳の副葬品の中に鉄刀(2)・鉄鎌(5)・刀子(1)・曲刃鎌(1)・鉄斧(1)・馬具(舞・他)と多彩な鉄製品が知られ、余井唐堀遺蹟の時期幅の中に余井古墳の時期が併行する時期がある事から、余井古墳の被葬者と余井唐堀遺蹟の祭祀主催者との関連も浅からぬものと理解される。

そして、遺跡内から採取された土壌の分析結果から、古墳時代後期後半から平安時代の層位に鉄分の異常が見られ、カナナ流しのような人為的作用が存在した可能性を考える必要も生じている。また炭片試料の同定結果からは、電祭祀に特殊な樹木が使用されたものと推定され、古代における祭祀と樹木との関連も興味ある課題であろう。

最後に、鳥取県東部の山間部は遺跡の密度が比較的少なくまた発掘調査例も少ない。しかし、それは遺跡が少ないのではなく未踏在地域が大半であるのが大きな原因である。余井唐堀遺蹟の発掘調査の結果は、遺跡の立地条件が現存河川に沿っている事から人間活動の関与を想定する事が比較的困難な遺跡であり、ここで祭祀遺蹟が検出された意義は大きいものがある。同時に、余井唐堀遺蹟の成果から派生する課題には極めて重要なものが内包されており、ひとつの地域の古代史を考える時、中・近世の歴史的背景を十分考慮にいれて、微視的・巨視的な視点での接近をする必要を痛感させる調査結果となった。今後、用瀬町のより詳細な古代史・地域史が検討される事を期待して止まない。また、末筆ながら、事業主体である鳥取県郡家土木事務所には遺跡調査に際して多大なご理解と協力を賜った、記して感謝の印とさせて戴きます。

## 第VI章 付 論

### 第1節 【余井唐掘遺跡出土の土壤試料】

長井武雄（鳥取大学教授）

分析試料は、余井唐掘遺跡の試掘(T-4)トレンチの東壁において採取された試料6点であり、遺跡内で竈羽口・鉄滓等が出土した為、タカラ製鉄に関連した遺跡である可能性が推定され、土壌中に含まれる鉄分に何らかの異常が見られるかどうかを検討するために調査者により採取されたものである。

#### 【I】分析方法の概略

- 1) 各試料の風乾土を2mmメッシュの篩に通し礫含量の割合を測定し、礫を除去したものを粉末試料としてその磁性物含量の割合を見た。(挿表-11)
- 2) 各粉末試料の磁性物分析を行い、鉄・マンガン・銅について定量した。(挿表-12)
- 3) 各粉末試料を(1)熱塩酸分解法、(2)完全分解法、(3)酢酸アンモニウム抽出法の三種類の方法により土壌分析し、鉄・マンガン・銅の定量を行なった。(挿表-13)

#### 【II】土壌分析の処理方法

- 1) 熱塩酸分解法<sup>(1)</sup>
  - ①100ml容三角フラスコに粉末試料5.0gをとり、濃塩酸50mlを加えた。
  - ②これに凝縮管をはめて湯浴上で温め、泡が生じなくなったらこれをあらかじめ加熱しておいた砂皿上に置き、煮沸し始めてから正確に1時間で取り去った。
  - ③その後、凝縮管の内壁に付着させた液をフラスコ内に洗い込み、凝縮管を取り去った。
  - ④しばらく静置して土粒を沈降させてから、11cmの濾紙(N6)を用いて濾過した。
  - ⑤次いでガラス棒を用いてフラスコ内の土粒を完全に濾紙上に移した後、濾紙上の塩酸不溶残査を温洗浄液(塩酸1:水9)を用いて数回(計50ml)、最後に水を使って一回洗浄したのち、250mlにメスアップした。
  - ⑥この溶液を希釈し原子吸光法により鉄・マンガン・銅を測定した。
- 2) 完全分解法(王水フッ化水素酸分解法)<sup>(2)</sup>
  - ①風乾土を2.0mm篩に通し、礫を取り除いたものを粉末試料とした。
  - ②粉末試料50mgをテフロン容器に直接精秤し、蒸留水で湿らせた後、フッ化水素(46%)1mlと王水1mlを加え、直ちに中栓をし、分解ルツボのねじぶたを密栓し、3時間、120°Cの乾熱器の中で放置した。
  - ③30分間流水中で放冷後、開栓して4%ホウ酸液15mlを加えた後、内容物を50ml広口ポリエチレン瓶に洗い流し、約50mlに希釈した。
  - ④希釈液の溶液を100ml容メスフラスコにすべて洗い流し、100mlにメスアップした。

⑤この溶液を希釈して原子吸光法により鉄・マンガン・銅を定量した。

### 3) 酢酸アンモニウム抽出法<sup>3)</sup>

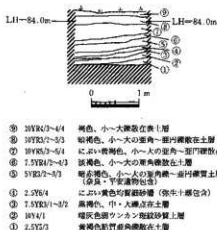
①100ml容サンプル管に粉末試料5.0gをとり、これに酢酸アンモニウム (pH=4.5) 50mlを加え、栓をして1時間振とうした。

②その後、No.6の濾紙を用いてろ過し、濾液を原子吸光法により測定した。

### (III) 分析結果

磁性物及び礫含量 (挿表-11) を見ると、礫含量は第4層が少なく、磁性物含量は第5層の割合が比較的少なくその他の試料に顕著な差は見られない。強いて言えば、第3層と第7層の磁性物含量の割合がやや大きいと言える。しかし、各試料の磁性物を挿表-12/挿図54・55・56で見ると、第3・7層での顕著なピークは特にはみられず、鉄は第6層、マンガンは第3・6層、銅は第2・5層にそれぞれピークが見られる。そこで土壌分析 (挿表-13) を行なった結果、鉄は第2・5層にピークがあり、マンガンは第3・6層にピークが見られ、また銅は第2・7層にピークをもつ。

これらの事から、第6層を集積層として第7層を表層とする一つの文化層が推定され、第3層を集積層として第5層を表層とする文化層があり、また第2層を表層とする文化層が推定されるものと考えられ、現在の表層を考慮すると計4時期の文化層が推定される。その中で、第5層は礫含量が多いという特徴をもつにも拘らず磁性物含量は他層に比較して低く、また磁性物分析では銅の含有率が高く、土壌分析結果では鉄の含有率が高い。従って、第5層から礫を除去して比重の高いものが残るとすれば、鉄の比率が比較的高くなる可能性があるかと推定され、挿



- ① 20VR/2-4/4 褐色、小〜大礫散在表7層
- ② 20VR/2-5/3 暗褐色、小〜大の歪角〜歪門礫散在土層
- ③ 20VR/2-5/4 に近い黄褐色、小〜大の歪角〜歪門礫散在土層
- ④ 1.5YR/2-4/3 灰褐色、小〜大の歪角礫散在土層
- ⑤ 5YR/2-5/3 暗赤褐色、小〜大の歪角礫〜歪門礫散在土層 (多量・平定物散在)
- ⑥ 2.5Y/4 に近い黄色粘質砂礫層 (微小土層散在)
- ⑦ 1.5YR/1-1/2 高褐色、中・大礫散在土層
- ⑧ 8Y/1 暗灰色弱ワシカン花紋砂礫土層
- ⑨ 2.5Y/3 黄褐色粘質角礫散在土層

挿図-50 試掘T-4東壁土層断面実測図

| 試料  | 磁性物含量 | 礫含量  |
|-----|-------|------|
| 第7層 | 0.32  | 26.7 |
| 第6層 | 0.27  | 23.5 |
| 第5層 | 0.12  | 34.7 |
| 第4層 | 0.22  | 5.0  |
| 第3層 | 0.37  | 27.4 |
| 第2層 | 0.28  | 25.4 |

挿表-11 磁性物及び礫含量表

●：単位%  
●●：礫は2mm以上のものとした。

| 試料  | 鉄(Fe) | マンガン(Mn) | 銅(Cu)  |
|-----|-------|----------|--------|
| 第7層 | 110.4 | 1.49     | 0.0457 |
| 第6層 | 272.2 | 2.55     | 0.0209 |
| 第5層 | 191.0 | 1.75     | 0.0981 |
| 第4層 | 148.5 | 1.58     | 0.0320 |
| 第3層 | 140.5 | 1.87     | 0.0452 |
| 第2層 | 126.2 | 1.31     | 0.0658 |

挿表-12 磁性物分析結果一覧表

●：単位mg/g  
●●：磁性物を完全分解し測定

| 試料  | 鉄 (Fe) |                                |      |                                | マンガン (Mn) |                                |      |                                | 銅 (Cu) |                                |        |                                |
|-----|--------|--------------------------------|------|--------------------------------|-----------|--------------------------------|------|--------------------------------|--------|--------------------------------|--------|--------------------------------|
|     | 熱塩酸分解  |                                | 完全分解 |                                | 熱塩酸分解     |                                | 完全分解 |                                | 熱塩酸分解  |                                | 完全分解   |                                |
|     | Fe     | Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub> | Fe   | Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub> | Fe        | Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub> | Fe   | Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub> | Fe     | Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub> | Fe     | Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub> |
| 第7層 | 19.5   | 27.9                           | 28.3 | 34.8                           | 0.0342    | 0.0489                         | 0.50 | 0.82                           | 0.0089 | 0.0153                         | 0.2490 | 0.0009                         |
| 第6層 | 24.5   | 35.0                           | 33.5 | 47.9                           | 0.0431    | 0.0616                         | 0.93 | 1.18                           | 0.0224 | 0.0173                         | 0.1077 | 0.0013                         |
| 第5層 | 35.9   | 51.3                           | 49.7 | 71.1                           | 0.0995    | 0.0890                         | 0.21 | 0.73                           | 0.0111 | 0.0178                         | 0.0368 | 0.0021                         |
| 第4層 | 15.1   | 22.2                           | 26.7 | 38.2                           | 0.0434    | 0.0620                         | 0.30 | 0.45                           | 0.0143 | 0.0108                         | 0.0578 | 0.0009                         |
| 第3層 | 23.2   | 39.2                           | 35.0 | 50.9                           | 0.0677    | 0.0825                         | 0.79 | 0.99                           | 0.0261 | 0.0195                         | 0.0447 | 0.0010                         |
| 第2層 | 18.2   | 24.0                           | 33.0 | 75.8                           | 0.0296    | 0.0423                         | 0.21 | 0.78                           | 0.0115 | 0.0154                         | 0.2039 | 0.0019                         |

挿表-13 余井廣瀬遺跡土壌分析結果一覧表

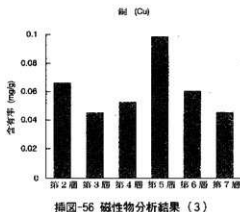
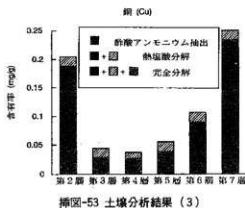
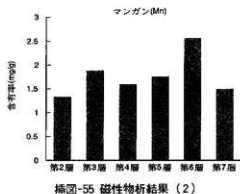
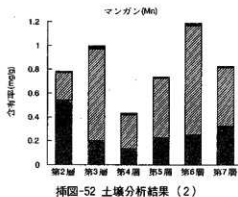
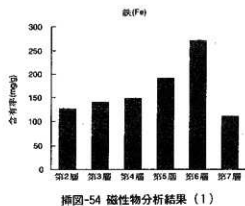
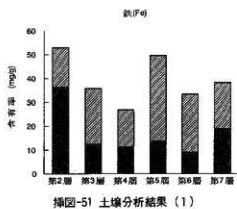
●：単位mg/g  
●●：酢酸アンモニウム (pH=4.5) のみを使用した



表-11にみるように磁性物含量が他層に比して顕著に低い要因を考える必要があらう。

【註・参考文献】

- (1) 東京大学農芸化学教室：『改訂新版 実験農芸化学 上巻』朝倉書店 pp.42  
 (2) 鳥取大学農学部土壌学研究室の方法による  
 (3) 土壌養分測定法委員会：『土壌養分分析法』黄賢堂 pp.310



## 第2節 【余井唐掘遺跡出土の炭片試料】

古川郁夫（鳥取大学助教授）

小泉 純（同 大学院生）

余井唐掘遺跡の旧自然河川で移動式竈・ミニチュア土器等が出土し、何等かの祭祀が自然河川を利用して行われた可能性がある。以下の炭片試料は、この自然河川に伴って検出された炭片であり、調査者により祭祀に関連する可能性が考えられるとして採集された試料である。

近年、埋蔵文化財の発掘調査に伴い多数の遺跡・遺構から多くの木片・埋没自然木等が出土してそれぞれ報告されているが、自然遺物の中でも炭片試料は比較的在地性の強い遺物と考えられ、その試料から得られる情報には色々の事が考えられる。所謂飛来性の性格を有する花粉と異なり、在地性の性格の強い炭片試料は、その当時における遺跡そのものの自然環境に支配される可能性が高いと考えられ、その遺跡の地形・土壌・水文・植生・気象環境等が反映されると同時に、古代人の自然への関わりを認める事が出来、時として人間活動の痕跡を検討出来る試料に恵まれる事がある。

今回の炭片試料は、何等かの祭祀に関連する試料が含まれている可能性が高いと推定されている事より、古代人の精神生活の一端に触れ得る可能性が考えられ、日本における「古代人の木の精神文化」への接近の一助になればと期待する。尚、炭片試料の同定には走査型電子顕微鏡を使用した。

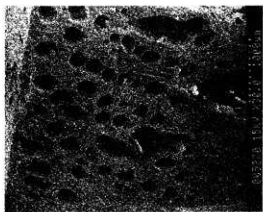
| №    | 出土位置             | 樹種     | 挿図/区    | 備考       |
|------|------------------|--------|---------|----------|
| W-01 | 炭片(Na347)        | クリ     | 38/C-20 | YK920724 |
| W-02 | 炭片(NaYK-W10)     | クリ     | 15/K-14 | YK920824 |
| W-03 | 炭片(NaYK-W11)     | クスノキ科  | 17/J-4  | YK920826 |
| W-04 | 炭片(NaYK・SD-03上層) | タケ類    | 19/F-21 | YK920716 |
| W-05 | 炭片(NaT-1-125)    | オガタマノキ | 22/F-18 | YK9208   |
| W-06 | 炭片(NaT-1-170)    | マツ属    | 23/F-18 | YK920807 |
| W-07 | 炭片(NaYK・SD-03下層) | エノキ    | 20/F-21 | YK920724 |
| W-08 | 炭片(NaYK・SD-03上層) | クリ     | 19/F-21 | YK920716 |
|      |                  | ヒノキ    | 19/F-21 | YK920716 |
| W-09 | 炭片(NaYK・SD-03内)  | タケ類    | 19/F-21 | YK920720 |

挿表-14 同定試料一覧表

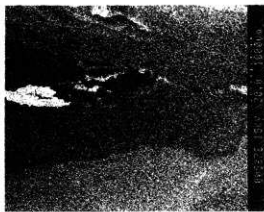
炭片試料同定の結果、試料番号のW-05・06の樹種にオガタマノキとマツ属（アテ材）が認められ注目される。この二片の試料は6世紀後半の移動式竈に伴って検出された炭片である。

オガタマノキは、モクレン科の常緑高木で高さは15～16mにもなり、関東以西の山地に生え、また神社などにも植える香木である。古代にはこの木は御賀玉・拝魂・招魂（ワギタマ）とも書かれ榊と同質の木として認識されていた可能性がある。アテ材のマツとオガタマノキが竈祭祀に伴って炭片として検出された事は貴重である。

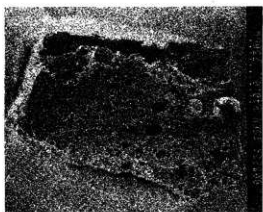
図版 (A) 余井唐堀遺跡出土の炭片 (1)



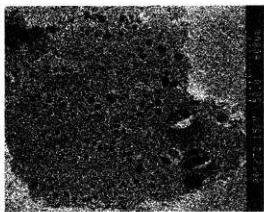
W-01 クリ (木口面)



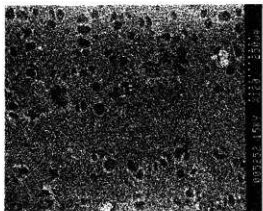
W-01 クリ (木口面)



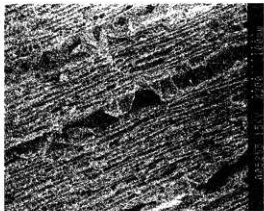
W-02 クリ (木口面)



W-02 クリ (木口面)

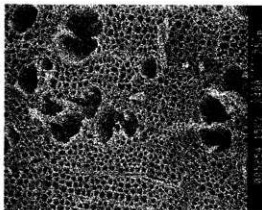


W-03 クスノキ科 (木口面)

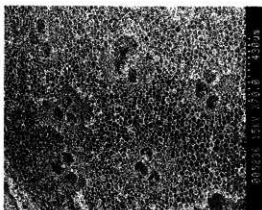


W-03 クスノキ科 (板目面)

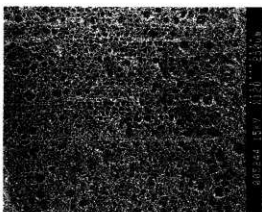
図版 (B) 余井唐堀遺跡出土の炭片 (2)



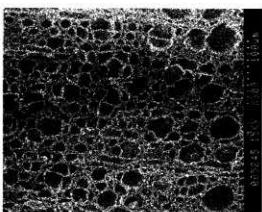
W-03 クスノキ科 (木口面)



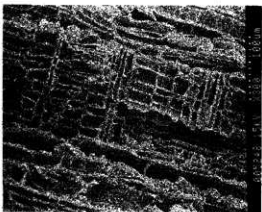
W-04 タケ類 (木口面)



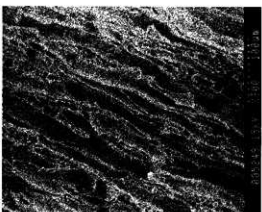
W-05 オガタマノキ (木口面)



W-05 オガタマノキ (木口面)

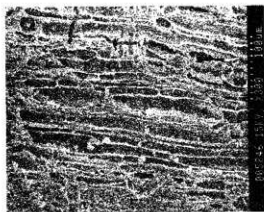


W-05 オガタマノキ (柢目面)

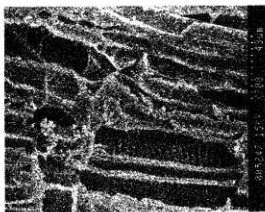


W-05 オガタマノキ (板目面)

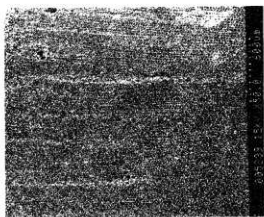
図版 (C) 余井唐堀遺跡出土の炭片 (3)



W-05 オガタモノキ (柱目面)



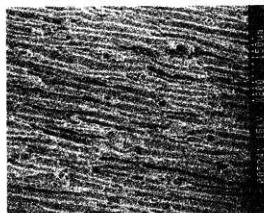
W-05 オガタモノキ (柱目面)



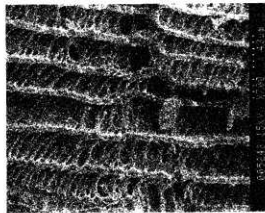
W-06 マツ属 (木口面)



W-06 マツ属 (木口面)

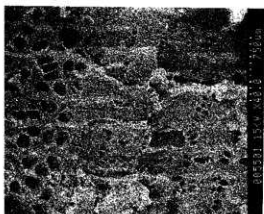


W-06 マツ属 (板目面)

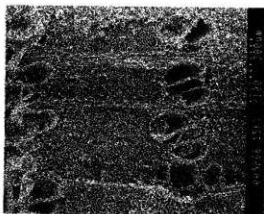


W-06 マツ属 (板目面)

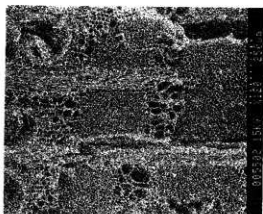
図版 (D) 余井廣樫遺跡出土の炭片 (4)



W-07 エノキ (木口面)



W-07 エノキ (木口面)



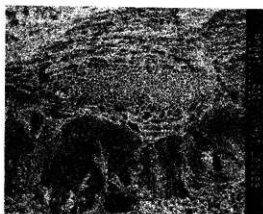
W-07 エノキ (木口面)



W-07 エノキ (椀目面)

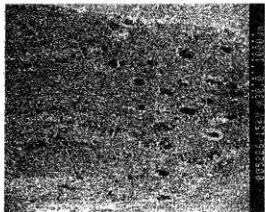


W-07 エノキ (板目面)

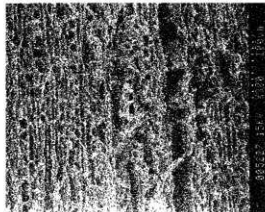


W-07 エノキ (板目面)

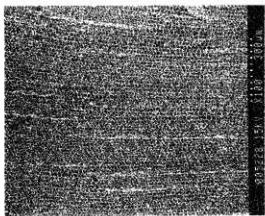
図版 (E) 余井唐堀遺跡、出土の炭片 (5)



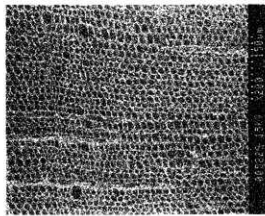
W-08 クリ (木口面)



W-08 クリ (板目面)



W-08 ヒノキ (木口面)



W-08 ヒノキ (木口面)

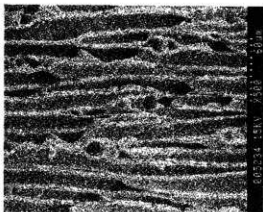


W-08 ヒノキ (板目面)

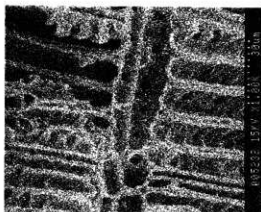


W-08 ヒノキ (板目面)

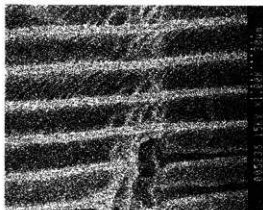
図版 (F) 余井唐堀遺跡出土の炭片 (6)



W-08 ヒノキ (板目面)



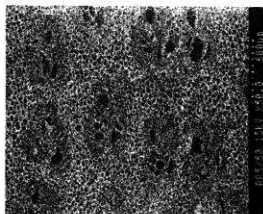
W-08 ヒノキ (柁目面)



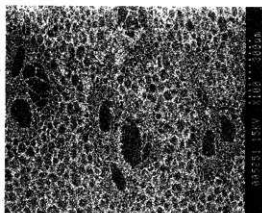
W-08 ヒノキ (柁目面)



W-08 ヒノキ (柁目面)



W-09 タケ類 (木口面)



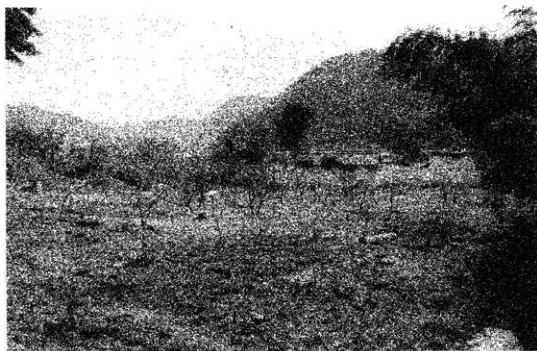
W-09 タケ類 (木口面)



図版(1) 余井唐堀遺跡遠景



余井唐堀遺跡遠景 (東方より)

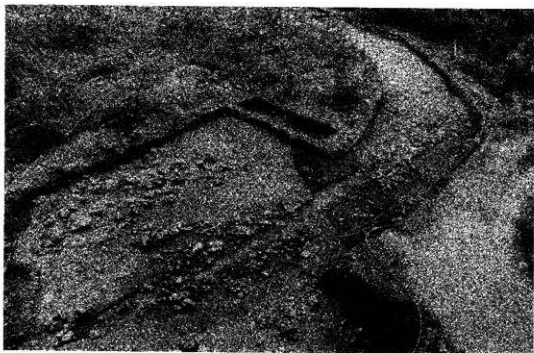


調査前の余井唐堀遺跡 (南方より)

圖版(2) 余井唐堀遺跡全景



余井唐堀遺跡北半部上層遺構面全景 (北方より)



余井唐堀遺跡南半部上層遺構面全景 (南西方より)

図版(3) 余井底堰遺跡南半部全景



余井底堰遺跡南半部上層遺構面全景(西方より)



余井底堰遺跡南半部上層遺構面全景(東方より)

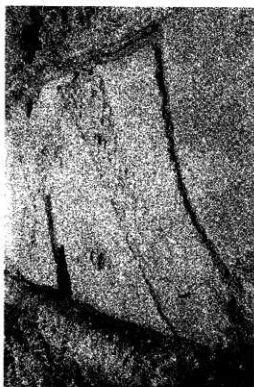
図版(4) 溝状遺構全景



S D-02(B) 溝状遺構全景 (西方より)



S D-04 溝状遺構東半部全景 (北西方より)

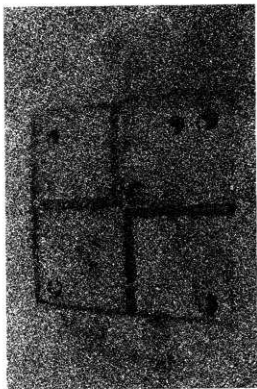


S D-01 溝状遺構全景 (北方より)

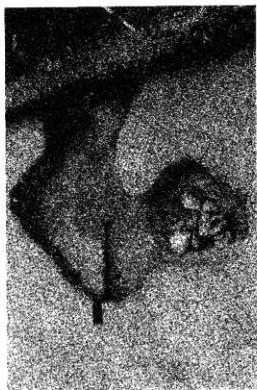


S D-03 溝状遺構全景 (南西方より)

図版(5) SK・SI全景遺構



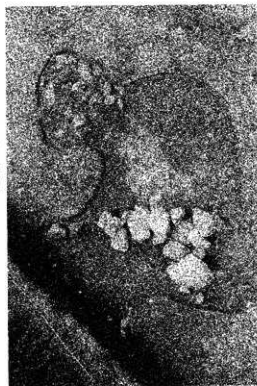
S I-01型穴式住居跡(北東方より)



S K-03・04・05跡遺構中(南方より)



北半部上層遺構群全景(北方より)

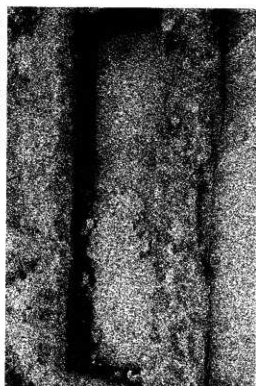


S K-03・04・05検出状況(北西方より)

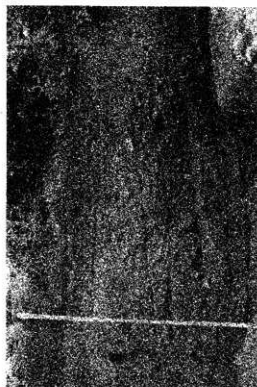
図版(6) SD-03溝状構土層断面



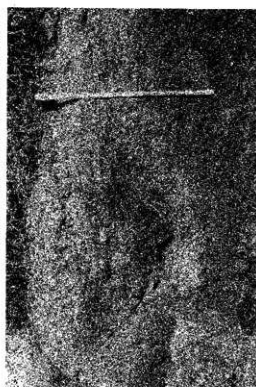
SD-03南壁土層断面(北方より)



第1トレンチ上層遺物全景(西方より)



第2トレンチ(T-4)東壁土層断面(西方より)



SD-03北壁土層断面部分(南方より)

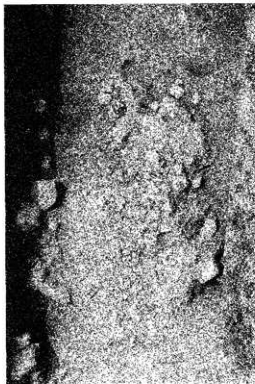
図版(7) 第1トレンチ遺物出土状況



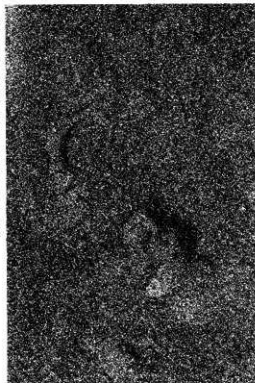
第1トレンチ下層遺物出土状況(東方より)



SK-01 検出状況(東方より)

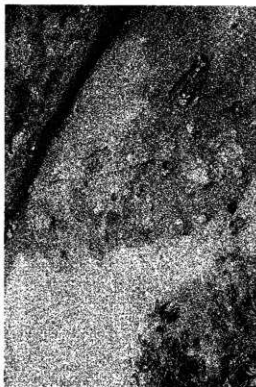


第1トレンチ上層遺物出土状況(西方より)



第1トレンチ中層Po12出土状況(南東方より)

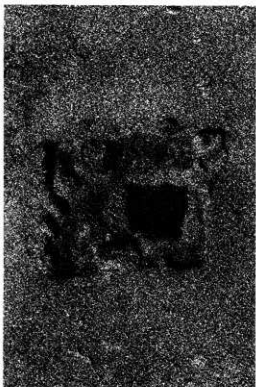
図版(8) SK-02・06検出状況



SD-02(A)・SA-01~02・SK-06~07 (南西方より)



SK-06遺構P39・40出土状況 (北西方より)



SK-02土壌状遺構調査中 (北東方より)



SK-06土壌状遺構全景 (西方より)



図版(9) ミニチュア土器・鞆羽口出土状況



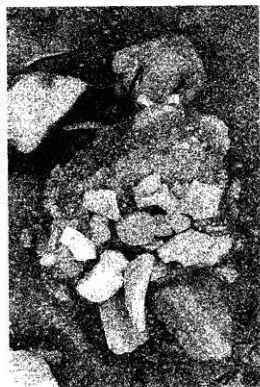
S D-02 (B) 遺構Pol46出土状況 (南東方より)



S D-02 (B) Pol80 (鞆羽口)出土状況 (東方より)

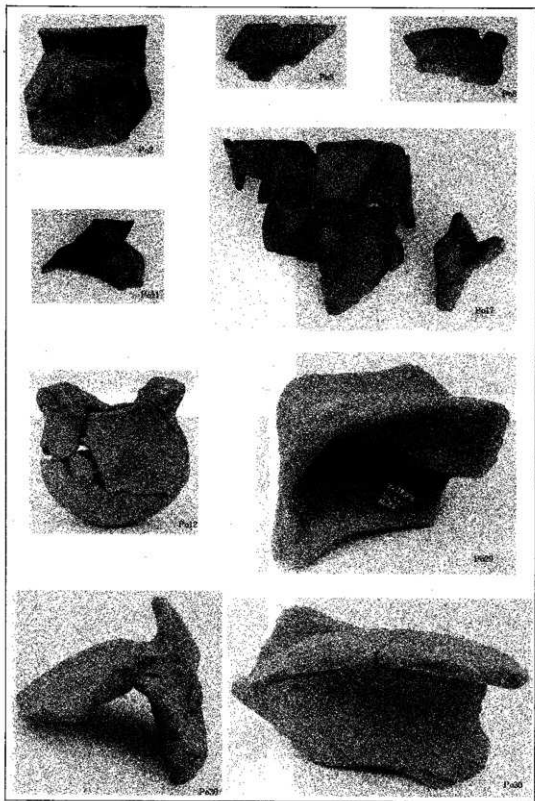


S K-07遺構調査中 (南東方より)

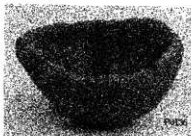
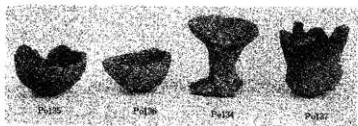
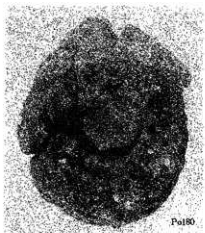


S D-02 (B)、Pol134,135,164出土状況 (西方より)

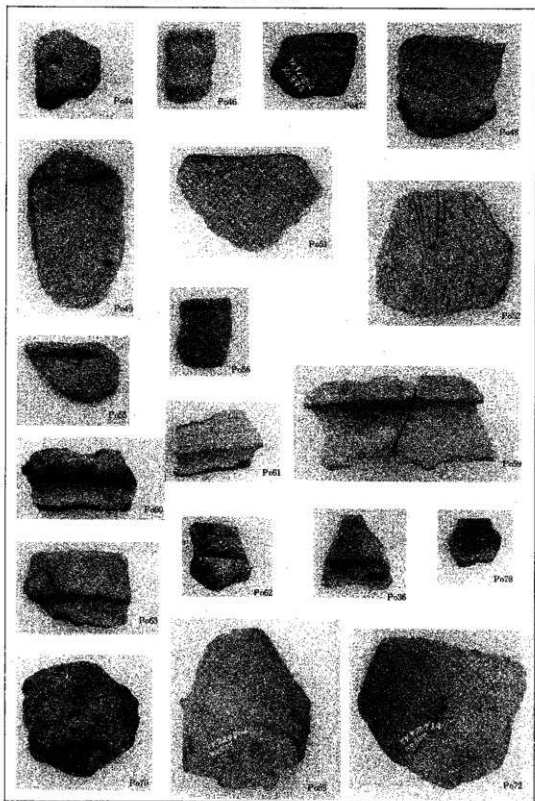
図版(10) 第1トレンチ出土遺物



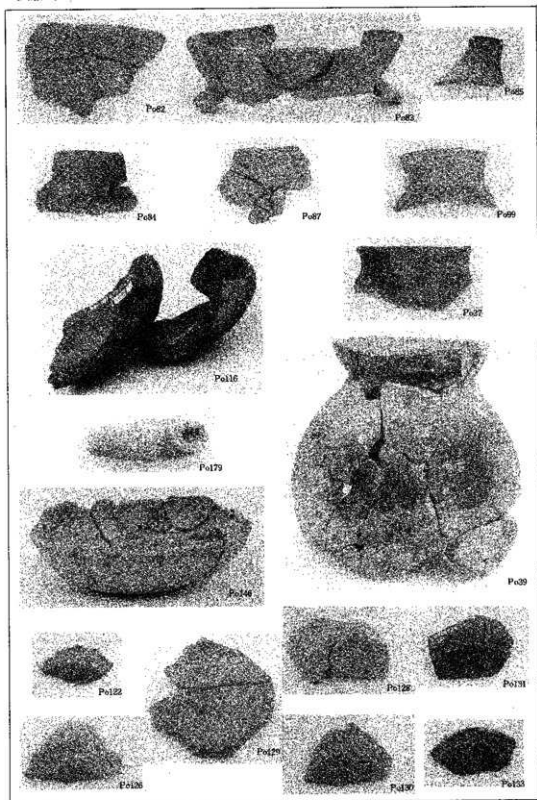
図版(11) 余井唐塚遺跡出土の特殊遺物



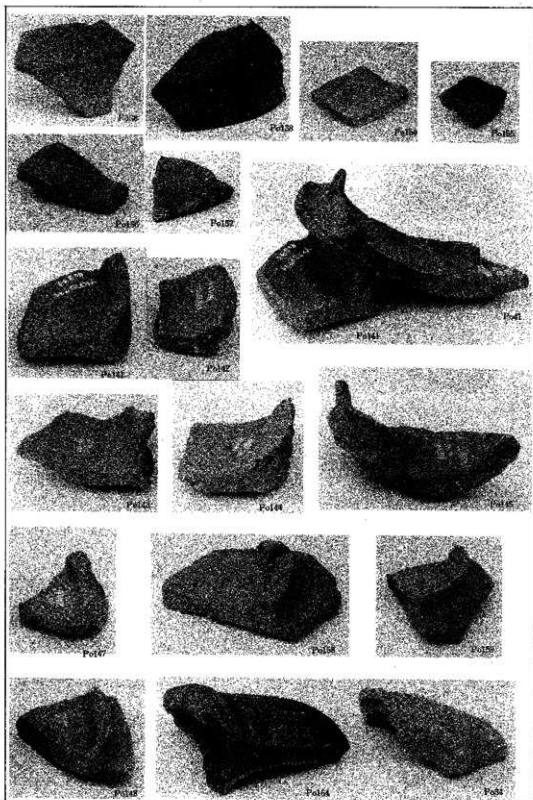
図版 (12) 遺跡出土の縄文・弥生・古式土師器



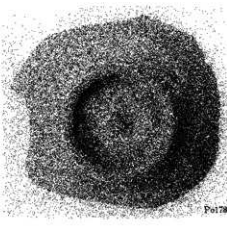
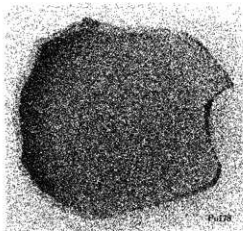
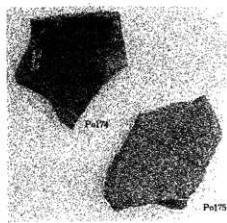
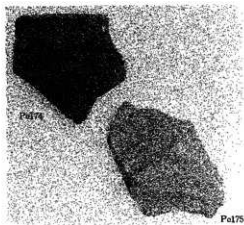
図版 (13) 遺跡出土の土師器・土師質土器



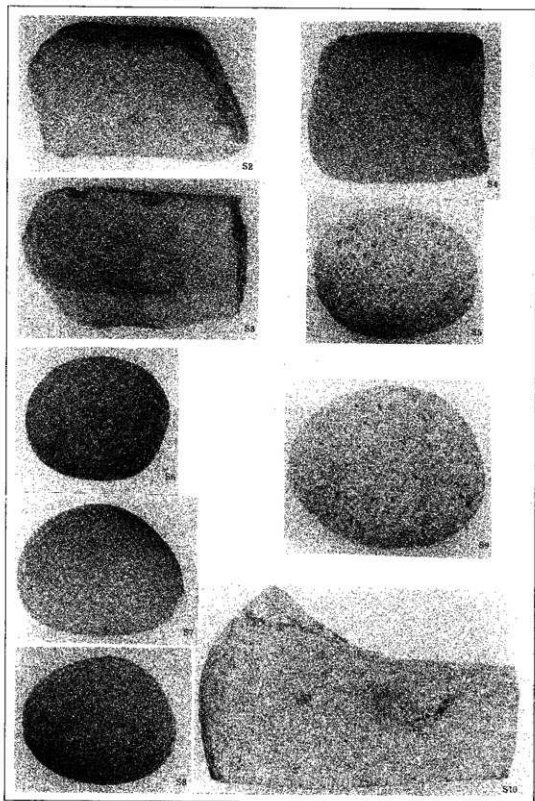
図版 (14) 遺跡出土の須恵器



図版 (15) 遺跡出土の中・近世遺物



図版 (16) 遺跡出土の石器類





**余井唐櫃遺跡発掘調査報告書**

余井谷川荒廃砂防工事に  
伴う埋蔵文化財発掘調査

発行 1993年3月30日

発行者 用瀬町教育委員会  
〒689-12 鳥取県八頭郡用瀬町用瀬832  
TEL 用瀬(085887)-2111

印刷 中央印刷株式会社  
〒689-11 鳥取市南栄町34-2  
TEL 鳥取(0857)53-2221